

旬刊

福
利
厚
生

2019
February

2

上旬号

No.2265

ISSN1343-568X

各種統計から
福利厚生費用の最新状況をみる

特集

2017年度の 福利厚生費

厚労省・内閣

「労働施策基本方針」が閣議決定

連 福利厚生制度の設計から規程整備まで(2) 可児俊信
載 クラブ活動の支援規程～社内コミュニケーションの活性化を目的に～

特集

経団連，厚労省，財務省，経産省，JILPT，米労働省

2017年度の福利厚生費

1 現金給与以外の労働費用	5
2 労働費用の構造はどうなったか	7
3 機能面に着目した福利費の水準	8
4 法定福利費関連の社保料率推移	10

日本経済団体連合会 2017年度

企業の福利厚生費	11
----------	----

厚生労働省 2015年

企業の労働費用総額	45
-----------	----

財務省 2016年度

法人企業統計にみる福利厚生費	48
----------------	----

経済産業省 2016年度

企業活動基本調査にみる福利厚生費	49
------------------	----

労働政策研究・研修機構（JILPT） データブック国際労働比較2018

製造業の労働費用，福利厚生費の国際比較	50
---------------------	----

米労働省 2018年3月期

アメリカにおける付加給付	52
--------------	----

働き方改革方針

厚労省・内閣

「労働施策基本方針」が閣議決定	56
-----------------	----

病院報告

厚労省 医療施設調査・病院報告 2017年

一般病床在院日数は10年間で2.6日短縮	59
----------------------	----

病院報告

文科省 2017年度

私立大学の初年度納付金	64
-------------	----

連載 第2回

福利厚生制度の設計から規程整備まで

可児俊信

クラブ活動の支援規程 ～社内コミュニケーションの活性化を目的に～

アラカルト

福利厚生アラカルト（1月下旬分）	40
------------------	----

指標

福利厚生関連指標（2019年2月分）	65
--------------------	----

2017年度の福利厚生費

2017年度の福利厚生費の変動率は、経団連調べ（17年度）で△3.1%、厚労省調べ（15年）で△0.6%（年率換算）、財務省調べで2.2%（16年度）、経産省調べで4.5%（16年度）、米労働省調べで3.5%（付加給付、18年3月期）だった。経団連調べでは、法定外福利費が過去最も大きな下げ幅である△7.0%を示した。

1

現金給与以外の労働費用

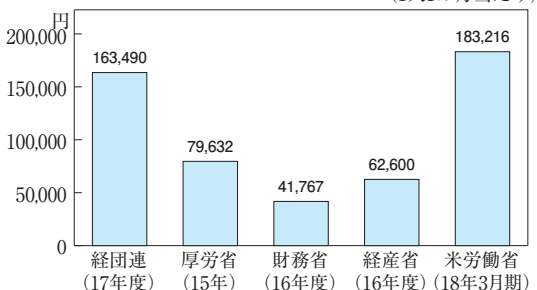
経団連調べで16万3,490円

現金給与以外の労働費用を調査機関別に比較すると図表1-1のようになった。調査時点、調査対象が異なるため単純な比較はできないが、日本で最も高額だった経団連調べでは16万3,490円だった。米労働省の18万3,216円を下回るが、経団連調べには有給休暇の費用等（18年換算で4万2,240円）が含まれていないため、実質的には米労働省調べと遜色ない水準だと思われる。厚労省調べでは、1,000人以上は10万5,189円だった。

経団連調べでは減少傾向

現金給与以外の労働費用を05年度以降について

図表1-1 現金給与以外の労働費用 (1人1カ月当たり)



注 図表1-2による

みると図表1-2のようになった。

経団連調べでは減少傾向にある。05年度に比べると3万円以上低下した。厚労省調べでは15年にはやや増えたが、05年の水準には達していない。財務省調べでは14年以降緩やかな伸びが続いてい

図表1-2 現金給与以外の労働費用の推移

(1人1カ月当たり、円)

区分	経団連 (年度)	厚労省 (年)	財務省 (年度)	経産省 (年度)	米労働省 (3月末)
2005年度	195,286	87,738	39,279		123,550
07	185,352		38,177	60,800	133,410
08	179,377		38,907	65,700	138,340
09	174,043		40,110	68,700	141,150
10	180,067	76,579	40,340	67,500	143,440
11	178,165		41,220	68,300	145,200
12	177,498		40,820	67,080	150,130
13	174,452		39,470	65,400	152,420
14	173,378		40,340	63,900	158,930
15	176,310	79,632	40,850	61,800	170,900
16	173,771		41,767	62,600	171,250
17	163,490				177,060
18					183,216

注 厚労省は「就労条件総合調査」（30人以上）、経団連は「福利厚生費調査」（経団連会員企業）、財務省は「法人企業統計」（資本金1,000万円以上）、経産省は「企業活動基本調査」（50人以上かつ資本金3,000万円以上）、米労働省は「雇用者負担調査」（1人以上）、米労働省は1ドル110円、月160時間で本誌試算、現金給与以外の労働費用は、厚労省は福利厚生費+現物給与+退職給付+教育訓練費+その他の労働費用、経団連は福利厚生費+通勤手当+通勤費+退職金、財務省、経産省は退職金を含む福利厚生費、米労働省は18年3月期の付加給付

る。経産省調べでは6万円台で推移している。米労働省調べでは一貫して増加傾向を保っている。

経団連調べの現金給与以外の指数

経団連調べの現金給与以外の労働費用の指数は図表1-3のとおり、10年度=100で17年度まで一度も100を上回ったことがなく、90台で推移しており、なかでも17年度も90.8だった。

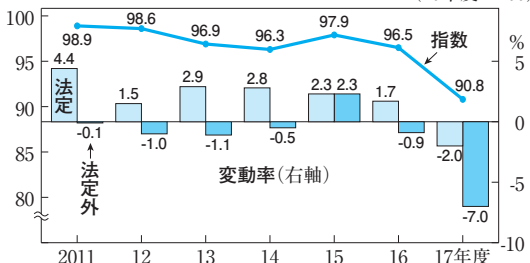
現金給与以外の労働費用の66.3%（17年度）を占める福利厚生費の変動率をみると、法定福利費は10年度から17年度まで17年度を除きプラスで推移しているが、法定外福利費は8年のうちマイナスだった年度が7回を占めた。

厚労省調べの現金給与以外の指数

厚労省調べの現金給与以外の労働費用を90年=100とした指数でみると図表1-4のとおり、いずれも基準年を上回り、15年も基準年割れギリギリだったが102.9を示した。

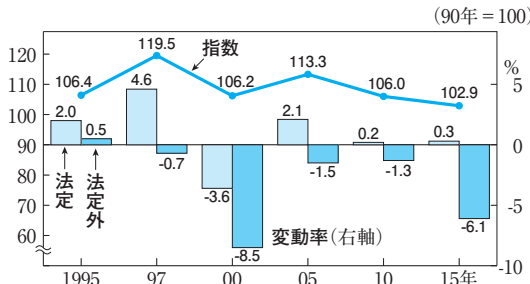
現金給与以外の労働費用の68.1%（15年）を占める福利厚生費の年率換算変動率は、法定外福利費はマイナスを記録した調査年が多く、95年から

図表1-3 経団連調べによる現金給与以外の労働費用の指数と福利厚生費の変動率（10年度=100）



注 現金給与以外の労働費用は福利厚生費+退職金、通勤手当・通勤費

図表1-4 厚労省調べによる現金給与以外の労働費用の指数と福利厚生費の年率換算変動率（90年=100）



注 年率換算変動率は本誌試算

の6回の調査年で5回を記録した。なかでも、98～00年、11～15年はマイナス幅が大きかった。

労働費用に占める現金給与以外の割合

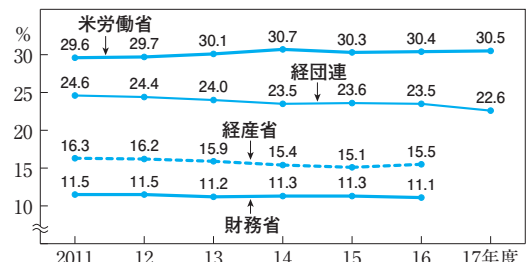
労働費用に占める現金給与以外の労働費用の割合の推移は図表1-5のとおりだった。

経団連調べでは、11年度の24.6%が17年度には22.6%に低下した。財務省調べは、11%台の横ばいで推移しており、16年度も11.1%だった。経産省調べでは、11年度の16.3%が15年度までの間に15.1%へと低下したが、16年度には15.5%になった。

これに対し、米労働省調べでは、総報酬に占める付加給付の割合は増加しており、12年3月期の29.7%が18年3月期には30.5%にアップした。

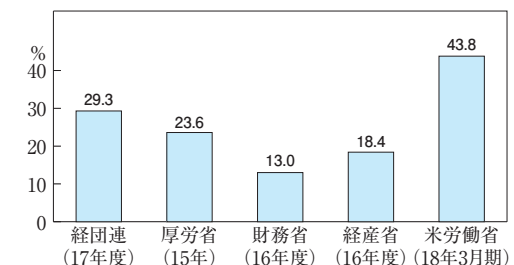
現金給与総額に占める現金給与以外の労働費用の割合は直近値で図表1-6のようになった。経団連調べは29.3%、厚労省調べは23.6%（1,000人以上は28.0%）だった。

図表1-5 労働費用に占める現金給与以外の労働費用の割合の推移



注 経団連は「福利厚生費調査」の現金給与総額+福利厚生費+退職金+通勤手当・通勤費に占める現金給与総額以外の割合、財務省は「法人企業統計」の人件費に占める福利厚生費の割合、経産省は「企業活動基本調査」の給与総額+福利厚生費に占める福利厚生費の割合、米労働省は「雇用者負担調査」の総報酬に占める付加給付の割合、アメリカ以外は年度、アメリカは各翌年3月期（17年度は18年3月期をいう）

図表1-6 現金給与総額に占める現金給与以外の労働費用の割合



注 現金給与以外の労働費用の構成は図表1-2参照

2

労働費用の構造は怎么样了か

経団連調べで総額の22.6%を配分

従業員1人にかかる1か月当たりの労働費用の配分構造を大企業を中心とした17年度の経団連調べからまとめると図表2-1のようになった。

労働費用総額は72万2,022円で、内訳は、現金給与総額が55万8,532円、福利厚生費+通勤手当+通勤費+退職金の費用が16万3,490円だった。総額に占める福利厚生費+通勤手当+通勤費+退職金の費用の割合は、現金給与総額が△1.3%、現金給与以外の費用が△5.9%だったことによって、16年度の23.5%が22.6%へと減った。

費用の内訳構成では、法定福利費が最も大きく11.8%、次いで退職金の6.4%、法定外福利費の3.2%、通勤手当+通勤費の1.3%の順だった。

このように、企業では、従業員に対し、現金給与以外にも多くの費用を配分している。しかし、これらの費用の存在は、通常、従業員側には実感が乏しい。法定福利費は1人1か月当たり8万4,884円にのぼっているが、実際には企業が別途支払うため、従業員は、自己負担分と同額以上を企業が負担していると認識しつつも、実感を伴うことはほとんどない。実感するのは、退職後に自分で保険料を支払わなければならないようになったときであろう。

法定外福利費にも同じことがいえる。住宅関連には1万1,436円が配分されているが、利子補給利用者、社宅や独身寮入居者であれば、経済的利益を実感するだろうが、非利用者はこれらの利益とは無縁だ。

退職金に関しては、退職しなければ給付額を実感できない。もちろん、モデル上で受給予想額は把握できるが、日常的な実感は乏しい。

厚労省調べは総額の19.1%を配分

次に、中小企業を含む厚労省の最新データである15年調べから従業員1人1か月当たりの労働費用をみると図表2-2のようになった。

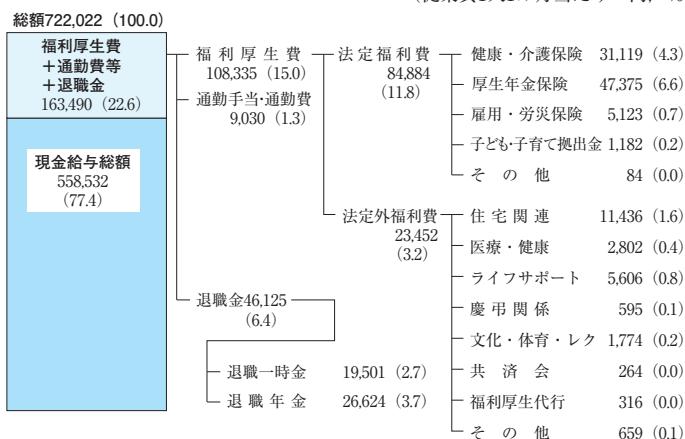
厚労省調べは3~5年間隔で行なわれている。最新調査の15年では総額41万6,824円のうち、福利厚生費+現物給与等+退職給付は7万9,632円で、総額の19.1%を占めた。

内訳では法定福利費が11.4%で最も多く、次いで退職給付が4.5%、法定外福利費が1.6%、現物給与+その他が1.3%だった。

図表2-1

経団連調べの労働費用の構造 (17年度)

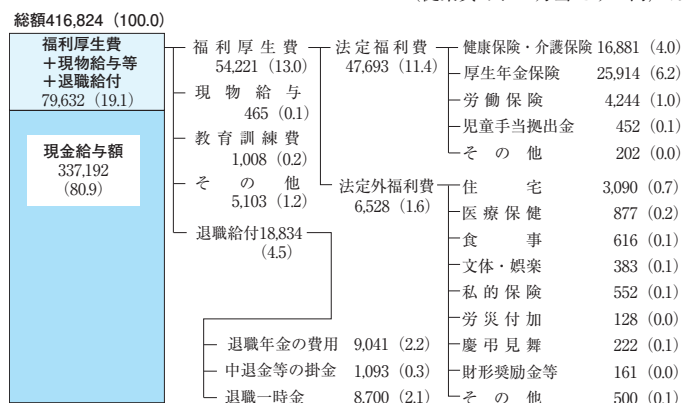
(従業員1人1か月当たり：円、%)



図表2-2

厚労省調べの労働費用の構造 (15年)

(従業員1人1か月当たり：円、%)



注 常用労働者30人以上の企業

3

機能面に着目した福利費の水準

育児・介護の費用が連続して増加

福利厚生費における法定、法定外の枠を取り払い、これに通勤関係と退職金の費用を加えて機能面に着目して分類してみた。

これは、84年版の旧労働省の「労働白書」が試みた方式で、本誌では同方式を参考に図表3-1のように、経団連調べの費用を分類した。

こうした分類によって、福利厚生費がどの機能に重点投下されているか、法定と法定外の両福利費がどう組み合わせられて福利厚生施策として展開されているかを把握できる。

図表3-1 8大費目の内訳

(経団連調べ、17年度、円)

8大費目	内 訳	費用
1 財産形成の費用 1,499 (1,576)	持ち家援助費	569
	財産形成の費用	930
2 給与住宅の費用 10,867 (11,779)	世帯用・単身者用住宅費	10,867
3 健康づくりの費用 29,907 (30,747)	健康保険料	27,105
	医療・健康の施設運営の費用	1,826
	ヘルスケアサポートの費用	976
4 生活援護の費用 12,039 (12,308)	給食費	1,571
	通勤施設費・通勤手当・通勤費	9,505
	購買・ショッピングの費用	236
	被服	486
	ファミリーサポートの費用	241
5 育児・介護 5,605 (5,449)	育児関連、子ども・子育てで拠出金	1,591
	介護保険料・介護費	4,014
6 余暇の費用 1,774 (1,989)	文・体・レク施設運営費	711
	文・体・レク活動への補助金	1,063
7 不測事態の費用 7,126 (7,891)	雇用保険料・労災保険料	5,123
	私的保険への拠出金	1,144
	慶弔金	526
	共済会補助金	264
	法定超付加給付費	69
8 老後保障の費用 93,500 (100,921)	厚生年金保険料	47,375
	退職一時金支払額	19,501
	退職年金の費用	26,624
合 計	162,317 (172,660)	

- 注1 健康保険料と介護保険料は本誌推計で按分
- 2 法定福利費のその他(84円)、ライフサポートの費用のその他(129円)、福利厚生代行サービス費(316円)、その他の費用(659円)の計1,188円を除く
- 3 8大費目と合計の()内は16年度

17年度の配分構成は図表3-1、3-2のとおりで、老後保障の費目が57.6%を占めた。

費目別では、育児・介護の費用が増加した。変動率は2.9%で、8年連続で増加した(図表3-3)。

財産形成の費用も低下

財産形成の費用は図表3-4のとおり、10年度の1,579円から17年度には1,499円へと低下しており、10年度=100とした指数は16年度は99.8、17年度は94.9を示した。

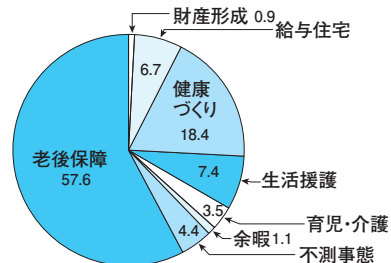
給与住宅の費用は図表3-5のとおり、10年度=100とした指数は16年度まで98~100で推移していたが、17年度は大きく落ち込んだ。

健康づくりの費用は8年ぶりに低下

健康づくりの費用は17年度に2.7%減った。

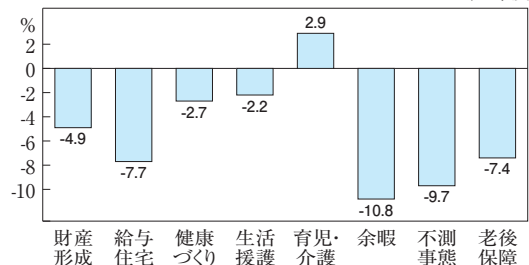
健康づくりの費用の動きをみると図表3-6のとおり、10年度=100とした指数は16年度には135.5になったが、17年度は120.1に低下した。

図表3-2 福利費の配分構成 (17年度、%)



注 図表3-1による

図表3-3 機能別の福利費の変動率 (17年度)



注 図表3-1による

生活援護は90.4に低下

生活援護の費用は図表3-7のとおり、10年度=100とした指数は、12年度には101.7になった。その後は低下傾向が続き、15年度には95.1に、16年度は94.2に、17年度は90.4に低下した。

育児・介護の指数は17年度で124.9に

育児・介護の費用は10年度=100とした指数で図表3-8のとおり、13年度以降増加に転じ、17年度は124.9になった。

余暇は84.3に低下

余暇の費用は図表3-9のとおり、13~15年度は横ばいだったが、10年度=100とした指数は14年

度、15年度とも92.3に、16年度は94.5に回復したものの、17年度は84.3に低下した。

余暇の費用の内訳では、施設運営費が減少傾向にある中で、活動への補助金の変動率は03年度以降は09年度、16年度を除きプラスを保っている。

不測事態の費用は図表3-10でみると、12年度以降減少し、14年度、15年度は僅かに増加したが、16年度、17年度は下がった。10年度=100とした指数は17年度には78.6になった。

老後保障は17年度で84.0に

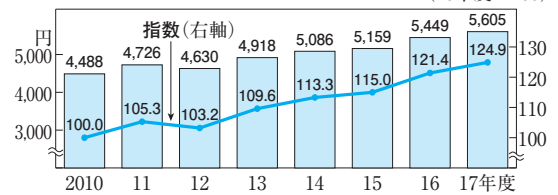
8大費目の中で最大の金額を占める老後保障の費用は図表3-11のとおり、10年度=100とした指数で17年度は84.0を示した。

退職金支払額の減少が主因と考えられる。

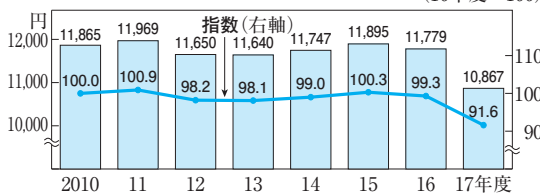
図表3-4 財産形成の費用と指数 (10年度=100)



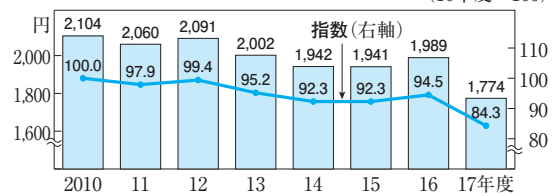
図表3-8 育児・介護の費用と指数 (10年度=100)



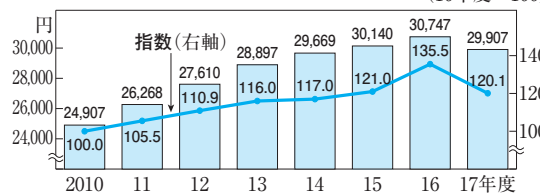
図表3-5 給与と住宅の費用と指数 (10年度=100)



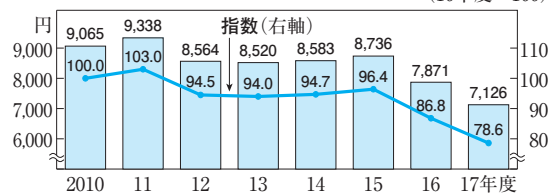
図表3-9 余暇の費用と指数 (10年度=100)



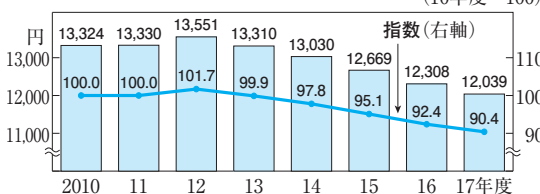
図表3-6 健康づくりの費用と指数 (10年度=100)



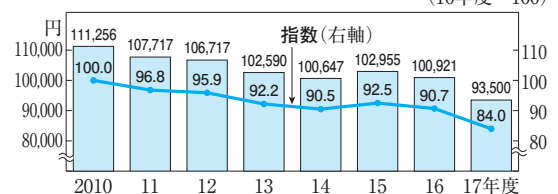
図表3-10 不測事態の費用と指数 (10年度=100)



図表3-7 生活援護の費用と指数 (10年度=100)



図表3-11 老後保障の費用と指数 (10年度=100)



4

法定福利費関連の社保料率推移

人口減少は、社会保険料の負担をさらに大きくするとされている。

10～17年度の法定福利費に関連する社会保険料率の動向をまとめると下表のようになった。

最も費用が高額な厚生年金保険は料率がこれまで毎年度アップし、17年度には千分の183.00（労使計）になり、ここで固定されることになった。

次いで額の大きい健康保険の料率は、協会けんぽでは12年度以降、全国平均で千分の100（労使計）になった。組合健保の平均保険料率は毎年度高くなっており、17年度の決算見込みでは千分

の49.85（事業主負担分）になった。

雇用保険の料率は、10年度には千分の15.5（労使計）にアップしたが、12年度は13.5に、16年度は11.0に、17年度は9.0に低下した。

労災保険の料率は低下を続けており、15年度からは全業種平均で千分の4.7になっている。

介護保険の料率は、協会けんぽ、組合健保とも増加を続けており、17年度からは協会けんぽが0.7ポイント増えて千分の16.5（労使計）に、組合健保も17年度の決算見込みで千分の7.40（事業主負担分）に増えた。

法定福利費に関連する社会保険の料率変更等の推移

※は次回改定まで同率

年度	健康保険	厚生年金保険	労働保険	介護保険・その他
2010年	・組合健保の事業主負担保険料率 平均1,000分の42.2 ・協会けんぽの平均料率1,000分の93.4	・9月より 保険料率1,000分の160.58（労使計）	・雇用保険料率1,000分の15.5（事業主負担は9.5）※	・介護保険料率 協会けんぽ1,000分の15.0（労使計）、組合健保1,000分の5.94（事業主負担分）
11年	・組合健保の事業主負担保険料率 平均1,000分の43.78 ・協会けんぽの平均料率1,000分の95.0	・9月より 保険料率1,000分の164.12（労使計）		・介護保険料率 協会けんぽ1,000分の15.1（労使計）、組合健保1,000分の6.34（事業主負担分）
12年	・組合健保の事業主負担保険料率 平均1,000分の45.58 ・協会けんぽの平均料率1,000分の100（労使計）※	・9月より 保険料率1,000分の167.66（労使計）	・雇用保険料率1,000分の13.5（事業主負担は8.5）※ ・労災保険料率全業種平均1,000分の4.8※	・介護保険料率 協会けんぽ1,000分の15.5（労使計）、組合健保1,000分の6.67（事業主負担分） ・児童手当拠出金1,000分の1.5
13年	・組合健保の事業主負担率 平均1,000分の47.31	・9月より 保険料率1,000分の171.2（労使計）		・介護保険料率 組合健保1,000分の5.87（事業主負担分）
14年	・組合健保の事業主負担率 平均1,000分の48.37	・9月より 保険料率1,000分の174.74（労使計）		・介護保険料率 協会けんぽ1,000分の17.2（労使計）、組合健保1,000分の7.11（事業主負担分）
15年	・組合健保の事業主負担率 平均1,000分の49.16	・9月より 保険料率1,000分の178.28（労使計）	・労災保険料率全業種平均1,000分の4.7※	・介護保険料率 協会けんぽ1,000分の15.8（労使計）※、組合健保は1,000分の7.13（事業主負担分）
16年	・組合健保の事業主負担率 平均1,000分の49.56	・9月より 保険料率1,000分の181.82（労使計）	・雇用保険料率1,000分の11.0（事業主負担は7.0）	・介護保険料率 組合健保は1,000分の7.18（事業主負担分） ・子ども・子育て拠出金 1,000分の2
17年	・組合健保の事業主負担率 決算見込みで平均1,000分の49.85	・9月より 保険料率1,000分の183.00（労使計）	・雇用保険料率1,000分の9.0（事業主負担は6.0）	・介護保険料率 組合健保は決算見込みで1,000分の7.40（事業主負担分） ・介護保険料率 協会けんぽ1,000分の16.5（労使計） ・子ども・子育て拠出金 1,000分の2.3

企業の福利厚生費

— 法定外福利費の変動率は過去最高の△7.0%に低下 —

2017年度の企業の福利厚生費は、法定が8年ぶりに△2.0%に、法定外は過去最も大幅な低下であった09年度のリーマンショック時の△6.2%を上回る初の△7.0%を示した。法定と法定外を合わせた福利厚生費の変動率は△3.1%だった。実額は前年度の11万円台を下回る10万8,335円になった。総額人件費は年額866.4万円となり△2.4%低下した。

1

総額人件費と現金給与総額

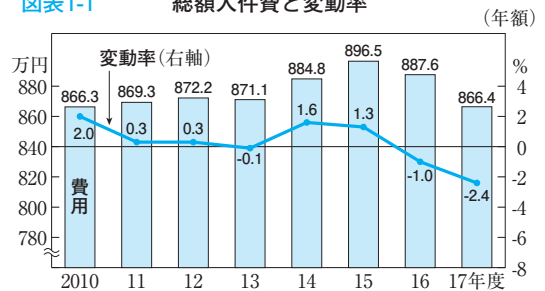
総額人件費の動き

■ 17年度の総額人件費は年額866.4万円

現金給与総額に福利厚生費、通勤手当・通勤費、退職金を加えた総額人件費年額は09年度の848.9万円を底に図表1-1のように、10年度から15年度まで回復傾向にあった。

16年度の変動率は現金給与総額、法定外福利費の低下で△1.0%の低下を示した。17年度は866.4万円となり、16年度を21.2万円下回った。変動率は△2.4%だった。

図表1-1 総額人件費と変動率



近年最高の06年度の934.7万円に比べると17年度は68.3万円下回っており、15年度の896.5万円を30.1万円下回り、900万円台から遠のいた。

図表1-2

福利厚生費と現金給与総額

(従業員1人1か月当たり、以下すべて同じ、カッコ内は対前年度変動率)

区分	2015年度	16年度	17年度
現金給与総額	570,739円 (1.2%)	565,932円 (△0.8%)	558,532円 (△1.3%)
福利厚生費	110,627円 (2.1%)	111,844円 (1.1%)	108,335円 (△3.1%)
法定福利費	85,165円 (2.0%)	86,622円 (1.7%)	84,884円 (△2.0%)
法定外福利費	25,462円 (2.3%)	25,222円 (△0.9%)	23,452円 (△7.0%)
退職金	56,514円 (2.3%)	52,890円 (△6.4%)	46,125円 (△12.8%)
福利厚生費 + 退職金	167,141円 (2.1%)	164,734円 (△1.4%)	154,460円 (△6.2%)
福利厚生費 / 現金給与総額	19.4%	19.8%	19.4%
法定福利費 / 現金給与総額	14.9%	15.3%	15.2%
法定外福利費 / 現金給与総額	4.5%	4.5%	4.2%
退職金 / 現金給与総額	9.9%	9.3%	8.3%
(福利厚生費 + 退職金) / 現金給与総額	29.3%	29.1%	27.7%
法定福利費 / 福利厚生費	77.0%	77.4%	78.4%
法定外福利費 / 福利厚生費	23.0%	22.6%	21.6%

総額人件費は回復基調にあったが、06年度を取り戻すには至っていない。

■総額人件費の増減構成

17年度の対前年度総額人件費の増減年額の内訳構成は図表1-3のようになった。

増減内訳は、現金給与総額が8万8,800円減、法定福利費は2万856円減だった。法定外福利費は2万1,240円の減少だった。通勤手当・通勤費は84円の減少、退職金は8万1,180円の大減だった。法定外福利費は過去最高額だった96年度に比べると7万5,648円減少した。

現金給与総額の動き

■現金給与総額は1.3%減の55.9万円

17年度の賃金、諸手当、時間外給与、賞与・一時金を合わせた従業員1人1カ月当たりの現金給与総額は55万8,532円。変動率は△1.3%だった。

現金給与総額の変動率は、オイルショック時の73、74の両年度には20%台の大幅増を示した。しかし、77～92年度は1桁台の増加幅に低下、93年度にはごく僅かだが、調査開始以来初のマイナス(△0.04%)を記録した。

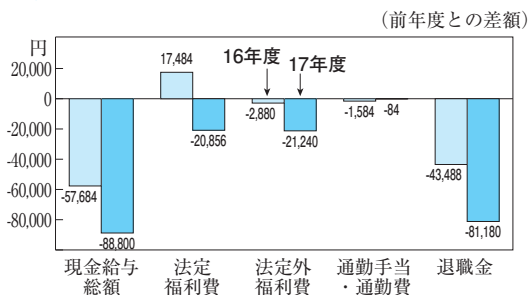
94～96年度は2～3%が続いた。97年度には2度目のマイナス(△0.2%)に、98～00年度は1%未満に低迷、02年度は3度目のマイナス(△0.6%)を示した。03～06年度には僅かながらプラスを維持していたが、この時点辺りから、現金給与総額の右肩上がり終焉した。

10年度に対する17年度の変動率は3.1%だった。

■10年度基準指数は103.1に

現金給与総額を10年度=100とした指数でみると図表1-4のとおり、17年度は103.1になった。

図表1-3 総額人件費の増減年額の内訳



指数は98～08年度は基準年度の水準を上回り、09年度を除き17年度まで基準年度を下回ることなく推移しているが、指数は低下、17年度は基準年を1万6,666円上回る103.1にとどまった。

■17年度の変動率は2年続けてマイナス

現金給与総額の17年度の変動率は、2年続けてマイナスになった。実額は55万円台にとどまり、最近の最高額だった06年度の58.8万円を2.9万円下回った。

現金給与総額の10年度以降の変動率は図表1-5のとおり、10～15年度はプラスで推移していたが、16年度は△0.8%、17年度は△1.3%になった。

■毎勤統計でも賃金指数は低下

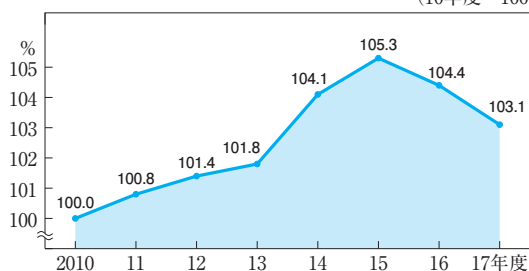
厚労省の「毎月勤労統計調査」をみると、一般労働者の名目賃金指数(5人以上)は基準年(00年)を上回っている。

毎月勤労統計調査の名目指数は、00年から17年までの8年間でプラスは7回、上げ幅の最大は10年の1.0%、次いで14年の0.9%だった。下げ幅は12年の△0.3%だった。

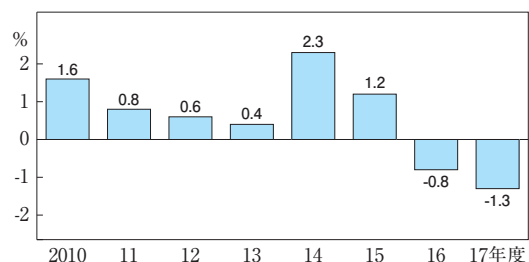
こうした動きの結果、10年度=100とした名目指数は17年確報で102.9になり、図表1-4とほぼ同様に推移している。

実質賃金指数は、00年=100として、17年は95.2だった。

図表1-4 現金給与総額の指数 (10年度=100)



図表1-5 現金給与総額の変動率



福利厚生費の動向

■17年度の現金給与以外の変動率は△5.9%

法定福利費と法定外福利費の合計である福利厚生費に通勤手当・通勤費、退職金を加えた17年度の現金給与以外の費用を図表2-1から計算すると16万3,490円だった。変動率は16年度の△1.4%から△5.9%になった。

近年の現金給与以外の費用は、14年度17万3,378円、15年度17万6,310円、16年度17万3,771円と17万円台で推移していた。

図表2-1 福利厚生費、通勤手当・通勤費、退職金の合計費用の変動率は△5.9%

(17年度)

項目	従業員1人1カ月 当たり額 (円)	構成比 (%)		対前年度 変動率 (%)
現金給与総額	558,532			△ 1.3
福利厚生費	108,335	100.0		△ 3.1
法定福利費	84,884	78.4	100.0	△ 2.0
健康保険・介護保険	31,119	28.7	36.7	△ 1.7
厚生年金保険	47,375	43.7	55.8	△ 1.4
雇用保険・労災保険	5,123	4.7	6.0	△12.7
子ども・子育て拠出金	1,182	1.1	1.4	13.5
その他	84	0.1	0.1	133.4
法定外福利費	23,452	21.6	100.0	△ 7.0
住宅関連	11,436	10.6	48.8	△ 7.4
医療・健康	2,802	2.6	11.9	△10.8
ライフサポート	5,606	5.2	23.9	△ 6.0
慶弔関係	595	0.5	2.5	△ 3.4
文化・体育・レク	1,774	1.6	7.6	△10.8
共済会	264	0.2	1.1	6.9
福利厚生代行サービス費	316	0.3	1.3	△ 0.6
その他	659	0.6	2.8	10.9
通勤手当・通勤費	9,030			△ 0.1
退職金	46,125	100.0		△12.8
退職一時金	19,501	42.3		△15.4
退職年金	26,624	57.7		△10.8

(参考)

カフェテリアプラン消化ポイント総額 (法定外福利費の内数)	4,842	※導入企業 (97社) のうち項目別利用実績 判明分を集計	11.5
-------------------------------	-------	----------------------------------	------

注1 四捨五入の関係上、100%あるいは合計数値にならない場合がある

注2 法定福利費のうち「雇用保険・労災保険」には石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金を含む、「その他」は、船員保険の保険料、労基法上の法定補償費、石炭鉱業年金基金への拠出金

注3 カフェテリアプランの消化ポイント総額は、利用枠のうち、実際に利用された部分を円換算したものの

注4 現金給与総額、福利厚生費 (法定福利費と法定外福利費)、通勤手当・通勤費、退職金の合計は、従業員1人当たり月額が72万2,023円、年額にすると866万4,276円になる (前年度比△2.4%)

別表 集計企業の労務構成 (17年度)

集計企業数	658社 (製造業44.5%, 非製造業55.5%)
1社当たり平均従業員数	4,661人 (4,284人)
平均年齢	42.0歳 (41.8歳)

注 () 内は16年度

■17年度の福利厚生費変動率は△3.1%

17年度の福利厚生費は図表2-1のとおり10万8,335円だった。03年度に10万円台になって以来、09年度を除き14年度まで10万円台で推移していたが、15年度以降は11万円台に、17年度は3年ぶりに10万円台に戻った。

17年度の福利厚生費の変動率がマイナスになった要因は、法定福利費の変動率が△2.0%を示したことに加え、法定外福利費の変動率が△7.0%だったことによる。

福利厚生費の動きを長期的にみると、70年度に1万円台になったのち、74年度には2万円台に、76

年度には3万円台に、80年度には4万円台に、83年度には5万円台になった。88年度には6万円台となり、94年度には8万円台に、96年度には9万円台になった。前述のとおり03～14年度は09年度を除き10万円台前半で推移、15～16年度は11万円台になった。17年度は3年ぶりに10万円台に低下した。

図表2-2

17年度の福利厚生費は10万8,335円に

(円)

区 分	現金給与 総 額	福利厚生費			退職金	福利厚生費 +退職金	福利厚生費の 対現金給与総 額比率 (%)
		合 計	法定福利費	法定外福利費			
1965年度	49,273	6,197	2,897	3,300	2,814	9,011	12.6
70	96,417	11,159	5,604	5,555	4,104	15,263	11.6
75	218,877	27,095	14,897	12,198	11,306	38,401	12.4
76	241,964	31,494	17,854	13,640	12,182	43,676	13.0
77	262,601	34,285	20,397	13,888	15,131	49,416	13.1
78	281,331	37,877	22,620	15,257	20,438	58,315	13.5
79	297,512	39,180	23,488	15,692	18,837	58,017	13.2
80	320,575	43,957	26,375	17,582	18,298	62,255	13.7
81	340,045	47,649	29,632	18,017	19,483	67,132	14.0
82	357,213	49,675	31,106	18,569	21,115	70,790	13.9
83	371,493	51,712	32,296	19,416	25,784	77,496	13.9
84	389,641	54,025	33,844	20,181	26,792	80,817	13.9
85	398,630	56,797	36,420	20,377	32,296	89,093	14.2
86	415,488	58,826	38,536	20,290	32,651	91,477	14.2
87	422,568	59,712	38,917	20,795	35,837	95,549	14.1
88	437,933	61,778	40,045	21,733	33,174	94,952	14.1
89	466,769	67,266	43,739	23,527	37,562	104,828	14.4
90	482,592	74,482	48,600	25,882	36,466	110,948	15.4
91	492,587	77,091	49,865	27,226	42,786	119,877	15.7
92	501,188	79,130	50,782	28,348	36,866	115,996	15.8
93	500,983	79,543	50,998	28,545	38,171	117,714	15.9
94	513,412	82,169	53,291	28,878	42,908	125,077	16.0
95	525,651	88,174	58,679	29,495	45,341	133,515	16.8
96	542,368	90,989	61,233	29,756	48,288	139,277	16.8
97	541,209	91,828	62,896	28,932	56,745	148,573	17.0
98	546,116	91,575	63,162	28,413	63,341	154,916	16.8
99	548,191	92,188	63,763	28,425	72,775	164,963	16.8
00	550,802	93,203	65,423	27,780	69,256	162,459	16.9
01	562,098	95,883	68,482	27,401	80,495	176,378	17.1
02	558,494	96,755	68,552	28,203	87,283	184,038	17.3
03	565,935	100,811	72,853	27,958	92,037	192,848	17.8
04	578,054	102,372	74,106	28,266	80,499	182,871	17.7
05	583,386	103,722	75,436	28,286	81,685	185,407	17.8
06	587,658	104,787	76,437	28,350	76,605	181,392	17.8
07	586,008	103,934	75,936	27,998	71,551	175,485	17.7
08	572,781	103,311	75,621	27,690	65,839	169,150	18.0
09	533,379	97,440	71,480	25,960	67,006	164,446	18.3
10	541,866	100,076	74,493	25,583	70,183	170,259	18.5
11	546,246	103,298	77,744	25,554	65,000	168,298	18.9
12	549,308	104,243	78,948	25,296	63,335	167,578	19.0
13	551,441	106,265	81,258	25,007	58,377	164,642	19.3
14	563,942	108,389	83,500	24,889	55,266	163,655	19.2
15	570,739	110,627	85,165	25,462	56,514	167,141	19.4
16	565,932	111,844	86,622	25,222	52,890	164,734	19.8
17	558,532	108,335	84,884	23,452	46,125	154,460	19.4

■ 福利厚生費の指数は17年度で108.3

00年度=100とした福利厚生費の指数は次のようになった。

05年度から08年度まで103~105の横ばい状態だ

ったが、09年度には97.4に低下した。現金給与総額の変動率が△6.9%となったことに連動する形で法定福利費が△5.5%となり、加えて法定外福利費も△6.2%となったことによる。

指数は10年度から回復に転じ図表2-5のと

図表2-3 17年度の福利厚生費の変動率は△3.1%、現金給与総額比率は19.4%に

(%)

区分	対前年度変動率				現金給与総額に対する比率			福利厚生費合計を100とした法定・法定外の割合	
	現金給与総額	福利厚生費合計	法定福利費	法定外福利費	福利厚生費合計	法定福利費	法定外福利費	法定福利費	法定外福利費
1965年度	7.4	11.1	23.0	2.4	12.6	5.9	6.7	46.7	53.3
70	17.0	13.7	15.9	11.6	11.6	5.8	5.8	50.2	49.8
75	11.4	15.9	17.4	14.1	12.4	6.8	5.6	55.0	45.0
76	10.5	16.2	19.8	11.8	13.0	7.4	5.6	56.7	43.3
77	8.5	8.9	14.2	1.8	13.1	7.8	5.3	59.5	40.5
78	7.1	10.5	10.9	9.9	13.5	8.0	5.4	59.7	40.3
79	5.8	3.4	3.8	2.9	13.2	7.9	5.3	59.9	40.1
80	7.8	12.2	12.3	12.0	13.7	8.2	5.5	60.0	40.0
81	6.1	8.4	12.3	2.5	14.0	8.7	5.3	62.2	37.8
82	5.0	4.3	5.0	3.1	13.9	8.7	5.2	62.6	37.4
83	4.0	4.1	3.8	4.6	13.9	8.7	5.2	62.5	37.5
84	4.9	4.5	4.8	3.9	13.9	8.7	5.2	62.6	37.4
85	2.3	5.1	7.6	1.0	14.2	9.1	5.1	64.1	35.9
86	4.2	3.6	5.8	△ 0.4	14.2	9.3	4.9	65.5	34.5
87	1.7	1.5	1.0	2.5	14.1	9.2	4.9	65.2	34.8
88	3.6	3.5	2.9	4.5	14.1	9.1	5.0	64.8	35.2
89	6.6	8.9	9.2	8.3	14.4	9.4	5.0	65.0	35.0
90	3.4	10.7	11.1	10.0	15.4	10.1	5.4	65.3	34.7
91	2.1	3.5	2.6	5.2	15.7	10.1	5.5	64.7	35.3
92	1.7	2.6	1.8	4.1	15.8	10.1	5.7	64.2	35.8
93	△ 0.0	0.5	0.4	0.7	15.9	10.2	5.7	64.1	35.9
94	2.5	3.3	4.5	1.2	16.0	10.4	5.6	64.9	35.1
95	2.4	7.3	10.1	2.1	16.8	11.2	5.6	66.5	33.5
96	3.2	3.2	4.4	0.9	16.8	11.3	5.5	67.3	32.7
97	△ 0.2	0.9	2.7	△ 2.8	17.0	11.6	5.3	68.5	31.5
98	0.9	△ 0.3	0.4	△ 1.8	16.8	11.6	5.2	69.0	31.0
99	0.4	0.7	1.0	0.0	16.8	11.6	5.2	69.2	30.8
00	0.5	1.1	2.6	△ 2.3	16.9	11.9	5.0	70.2	29.8
01	2.1	2.9	4.7	△ 1.4	17.1	12.2	4.9	71.4	28.6
02	△ 0.6	0.9	0.1	2.9	17.3	12.3	5.0	70.9	29.1
03	1.3	4.2	6.3	△ 0.9	17.8	12.9	4.9	72.3	27.7
04	2.1	1.5	1.7	1.1	17.7	12.8	4.9	72.4	27.6
05	0.9	1.3	1.8	0.1	17.8	12.9	4.8	72.7	27.3
06	0.7	1.0	1.3	0.2	17.8	13.0	4.8	72.9	26.9
07	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.7	△ 1.2	17.7	13.0	4.8	73.1	26.8
08	△ 2.3	△ 0.6	△ 0.4	△ 1.1	18.0	13.2	4.8	73.2	26.8
09	△ 6.9	△ 5.7	△ 5.5	△ 6.2	18.3	13.4	4.9	73.2	26.8
10	1.6	2.7	4.2	△ 1.5	18.5	13.7	4.7	74.4	25.6
11	0.8	3.2	4.4	△ 0.1	18.9	14.2	4.7	75.3	24.7
12	0.6	0.9	1.5	△ 1.0	19.0	14.4	4.6	75.7	24.3
13	0.4	1.9	2.9	△ 1.1	19.3	14.7	4.5	76.5	23.5
14	2.3	2.0	2.8	△ 0.5	19.2	14.8	4.4	77.0	23.0
15	1.2	2.1	2.0	2.3	19.4	14.9	4.5	77.0	23.0
16	△ 0.8	1.1	1.7	△ 0.9	19.8	15.3	4.5	77.4	22.6
17	△ 1.3	△ 3.1	△ 2.0	△ 7.0	19.4	15.2	4.2	78.4	21.6

り、13年度は106.2に、14年度は108.3に、15年度は110.5に、16年度は111.8になった。17年度は108.3に低下した。

10～16年度に指数が上昇した主因は、法定福利費の増加にある。

■17年度の変動率は△3.1%に

福利厚生費の変動率は図表2-6のとおり推移しており、17年度は△3.1%を示した。

福利厚生費の変動率を長期的にみると、65～76年度、78年度、80年度にも2桁伸びた。

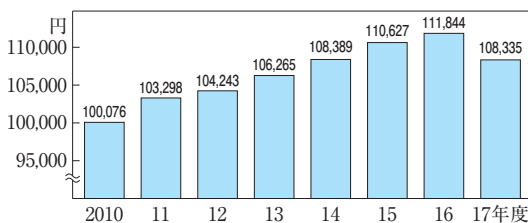
変動率がマイナスだった年度は、調査開始（55年度）から06年度までは1回（98年度）のみだった。しかし、07～09年度はマイナスとなり、なかでも09年度には△5.7%の下げをみせた。10～11年度は2～3%に回復したが、12年度は0.9%の小幅増にとどまった。13年度は1.9%、14年度は2.0%、15年度は2.1%、16年度は1.1%、17年度は△3.1%を示した。

■現金給与総額に対し19.4%

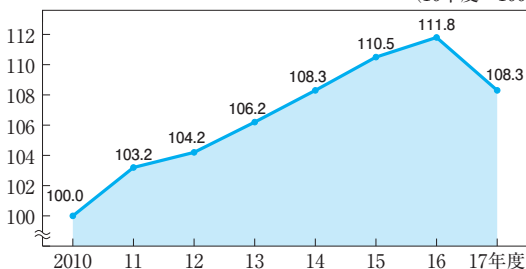
現金給与総額に対する福利厚生費の割合は図表2-7のように、17年度は19.4%だった。

動向を長期的にみると、全体的に増加傾向にある。90～93年度は15%に、94～00年度は97年度を除き16%台に、01～07年度は17%台に、08～11年度は18%台に、12～17年度は19%台になった。

図表2-4 福利厚生費の推移



図表2-5 福利厚生費の指数 (10年度=100)



法定と法定外の福利費

■法定福利費が78.4%占める

法定福利費と法定外福利費の構成は図表2-8のように推移しており、17年度には、法定福利費が8万4,884円、法定外福利費が2万3,452円になった。法定福利費の割合は増加傾向を保ち図表2-9のとおり、17年度は78.4%を占めた。

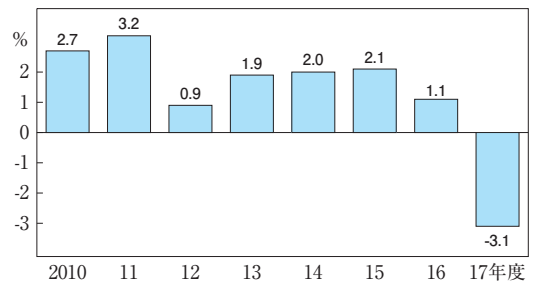
福利厚生費に占める法定福利費の割合はかつて法定外福利費が優位だった。しかし、70年度には法定福利費が50.2%となり、法定外福利費が初めて50%を割り込んだ。

これ以降、法定福利費優位の状態が定着し、00年度には70%を超え、その後も法定福利費の割合は増加を続けている。

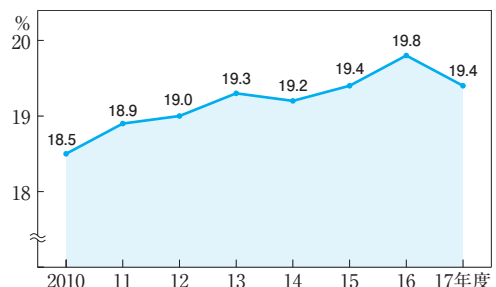
法定福利費の割合が増加を続けている背景には、法定外福利費が抑制気味で推移していることも要因のひとつだが、相次ぐ社会保険料率の引き上げによるところが大きい。

03年4月からは健康保険、厚生年金保険の算定に総報酬制が導入され、同時に厚生年金保険料率が毎年1,000分の3.54ずつ引き上げられることになり、17年10月分からは1,000分の183.0に固定された。組合健保の保険料率も健保連調べでみると毎

図表2-6 福利厚生費の変動率



図表2-7 現金給与総額に対する福利厚生費の比率



年度増加している。また、09年9月からは協会けんぽの保険料率が都道府県ごとに設定されることになり、結果的に引き上げになった。12年度以降、平均料率は1,000分の100になった。

料率アップは、介護保険でも行なわれ、協会けんぽの料率は03年度の1,000分の8.9が17年度には1,000分の16.5にアップした。組合健保では事業主負担分が17年度は1,000分の7.4になった。

こうした社会保険料の相次ぐ引き上げが法定福利費の割合のアップにつながった。

■17年度の指数は法定が114.0に

法定福利費と法定外福利費の10年度=100とした指数は図表2-10のようになった。

法定福利費は、05年度から08年度まではほぼ横ばいで推移したが、09年度には現金給与総額の低下に連動する形で96.0に低下したものの、12年度から上昇、16年度は116.3にアップ、17年度は114.0になった。

法定福利費は、社会保障給付費の膨張が将来的に予測される中で、今後も増大が避けられないとされている。厚生年金の保険料率は17年10月分以降は18.3%で頭打ちになるとされているが、健康保険料率、介護保険料率はさらなる引き上げが避けられないと見込まれている。

これに対し、法定外福利費は、08年度までは基準年を僅かに下回る水準を維持していたが、それ以降の各年度はいずれも基準年を下回った。11年度以降は90台後半に下がり、13年度は97.7に、14年度は97.3に、15年度は99.5に、16年度は98.6に回復したが、17年度は91.7になった。

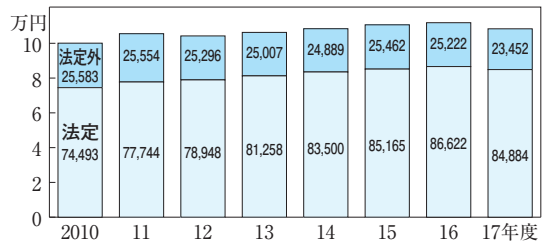
■法定福利費の現金給与総額比は15.2%

現金給与総額に対する法定福利費と法定外福利費の割合は図表2-11のとおりだった。

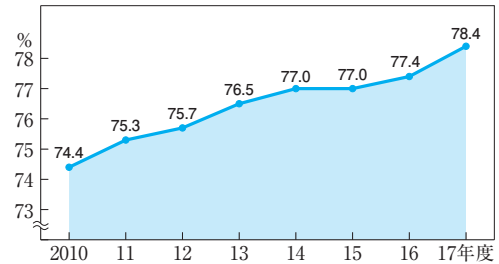
法定福利費の現金給与総額比は着実な増加を示している。15年度は14.9%に、16年度は15.3%になったが、17年度は15.2%だった。

法定外福利費の現金給与総額比は長い期間5%台を維持していたが、01年度以降は5%を割り込む年度がみられるようになり、05年度以降は4%台が通常の姿になった。14年度の現金給与総額比は過去最低の4.4%だった。15年度、16年度は4.5%、17年度は過去最低を更新して4.2%になった。

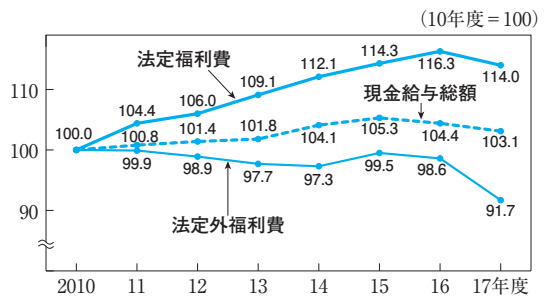
図表2-8 法定福利費と法定外福利費の推移



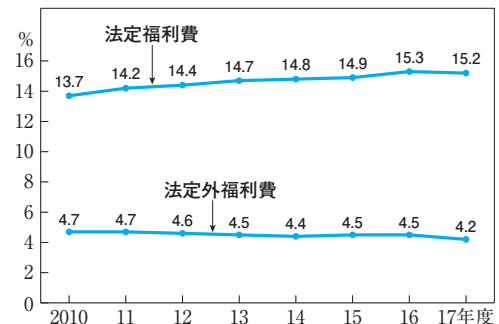
図表2-9 増加する法定福利費の割合



図表2-10 法定福利費と法定外福利費の指数



図表2-11 現金給与総額に占める法定福利費、法定外福利費の割合



法定福利費と法定外福利費を合わせた額が現金給与総額に占める割合は60年度には12.1%だったが、76年度には13.0%に、90年度には15%台となり、97年度には17%台に、08年度には18%台に、12~17年度には19%台になった。

法定と法定外の福利費

■17年度は8万4,884円に

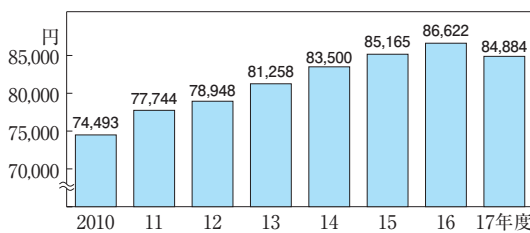
17年度の法定福利費は図表3-1のとおり8万4,884円となり、9年ぶりに前年度を下回った。

法定福利費は03年度に7万円台になったのちも増加を続け、05～08年度は7.5万円台で推移していたが、09年度には現金給与総額の低下に連動する形で低下し7万1,480円になった。10年度以降は16年度まで回復基調にあった。

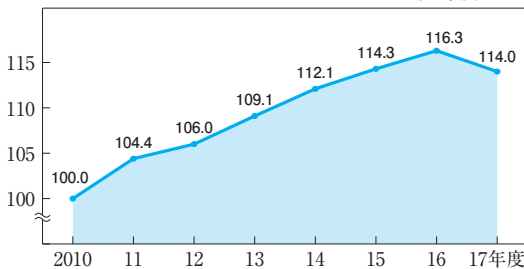
■17年度の指数は114.0に

10年度の法定福利費を100としたときの指数は

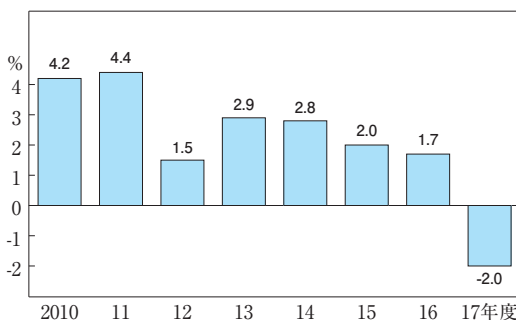
図表3-1 法定福利費の推移



図表3-2 法定福利費の指数 (10年度=100)



図表3-3 法定福利費の変動率



09年度を除けば高水準で推移, 図表3-2のとおり, 16年度は, これまでの最高である116.3になったが, 17年度は114.0に下がった。

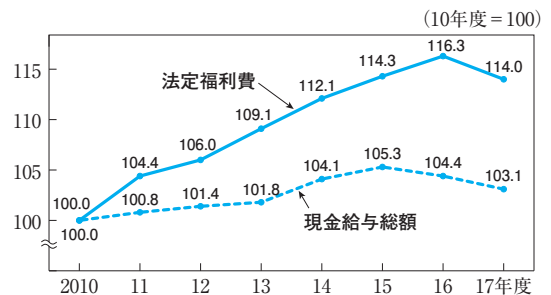
法定福利費の変動率は図表3-3のとおり10年度, 11年度は4%台を示したが, 12年度は1.5%に縮小, 13～15年度は2%台, 16年度は1.7%になった。17年度は8年ぶりにマイナスになった。

■現金給与総額を上回る指数

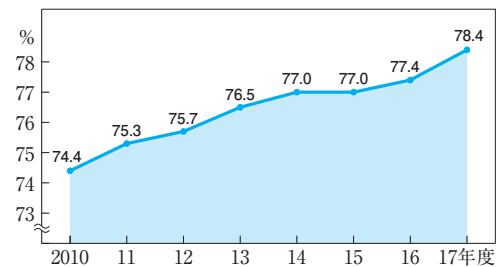
法定福利費と現金給与総額の指数を10年度=100で比べると図表3-4のようになった。

現金給与総額指数とのポイント差は, 現金給与総額指数の停滞によって, 14年度8.0, 15年度9.0, 16年度11.9, 17年度10.9に拡大した。

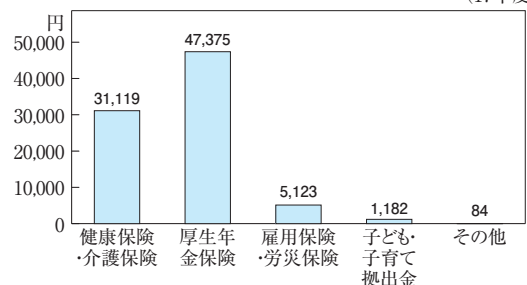
図表3-4 法定福利費と現金給与総額の指数 (10年度=100)



図表3-5 法定福利費が福利厚生費に占める割合



図表3-6 法定福利費の内訳 (17年度)



福利厚生費の78.4%占める

法定福利費が福利厚生費に占める割合は図表3-5のとおり、着実に増加し、17年度にはこれまでの最高率である78.4%に達した。

法定福利費の推移

厚生年金保険の費用が55.8%占める

17年度の法定福利費の内訳は図表3-6のようになった。

厚生年金保険の費用が4万7,375円、健康保険・介護保険の費用が3万1,119円、雇用保険・労災保険の費用が5,123円だった。

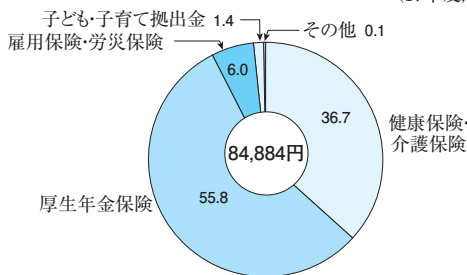
17年度の法定福利費を100%としたときの内訳構成は図表3-7のとおり、厚生年金保険の費用が55.8%と半数強を占めた。次いで、健康保険・介護保険の費用が36.7%だった。両者を合わせると法定福利費の92.5%に達する。

雇用・労災保険の構成比が低下

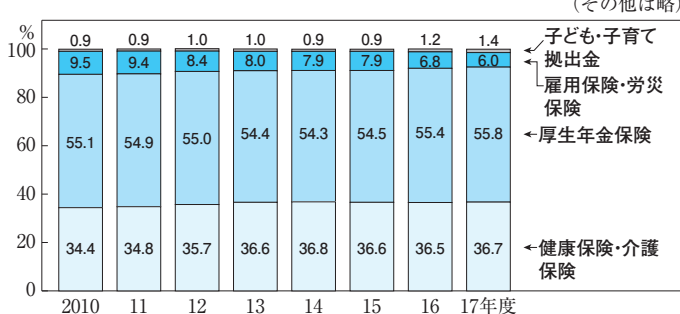
法定福利費の内訳構成比の推移をみると図表3-8のとおりだった。

大きな変化は認められないが、厚生年金保険、健康保険・介護保険の合計割合がジリジリと増加

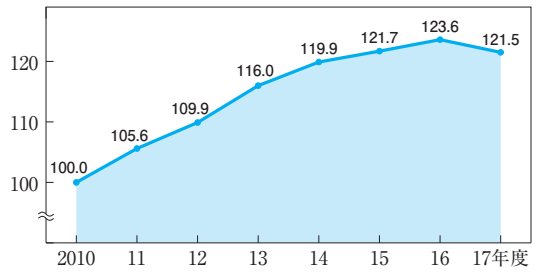
図表3-7 法定福利費の56%は厚生年金保険の費用 (17年度, %)



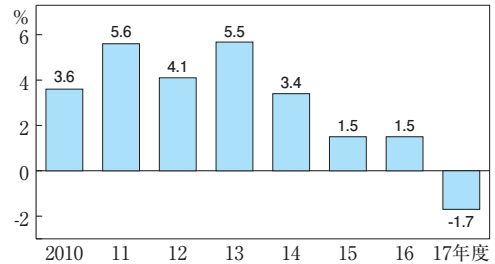
図表3-8 法定福利費の内訳構成比の推移 (その他は略)



図表3-9 健康保険・介護保険の指数 (10年度=100)



図表3-10 健康保険・介護保険の変動率



している。10年度の両者を合わせた割合は89.5%だったが12年度以降は90%台にアップした。

雇用保険・労災保険の費用は10年度は9.5%だったが料率を引き下げた年度があったため、12年度以降は9%を割り込み、14~15年度は7.9%に、16~17年度は6%台になった。

子ども・子育て拠出金の費用は14, 15年度とも0.9%だったが、16年度は1.2%に、17年度は1.4%に増加した。

健康保険・介護保険の費用の動き

10年度=100とした健康保険・介護保険の費用の指数は、08~09年度は100を下回っていたが図表3-9のとおり、その後は回復し、16年度は123.6に、17年度は121.5になった。

健康・介護保険の変動率は△1.7%

17年度の健康保険・介護保険の費用の変動率は図表3-10のとおり△1.7%だった。10年度以降7年続いて増加していた。10年度に対する17年度の変動率は21.5%になる

健康保険・介護保険の費用の変動率は、05年度以降09年度までマイナス基調で推移、10年度からは16年度まで上昇を続けていた。

■厚生年金保険の指数は115.3に

10年度=100とした厚生年金保険の費用の指数は図表3-11のとおりで、17年度も115.3の高率を示した。

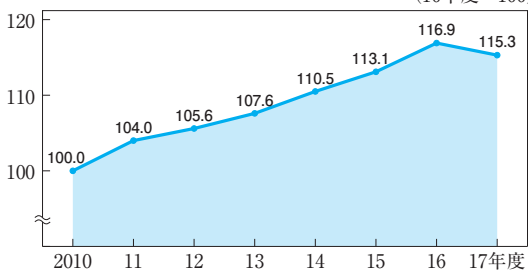
厚生年金保険の料率は毎年10月分より1,000分の3.54ずつ引き上げられることになっている。ただし、17年10月の料率変更は1,000分の1.18と小さく、現金給与総額の減少が反映され、費用も減少した。

厚生年金保険の費用の変動率は図表3-12のとおり、17年度は△1.4%だった。変動率は09年度、17年度を除けば上昇基調にある。

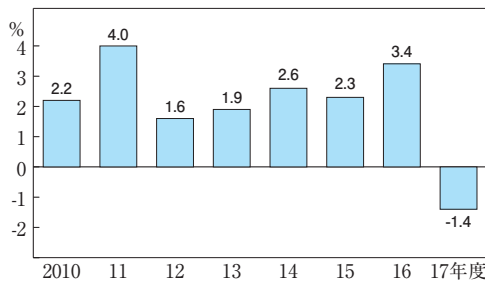
■雇用・労災保険の指数は72.2に低下

10年度=100とした雇用保険・労災保険費用の

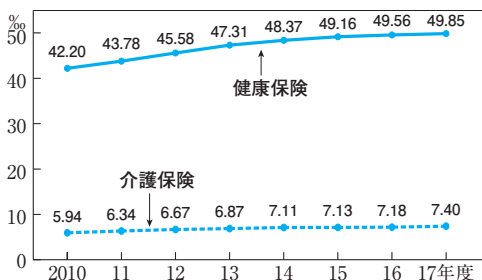
図表3-11 厚生年金保険の費用の指数 (10年度=100)



図表3-12 厚生年金保険の費用の変動率



参考図表1 組合健保の健康保険料率と介護保険料率



注 事業主負担分 (健保連調べ、17年度は決算見込み)

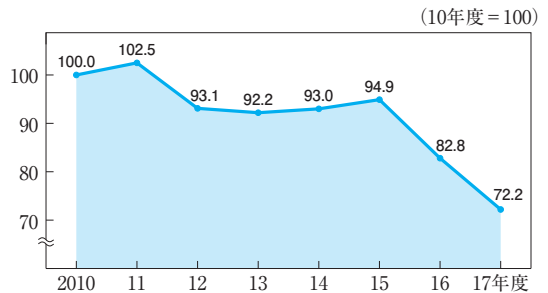
指数は図表3-13のとおり、17年度は72.2だった。

05年度以降の指数の動きをみると、07年度から低下に転じ、10年度、11年度には回復したが、12～14年度は93～94を示し、16年度は80台に大幅低下、17年度は86年度並みの水準まで低下した。

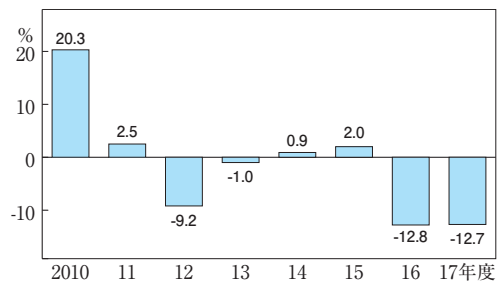
雇用保険・労災保険の費用の変動率は図表3-14のとおり、増減を繰り返しており、10年度には20.3%に、12年度は△9.2%だった。13～15年度は小幅な動きだったが、16年度は△12.8%、17年度も△12.7%の大幅減になった。

雇用保険・労災保険が16年度、17年度に大幅な減少を示したのは、現金給与総額の停滞に連動したことのほか、事業主負担の雇用保険料率が1,000分の8.5から1,000分の6.0に低下したこと、労災保険料率も全業種平均で1,000分の4.7に据え置かれたことの影響だと思われる。

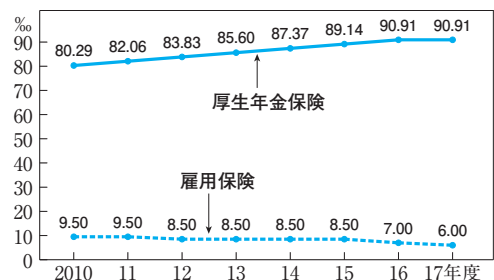
図表3-13 雇用保険・労災保険の費用の指数



図表3-14 雇用保険・労災保険の費用の変動率



参考図表2 厚生年金保険、雇用保険の保険料率



注 事業主負担分

図表3-15

法定福利費の推移

区分	法定福利費計 (円)	法定福利費内訳									
		健康保険・介護保険		厚生年金保険		雇用保険・労災保険		子ども・子育て拠出金		その他	
		平均 (円)	構成比 (%)	平均 (円)	構成比 (%)	平均 (円)	構成比 (%)	平均 (円)	構成比 (%)	平均 (円)	構成比 (%)
1959年度	1,772	944	53.3	308	17.4	496	28.0	-	-	23	1.3
60	1,842	955	51.8	386	21.0	481	26.1	-	-	20	1.1
64	2,356	1,260	53.5	469	19.9	607	25.8	-	-	20	0.8
65	2,897	1,390	48.0	852	29.4	632	21.8	-	-	23	0.8
66	3,382	1,675	49.5	999	29.5	697	20.6	-	-	11	0.3
67	3,798	1,932	50.9	1,078	28.4	749	19.7	-	-	39	1.0
68	4,207	2,120	50.4	1,182	28.1	859	20.4	-	-	46	1.1
69	4,836	2,373	49.1	1,427	29.5	989	20.5	-	-	47	1.0
70	5,604	2,639	47.1	1,855	33.1	1,071	19.1	-	-	39	0.7
71	6,473	3,000	46.3	2,205	34.1	1,212	18.7	8	0.1	48	0.7
72	7,435	3,285	44.2	2,571	34.6	1,459	19.6	50	0.7	70	0.9
73	9,031	3,961	43.9	3,277	36.3	1,647	18.2	109	1.2	37	0.4
74	12,687	5,425	42.8	4,699	37.0	2,390	18.8	151	1.2	21	0.2
75	14,897	6,206	41.7	5,289	35.5	3,190	21.4	168	1.1	44	0.3
76	17,854	7,340	41.1	6,826	38.2	3,395	19.0	197	1.1	96	0.5
77	20,397	8,316	40.8	8,151	40.0	3,626	17.8	219	1.1	85	0.4
78	22,620	9,343	41.3	8,829	39.0	3,992	17.6	233	1.0	223	1.0
79	23,488	9,755	41.5	9,009	38.4	4,220	18.0	244	1.0	260	1.1
80	26,375	10,497	39.8	10,536	39.9	4,862	18.4	264	1.0	216	0.8
81	29,632	11,466	38.7	12,336	41.6	5,396	18.2	243	0.8	191	0.6
82	31,106	12,206	39.2	13,039	41.9	5,446	17.5	225	0.7	190	0.6
83	32,296	12,620	39.1	13,581	42.1	5,665	17.5	231	0.7	199	0.6
84	33,844	13,344	39.4	14,098	41.7	5,966	17.6	244	0.7	192	0.6
85	36,420	14,128	38.8	15,945	43.8	5,971	16.4	250	0.7	126	0.3
86	38,536	14,449	37.5	17,849	46.3	5,856	15.2	262	0.7	120	0.3
87	38,917	14,564	37.4	18,049	46.4	5,914	15.2	259	0.7	131	0.3
88	40,045	14,896	37.2	18,537	46.3	6,218	15.5	271	0.7	123	0.3
89	43,739	16,219	37.1	20,160	46.1	6,918	15.8	298	0.7	144	0.3
90	48,600	16,951	34.9	24,045	49.5	7,166	14.7	296	0.6	142	0.3
91	49,865	17,517	35.1	24,744	49.6	7,159	14.4	305	0.6	140	0.3
92	50,782	18,149	35.7	25,294	49.8	6,810	13.4	391	0.8	138	0.3
93	50,998	18,539	36.4	25,388	49.8	6,562	12.9	379	0.7	130	0.3
94	53,291	18,983	35.6	27,178	51.0	6,638	12.5	389	0.7	103	0.2
95	58,679	19,730	33.6	31,682	54.0	6,780	11.6	405	0.7	82	0.1
96	61,233	20,559	33.6	33,145	54.1	7,038	11.5	426	0.7	65	0.1
97	62,896	21,076	33.5	34,238	54.4	7,095	11.3	425	0.7	62	0.1
98	63,162	21,280	33.7	34,366	54.4	6,995	11.1	436	0.7	85	0.1
99	63,763	21,563	33.8	34,777	54.5	6,905	10.8	432	0.7	86	0.1
00	65,423	22,703	34.7	35,259	53.9	6,915	10.6	438	0.7	108	0.2
01	68,482	23,769	34.7	36,062	52.7	8,108	11.8	462	0.7	81	0.1
02	68,552	23,572	34.4	36,082	52.6	8,346	12.2	459	0.7	93	0.1
03	72,853	25,484	35.0	38,112	52.3	8,600	11.8	493	0.7	165	0.2
04	74,106	25,990	35.1	38,916	52.5	8,661	11.7	493	0.7	45	0.1
05	75,436	25,887	34.3	39,816	52.8	9,176	12.2	509	0.7	48	0.1
06	76,437	26,031	34.1	40,657	53.2	9,208	12.0	506	0.7	34	0.0
07	75,936	26,090	34.4	41,227	54.3	7,902	10.4	710	0.9	7	0.0
08	75,621	25,709	34.0	41,422	54.8	7,756	10.3	698	0.9	37	0.0
09	71,480	24,711	34.6	40,194	56.2	5,896	8.2	657	0.9	22	0.0
10	74,493	25,611	34.4	41,073	55.1	7,091	9.5	665	0.9	54	0.1
11	77,744	27,040	34.8	42,717	54.9	7,270	9.4	677	0.9	40	0.1
12	78,948	28,154	35.7	43,382	55.0	6,603	8.4	771	1.0	38	0.0
13	81,258	29,708	36.6	44,213	54.4	6,535	8.0	775	1.0	28	0.0
14	83,500	30,710	36.8	45,381	54.3	6,596	7.9	789	0.9	25	0.0
15	85,165	31,177	36.6	46,441	54.5	6,728	7.9	794	0.9	25	0.0
16	86,622	31,646	36.5	48,029	55.4	5,869	6.8	1,042	1.2	36	0.0
17	84,884	31,119	36.7	47,375	55.8	5,123	6.0	1,182	1.4	84	0.1

注1 「その他」欄は、01年度以前の数値を04年度の定義で計算できないため、01年度以前は、法定福利費計から健保・介護、厚生年金、雇用・労災、児童手当拠出金（子ども・子育て拠出金）の費用を差し引いたものを「その他」として計上した
 2 07年度以降の「雇用保険・労災保険」には、石綿健康被害者救済法に基づく一般拠出金を含む
 3 児童手当拠出金（子ども・子育て拠出金）は71年度から調査を始めた

■17年度は2万3,452円

法定外福利費は図表4-1のとおり17年度は2万3,452円だった。16年度の2万5,222円に比べ1,770円減と大幅減になった。近年では09年度の1,730円を上回る下げ幅だった。

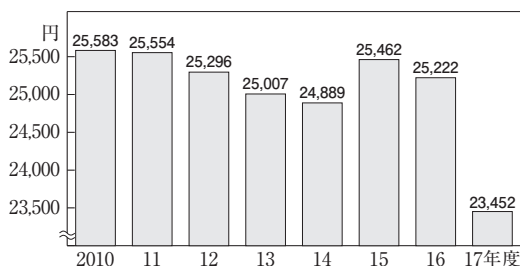
■10年度=100の指数は91.7

10年度=100とした法定外福利費の指数は図表4-2のとおり、17年度は91.7だった。11年度以降100を上回った年度は皆無だった。

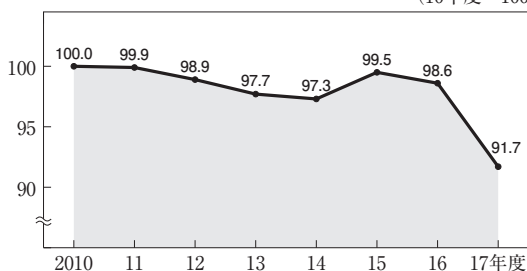
■17年度の変動率は△7.0%

法定外福利費の変動率は図表4-3のとおり、マイナス基調で推移し、17年度は△7.0%だった。

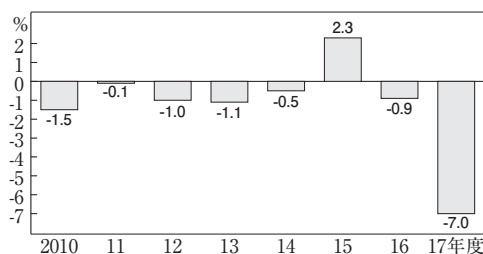
図表4-1 法定外福利費の推移



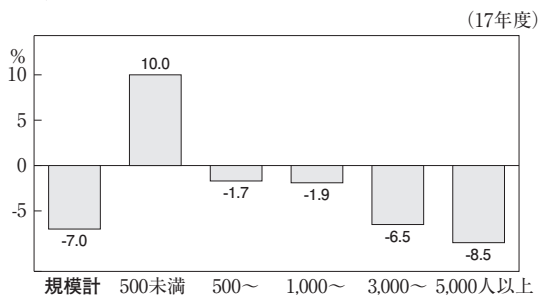
図表4-2 法定外福利費の指数 (10年度=100)



図表4-3 法定外福利費の変動率



図表4-4 企業規模別の法定外福利費の変動率



17年度の法定外福利費の変動率を規模別にみると図表4-4のとおり、500人未満を除き、他の規模はすべてマイナスだった。

図表4-5 法定外福利費の内訳 (17年度, 円)

項目	全企業	製造業	第三次産業
法定外福利費計	23,452	26,333	20,268
住宅関連	11,436	12,927	9,320
住宅 持ち家援助	10,867 569	12,307 620	8,890 430
医療・健康	2,802	2,410	3,384
医療・保健衛生施設運営 ヘルスケアサポート	1,826 976	1,475 935	2,326 1,058
ライフサポート	5,606	6,567	4,721
給食	1,571	2,465	691
購買・ショッピング	236	235	254
被服	486	361	638
保険	1,144	779	1,500
介護	25	16	37
育児関連	409	523	307
ファミリーサポート	241	188	307
財産形成	930	1,094	750
通勤バス・駐車場	435	789	77
その他	129	116	153
慶弔関係	595	634	553
慶弔金	526	532	524
法定超付加給付	69	102	29
文化・体育・レクリエーション	1,774	2,404	1,152
施設・運営 活動への補助	711 1,063	975 1,429	440 713
共済会	264	201	343
福利厚生代行サービス費	316	358	284
その他	659	832	512

法定外福利費の内訳構成

■ 法定外福利費の規模格差

製造業の法定外福利費 = 100とした第三次産業の17年度の水準は図表4-6のとおり77.0だった。第三次産業が製造業の水準を上回った費用は、共済会の1.7倍、医療・健康の1.4倍のみだった。文体レクは0.5倍だった。

■ 住宅関連の費用が48.8%占める

17年度の法定外福利費の内訳推移は図表4-7のとおり、最も多かったのは住宅関連の費用で1万1,436円、次いでライフサポートの費用の5,606円、医療・健康の費用の2,802円の順だった。

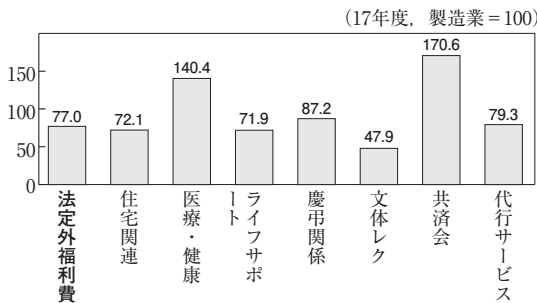
17年度の法定外福利費の構成割合は図表4-8のとおり、住宅関連の費用が48.8%を占めた。次いでライフサポートが23.9%だった。

法定外福利費は96年度をピークに以降減少しており、17年度までの減少額は6,304円だった。

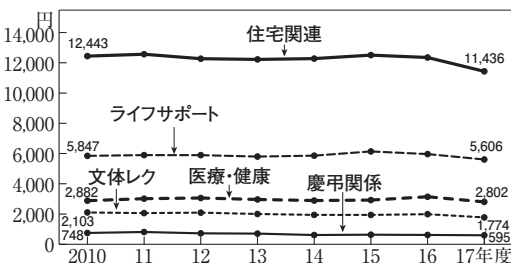
住宅関連の費用の減少幅は、同期間中の法定外福利費の減少額の74.2%に当たる。法定外福利費の減少は住宅関連の費用の減少が主因だったといえる。

法定外福利費に占める住宅関連の費用の割合は

図表4-6 製造業と第三次産業の費用格差



図表4-7 法定外福利費の内訳推移



注 共済会、代行、その他は略(図表4-9も同じ)

93年度に54.4%のピークを示したが、05年度には50%を下回るようになり、図表4-9のとおり、11年度は僅かに回復して49.2%になったが、12年度は48.5%へと再び減少した。14~16年度は49%台、17年度は48.8%で推移している。

■ 医療・健康の費用は2,802円にダウン

医療・健康の費用は、05年度の3,127円が10年度には2,882円に低下したものの、11年度、12年度は3,000円台を回復、13~15年度は再び3,000円を下回ったが、16年度は3,141円に増加した。しかし、17年度は2,802円に減少した。

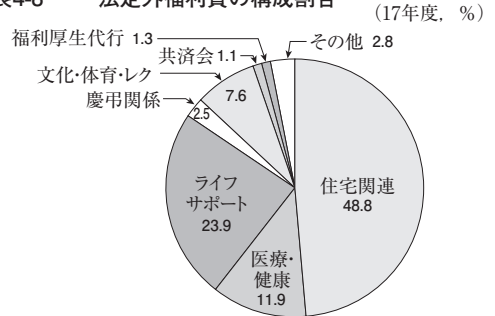
■ ライフサポートの費用の割合は23.9%

ライフサポートの費用は08年度に6,504円のピークを示したが、10~14年度は5,800円台、15年度は7年ぶりに6,000円台を回復、16年度は僅かに6,000円に届かず、17年度は5,606円に低下した。

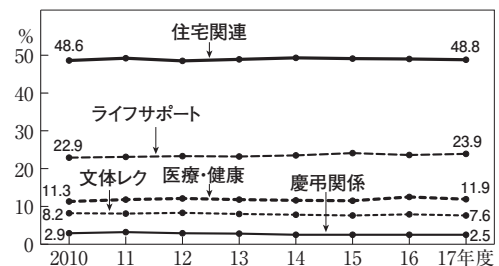
ライフサポートの費用が法定外福利費に占める割合は、09~10年度は22%台、11~14年度は23%台にアップ、15年度は24.1%、16年度は23.6%、17年度は23.9%になった。

このほかの慶弔関係、文体レク、共済会、代行サービスの各費用は、減少あるいは横ばい状態にある。

図表4-8 法定外福利費の構成割合



図表4-9 法定外福利費の内訳割合の推移



住宅関連

■住宅関連は1万1,436円

住宅関連の費用は、16年度までの8年間1.2万円台が続いたが、図表4-10のとおり、17年度はついに1.1万円台に低下した。

住宅関連は96年度の1万6,111円が過去最高額で、97～99年度には1.5万円台に、00～04年度は1.4万円台に、05～08年度は1.3万円台に、09～16年度は1.2万円台に低下していた。

住宅関連の費用が法定外福利費に占める割合は近年は50%を下回り17年度も48.8%だった。

■住宅関連の指数は91.9に

10年度=100とした住宅関連の費用の指数は図表4-11のとおりで、16年度は99.3、17年度は91.9だった。

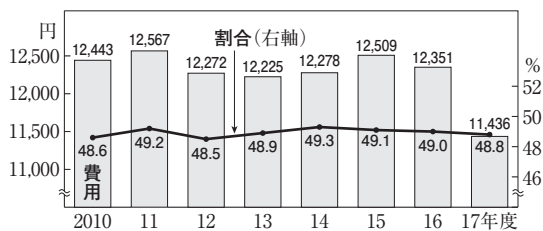
住宅関連の費用の指数が低下する中で、法定外福利費に占める割合が大きく変化しないのは、住宅関連以外の費用も低下していることによる。

■住宅関連は20年間で14回減少

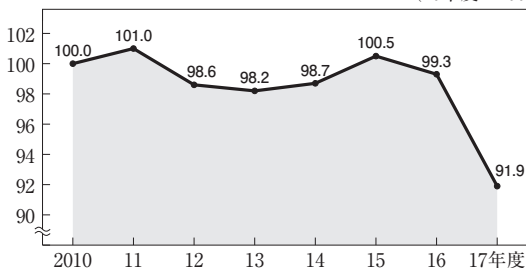
住宅関連の費用の変動率は図表4-12のとおり、マイナスの年度が目立つ。

98年度からの20年間の動きをみると、マイナスだった年度が14回を占めた。このうち、97年度、

図表4-10 住宅関連の費用と同費用が法定外福利費に占める割合



図表4-11 住宅関連の費用の指数 (10年度=100)



00年度、09年度、17年度は大きく下落した。

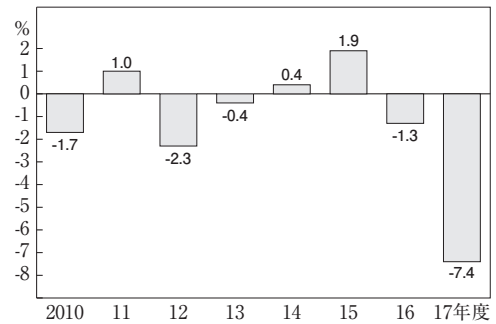
■持ち家援助の指数は74.8に低下

住宅関連の各費用は図表4-13のとおり、減少ないし横ばい状態にある。社宅・独身寮などの費用である住宅は、11～16年度は横ばい、17年度は27年ぶりに1万円台に下がった。

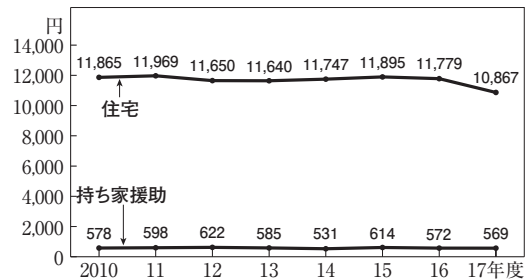
住宅ローンの利子補給などの費用である持ち家援助は12年度には600円台になったものの、13～14年度は減少、15年度は614円に、16～17年度は再び500円台に低下した。

10年度=100とした住宅関連の費用の内訳別指数は図表4-14のとおりで、住宅は17年度には91.6に低下、持ち家援助は、15年度には106.2を示したが、17年度は98.4に低下した。

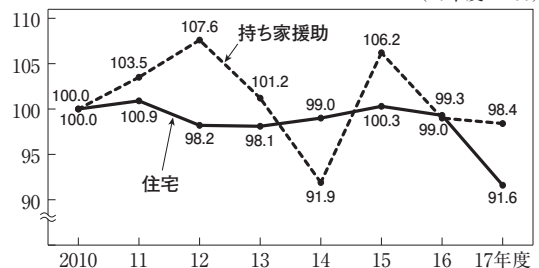
図表4-12 住宅関連の費用の変動率



図表4-13 住宅関連の費用の内訳推移



図表4-14 住宅関連の費用の内訳別指数 (10年度=100)



医療・健康

■17年度の医療・健康は2,802円

医療・健康の費用は09～15年度は3,000円前後で推移していたが図表4-15のとおり、17年度は2,802円になった。

医療・健康の費用が法定外福利費に占める割合は11～12%台で推移してきた。17年度も11.9%だった。

■17年度の指数は97.2に

10年度=100とした医療・健康の費用の指数は06年度には114.3を示したが、図表4-16のとおり、その後は100～109台の水準が続いていたが、17年度は15年振りに100を下回り97.2になった。

医療・健康の費用の指数は、17年度には基準年度を下回った。

■17年度の変動率は△10.8%

医療・健康の費用の変動率を98年度以降の20年間でみると、マイナスだったのは9回で、07年度の△10.7%を除けば△2～3%の小幅減だった。02年度には31.8%、03年度には11.3%を示すなど、一挙に増えた年度もあった。

10年度以降は図表4-17のとおり、16年度は7.5

%に、17年度は一転して△10.8%を示した。

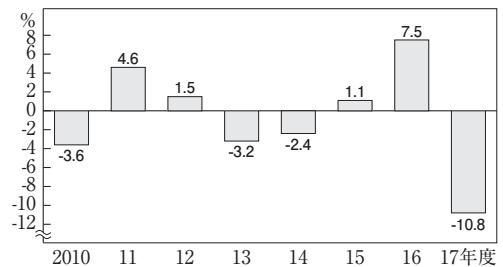
■ヘルスケアサポートは976円

医療・健康の費用の内訳は図表4-18のとおり、施設運営が17年度には1,826円となり65.2%を占めた。診察・入院費補助、健康診断・人間ドックの費用、健康相談の費用などで構成されるヘルスケアサポートは、17年度で976円になった。

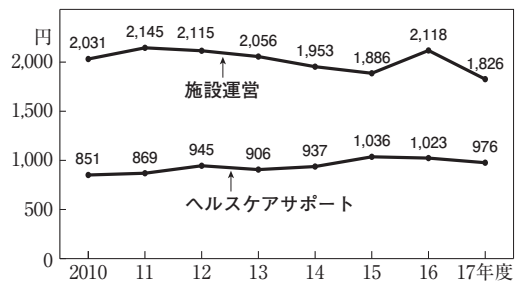
98年度以降の20年間のヘルスケアサポートの変動率をみると、マイナスだった年度は7回と少なく、堅実な動きをみせている。施設運営は98年度からの20年間でマイナスだった年度は11回を数えた。

この結果、医療・健康の費用の内訳別指数は図表4-19のとおり、ヘルスケアサポートは増加傾向にあり、15年度は121.7に、16年度は120.2に、17年度は114.7の水準を保った。

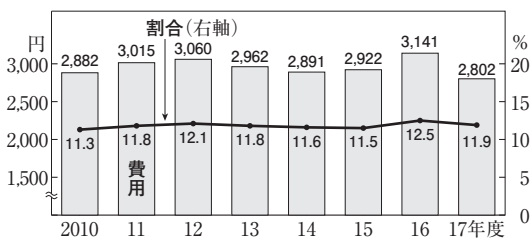
図表4-17 医療・健康の費用の変動率



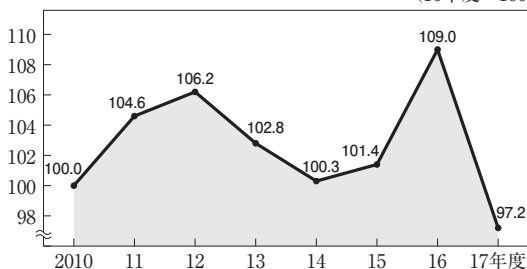
図表4-18 医療・健康の費用の内訳推移



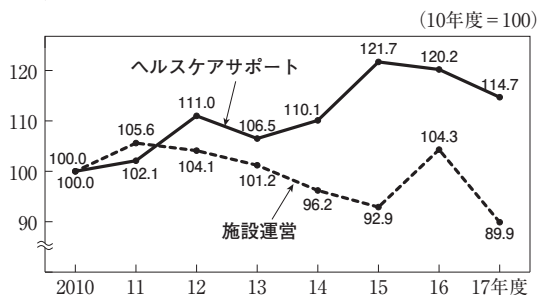
図表4-15 医療・健康の費用と同費用が法定外福利費に占める割合



図表4-16 医療・健康の費用の指数 (10年度=100)



図表4-19 医療・健康の費用の内訳別指数 (10年度=100)



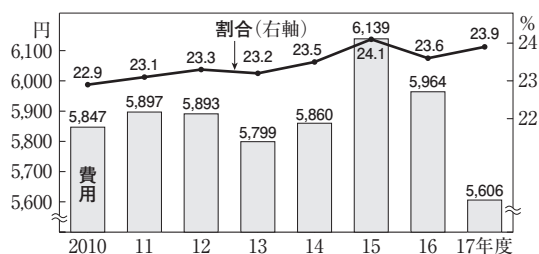
■17年度は法定外の23.9%占める

給食、購買、被服、保険、育児・介護、財産形成など多様な支援を含むライフサポートの費用の動きは次のようになった。

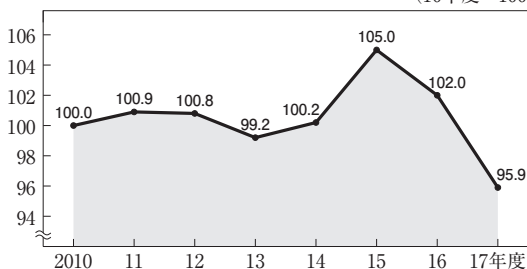
04～08年度に6,000円台だったものが09年度以降は5,000円台に低下した。図表4-20のとおり、それ以降も緩やかな減少を続け、14年度も6,000円に届かなかったが、15年度は7年ぶりに6,000円台を回復した。16年度は再び6,000円台を割り込み、17年度は88年度並みの水準である5,606円に低下した。

ライフサポートの費用が法定外福利費に占める割合は15年度の24.1%を除き、22～23%だった。17年度も23.9%だった。

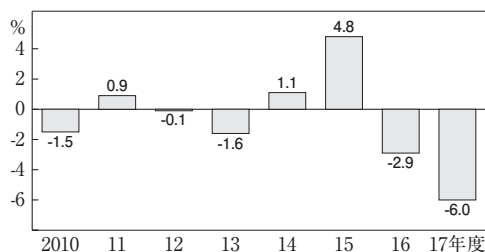
図表4-20 ライフサポートの費用と同費用が法定外福利費に占める割合



図表4-21 ライフサポートの費用の指数 (10年度=100)



図表4-22 ライフサポートの費用の変動率



■17年度の指数は95.9

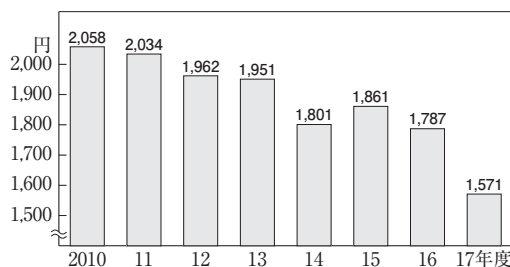
10年度=100としたライフサポートの費用の指数は図表4-21のとおり、14年度まで100前後だったが、15年度の105.0、16年度の102.0を経て17年度は95.9になった。

17年度のライフサポートの費用の内訳構成は、給食28.0%、購買・ショッピング4.2%、被服8.7%、保険20.4%、介護0.4%、育児関連7.3%、ファミリーサポート4.3%、財産形成16.6%、通勤バス・駐車場7.8%、その他2.3%だった。

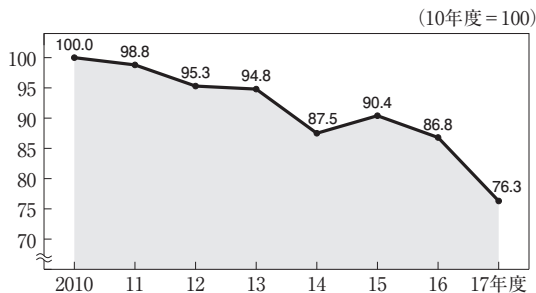
17年度の内訳別変動率は、給食△12.1%、購買・ショッピング△3.1%、被服△1.0%、保険△1.3%、介護0.0%、育児関連11.1%、財産形成△7.4%、ファミリーサポート△4.0%、通勤バス・駐車場△15.2%、その他△6.5%だった。

費用が大きい給食は大幅減、保険は横ばいだった。

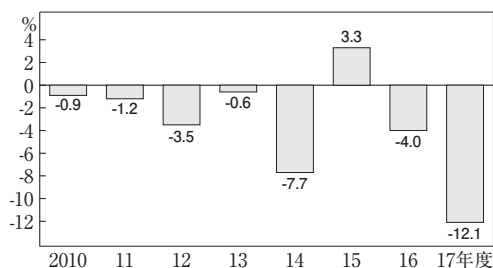
図表4-23 ライフサポートの費用 (給食) の推移



図表4-24 ライフサポートの費用 (給食) の指数 (10年度=100)



図表4-25 ライフサポートの費用 (給食) の変動率



た。財産形成は大幅減だった。

ライフサポートの費用の変動率は図表4-22のとおり、10～14年度は小幅な動きをみせた。15年度は4.8%に、16年度は△2.9%、17年度も△6.0%の減少を示した。

■給食は1,571円に

ライフサポートの費用のうち給食は図表4-23のとおり11年度まで2,000円台だったが、12年度、13年度には1,900円台となり、14年度、15年度は1,800円台に、16年度は1,700円台に、17年度は1,571円に低下した。

10年度=100とした給食の指数は図表4-24のとおり、12年度は95台に落ち込み、17年度は76.3になった。

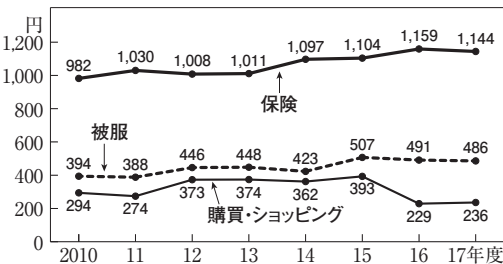
給食の変動率は図表4-25のとおりで、10～14年度はマイナスだった。15年度は3.3%になったものの、16～17年度は再びマイナスになった。

■保険は17年度で1,144円に

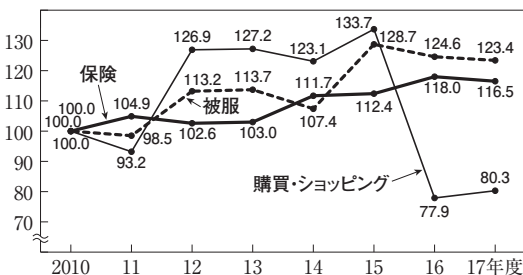
ライフサポートの費用のうち、購買・ショッピング、被服、保険の動きは図表4-26のようになった。

3費目の中では保険が唯一1,000円台を維持して

図表4-26 ライフサポートの費用（購買・ショッピング、被服、保険）の推移



図表4-27 ライフサポートの費用（購買・ショッピング、被服、保険）の指数



いる。推移をみると保険は10年度は1,000円を下回っていた。しかし、その後は1,000円台を回復、17年度は1,144円になった。

10年度=100とした保険の指数は図表4-27のとおり、14～17年度は110台になった。17年度は116.5となり、基準年度の水準を上回った。

被服は図表4-26のとおり、17年度で486円になった。被服は89～92年度は700円台だった。09～11年度は300円台に低下したものの、12年度以降は再び400円台になった。図表4-27のとおり、10年度=100とした指数も17年度には123.4と基準年度を上回った。

購買・ショッピングは図表4-26のとおり、12～15年度は300円台で推移していたが、16～17年度は200円台になった。購買・ショッピングは84年度に510円に達したことがあった。

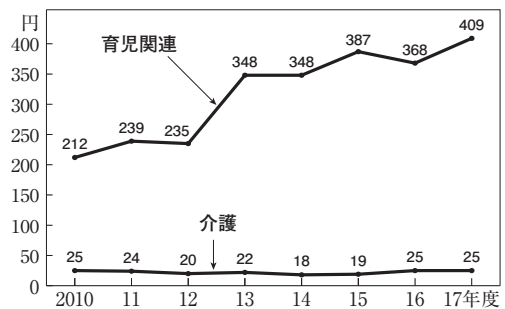
10年度=100とした購買・ショッピングの指数は図表4-27のとおり、12～15年度は120～130台にアップしたが、16～17年度は一挙に低下した。

■育児関連は409円、介護25円

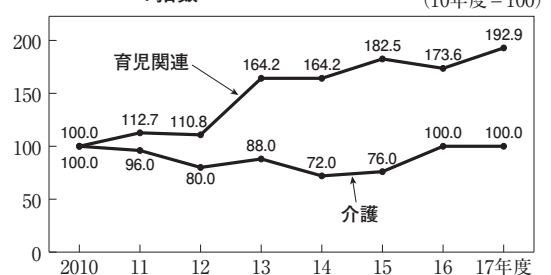
ライフサポートの費用のうち、介護、育児関連をみると図表4-28のようになった。

育児関連は着実に増加しており、17年度は409

図表4-28 ライフサポートの費用（介護、育児関連）の推移



図表4-29 ライフサポートの費用（介護、育児関連）の指数



円だった。介護は25円だった。

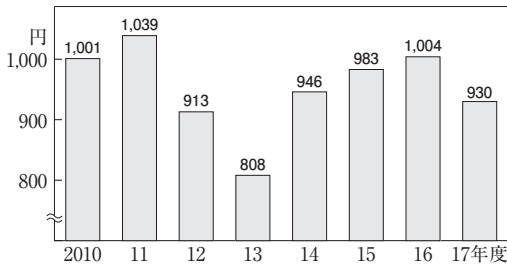
育児関連は、託児・育英施設の運営費、保育士の人件費、奨学金や保育サービスの利用補助、託児・教育相談の費用、教育ローン補助、育児用品購入費補助などで構成されている。費用の着実な増加は、仕事と育児の両立支援への取り組みの進展を反映した結果だと思われる。

育児関連の変動率は、03年度、08年度には50%台、13年度には48.1%の伸びをみせた、14年度は0.0%、15年度は11.2%、16年は△4.9%、17年度は11.1%だった。

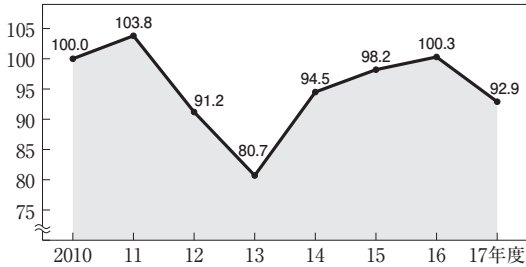
これに対し、介護は利用者が少ないという事情もあってほぼ横ばいで推移、目立った動きにはなっていないようだ。

10年度=100とした育児関連の指数は図表4-29のとおり、基準年度の10年度が212円だったこと

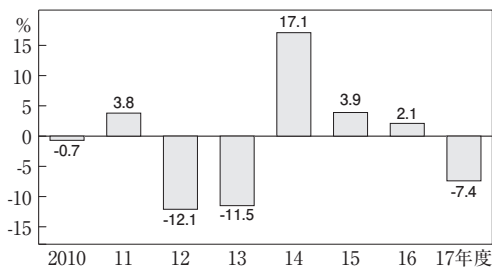
図表4-30 ライフサポートの費用（財産形成）の推移



図表4-31 ライフサポートの費用（財産形成）の指数 (10年度=100)



図表4-32 ライフサポートの費用（財産形成）の変動率



もあって大きな伸びを示し、17年度は192.9になった。一方、介護は横ばいだった。

■17年度の財産形成は930円に

ライフサポートの費用のうち財産形成は図表4-30のとおり、16年度は5年ぶりに1,000円台を回復したが、17年度は930円に低下した。

財産形成は、最も高額だった95年度には1,430円だったが、05~08年度は1,100円台に、09~11年度は1,000円台に、12~15年度は1,000円を割り込んでいた。10年度=100とした指数は図表4-31のとおり、17年度は92.9だった。

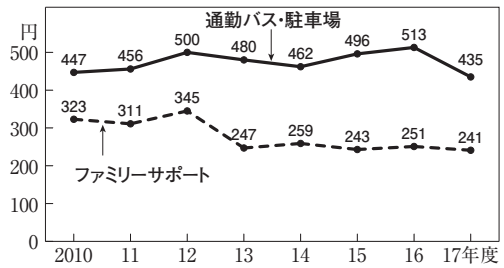
財産形成の変動率は図表4-32のように、12年度△12.1%、13年度△11.5%とマイナスが続いていたが、14年度は反転した。15~16年度もプラスで推移したが、17年度は△7.4%だった。

■ファミリーサポートは241円

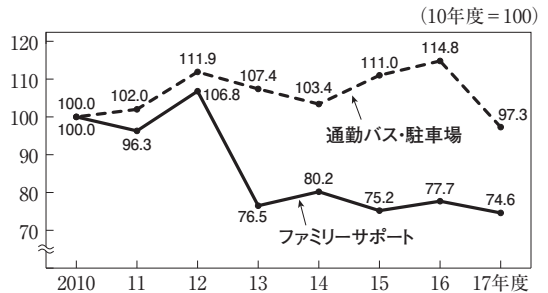
ライフサポートの費用のうち17年度のファミリーサポートは図表4-33のとおり241円、通勤バス・駐車場は435円だった。

10年度=100とした指数は図表4-34のとおりで、ファミリーサポートは12年度には106.8へとアップしたが、13~17年度は70~80に急減した。通勤バス・駐車場は17年度は97.3だった。

図表4-33 ライフサポートの費用（ファミリーサポート、通勤バス・駐車場）の推移



図表4-34 ライフサポートの費用（ファミリーサポート、通勤バス・駐車場）の指数 (10年度=100)



慶弔関係

■17年度は28年ぶりに500円台に低下

慶弔関係の費用は図表4-35のとおり、10年度は748円だったが、12年度からはさらに低下、14～16年度は600円台に低下した。17年度は28年ぶりに500円台になった。

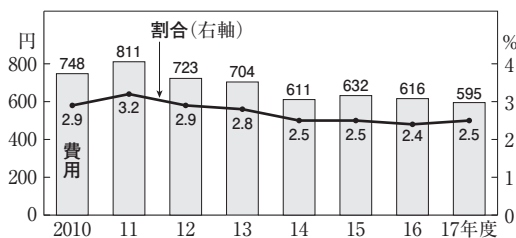
慶弔関係の費用が法定外福利費に占める割合は11年度を除き2%台で推移している。17年度も2.5%だった。

災害が到来すると慶弔給付が増えることから、費用の増加につながるのではないかと考えてしまいが慶弔関係の費用の変動と災害との関係は必ずしも明確ではない。95年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を含む94年度は868円であり、前後の年度とほとんど変わらなかった。しかし、11年3月11日に発生した東日本大震災を含む11年度は811円で、前年度の748円、翌年度の723円に比べ増加した。

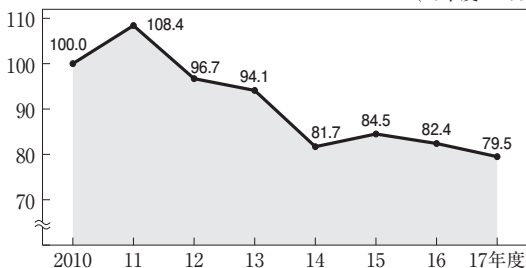
■17年度の指数は79.5に低迷

10年度=100とした指数は図表4-36のとおり、11年度は108.4に反転したものの、12～13年度は90台に、14～16年度は80台に、17年度は79.5にたった。

図表4-35 慶弔関係の費用と同費用が法定外福利費に占める割合の推移



図表4-36 慶弔関係の費用の指数 (10年度=100)



変動率は図表4-37のとおり、10年度、11年度は増加、12～14年度はマイナス、15年度は小幅増、16年度、17年度は再びマイナスになった。

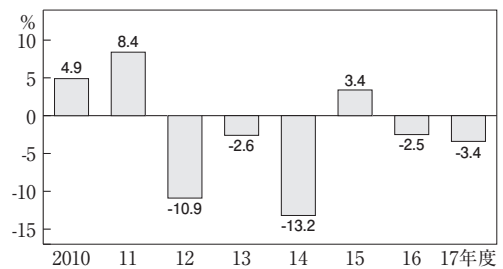
■17年度の慶弔金は526円

慶弔金は02年度に961円を記録したが、その後は800円台に低下、図表4-38のとおり、11年度は739円になったものの、12～13年度は600円台に低下、14～17年度は500円台だった。

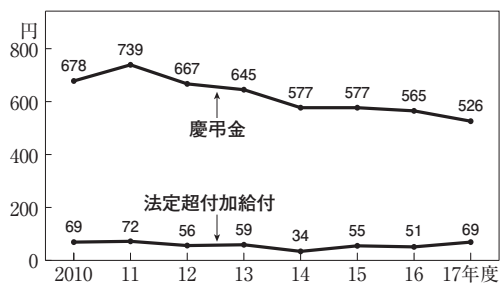
慶弔関係の費用構成は17年度は慶弔金が全体の88.4%を占めた。

10年度=100とした慶弔関係の費用別指数は図表4-39のとおり、慶弔金は17年度には77.6になった。法定超付加給付は11年度まで緩やかな増加を続けたのち14年度には49.3へと大幅な低下を示した。15～17年度はやや回復した。

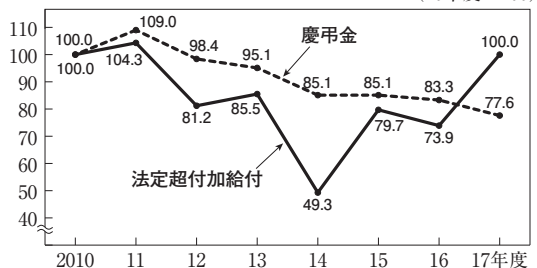
図表4-37 慶弔関係の費用の変動率



図表4-38 慶弔関係の費用の内訳推移



図表4-39 慶弔関係の費用の内訳別指数 (10年度=100)



図表4-40

法定外福利費の推移

(円)

年度	合計	法定外福利費内訳							
		住宅関連	医療・健康	ライフサポート	慶弔関係	文化・体育・レク	共済会	福利厚生代行	その他
1960	2,386	947	443	557	100	240	-	-	99
63	2,794	1,210	394	680	70	298	44	-	98
64	3,224	1,471	400	768	74	336	47	-	128
65	3,300	1,519	417	775	69	338	55	-	127
66	3,665	1,701	435	853	86	391	49	-	150
67	4,127	1,949	498	884	103	439	50	-	204
68	4,359	2,103	522	919	113	478	51	-	173
69	4,978	2,430	587	1,043	157	530	34	-	197
70	5,555	2,772	625	1,156	141	581	65	-	216
71	6,296	3,106	764	1,283	170	621	79	-	273
72	7,297	3,761	816	1,410	210	730	85	-	285
73	8,865	4,394	973	1,943	280	860	109	-	306
74	10,691	5,388	1,263	2,213	328	989	139	-	370
75	12,198	6,250	1,323	2,617	359	1,078	151	-	421
76	13,640	7,111	1,403	2,933	342	1,228	173	-	450
77	13,888	6,822	1,457	3,190	440	1,304	173	-	502
78	15,257	7,451	1,456	3,774	453	1,418	180	-	525
79	15,692	7,783	1,508	3,753	403	1,505	207	-	533
80	17,582	8,494	1,744	4,486	434	1,663	237	-	524
81	18,017	8,761	1,772	4,476	453	1,759	185	-	611
82	18,569	8,969	1,812	4,646	474	1,874	211	-	583
83	19,416	9,428	1,825	4,919	516	1,947	214	-	567
84	20,181	9,826	1,930	5,061	488	2,063	214	-	599
85	20,377	10,119	1,837	4,947	529	2,086	237	-	622
86	20,290	9,994	1,684	5,040	530	2,098	244	-	700
87	20,795	10,218	1,644	5,334	562	2,110	227	-	700
88	21,733	10,504	1,838	5,497	550	2,173	257	-	914
89	23,527	11,506	1,725	6,010	585	2,245	257	-	1,199
90	25,882	13,201	1,988	6,213	678	2,337	268	-	1,197
91	27,226	14,062	1,987	6,399	863	2,364	267	-	1,284
92	28,348	15,266	1,945	6,375	735	2,510	300	-	1,217
93	28,545	15,538	1,893	6,468	779	2,371	289	-	1,207
94	28,878	15,517	1,887	6,833	868	2,320	300	-	1,153
95	29,495	15,826	1,940	6,988	864	2,507	282	-	1,088
96	29,756	16,111	2,074	6,648	842	2,664	297	-	1,120
97	28,932	15,432	2,090	6,418	874	2,599	291	-	1,228
98	28,413	15,448	2,016	5,965	934	2,474	297	-	1,279
99	28,425	15,449	2,058	5,872	970	2,459	311	-	1,306
00	27,780	14,804	2,097	5,891	970	2,413	301	-	1,304
01	27,401	14,526	2,048	5,831	925	2,405	277	-	1,389
02	28,203	14,456	2,700	5,932	1,034	2,337	312	242	1,190
03	27,958	14,241	3,004	5,781	1,007	2,236	330	341	1,018
04	28,266	14,249	2,905	6,141	948	2,263	278	369	1,113
05	28,286	13,962	3,127	6,088	891	2,224	308	346	1,337
06	28,350	13,496	3,296	6,301	924	2,240	293	378	1,427
07	27,998	13,473	2,942	6,294	809	2,223	287	355	1,616
08	27,690	13,211	3,098	6,504	790	2,208	287	342	1,249
09	25,960	12,654	2,989	5,939	713	2,021	245	298	1,100
10	25,583	12,443	2,882	5,847	748	2,103	245	294	1,021
11	25,554	12,567	3,015	5,897	811	2,060	227	293	685
12	25,296	12,272	3,060	5,893	723	2,091	230	303	724
13	25,007	12,225	2,962	5,799	704	2,002	270	273	771
14	24,889	12,278	2,891	5,860	611	1,942	279	312	715
15	25,462	12,509	2,922	6,139	632	1,941	272	300	747
16	25,222	12,351	3,141	5,964	616	1,989	247	318	594
17	23,452	11,436	2,802	5,606	595	1,774	264	316	659

注1 72年度以降の住宅は持ち家援助を含む

2 78年度以降のライフサポートからは通勤費用を除く

文化・体育・レク

■17年度は1,774円に低下

文化・体育・レクの費用は図表4-41のとおり10年度は2,103円だった。11～13年度も2,000円台だったが、14年度は再び1,900円台に低下、15～16年度は横ばいで推移した。17年度は1,774円に低下した。この費用が1,700円台を示すのは36年ぶり。

10年度=100とした指数は図表4-42のとおりになった。基準年度が2,103円だったこともあって、17年度まで基準年を上回ることなく推移している。13～16年度は92～95に低下、17年度は84.4だった。

■17年度の変動率は△10.8%

文化・体育・レクの費用の変動率は00～17年度の18年間で10回もマイナスを記録した。10年度以降の変動率は図表4-43のとおり、マイナス基調で、プラスの年度でも5%未満にとどまった。17年度は△10.8%と09年度に次ぐ大幅減だった。

■活動補助の指数も101.3に低下

文化・体育・レクの費用の内訳は図表4-44の

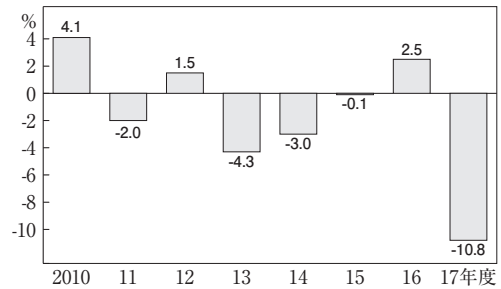
ようになった。施設運営は減少傾向が続いているが、活動補助は1,000円台を保っている。

活動補助が10年以降8年連続で1,000円台を維持している中で、施設運営は17年度までに大幅に減少した。

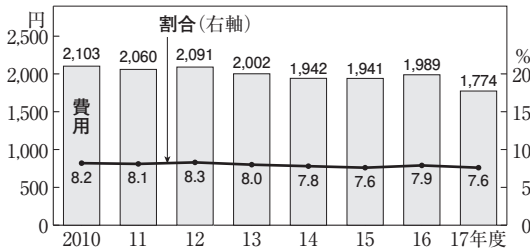
10年度=100とした指数は図表4-45のとおりで、活動補助が17年度で101.3を示した。

活動補助は、長期にわたった景気低迷による経営コストの抑制と余暇活動の多様化、従業員間のコミュニケーションの希薄化によって、縮小、横ばいが続いていた。しかし、ごく最近になって、従業員間のコミュニケーションの重要性の見直し、企業との一体感への関心の高まりなどの要因変化によって、回復がみられるようになりつつある。こうしたことが10年度以降、活動補助が一定の水準を保ち続けている要因だと考えられる。

図表4-43 文化・体育・レクの費用の変動率

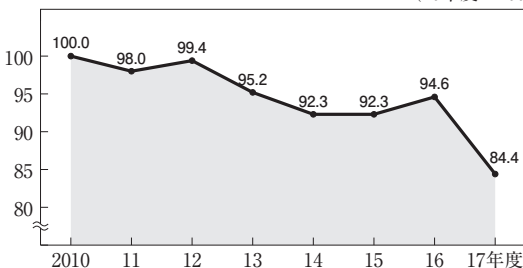


図表4-41 文化・体育・レクの費用と同費用が法定外福利費に占める割合

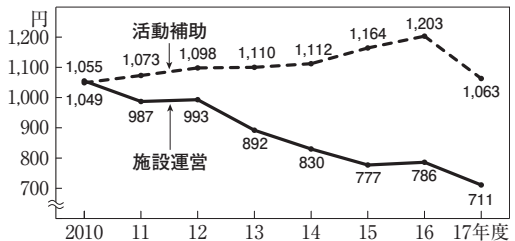


図表4-42 文化・体育・レクの費用の指数

(10年度=100)

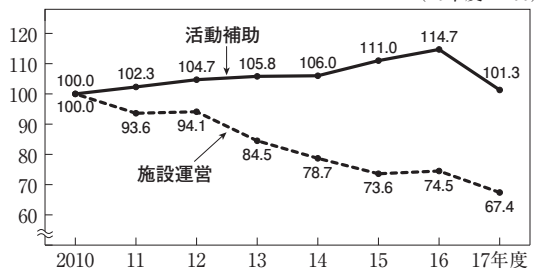


図表4-44 文化・体育・レクの費用の内訳推移



図表4-45 文化・体育・レクの費用の内訳別指数

(10年度=100)



図表4-46

法定外福利費の

年度	合計	住宅関連			医療・健康			ライフ						
		小計	住宅	持ち家 援助	小計	施設 運営	ヘルス ケアサ ポート	小計	給食	購買 ショッ ピング	被服	保険	介護	育児 関連
1960	2,386	947	947	-	443	272	170	557	322	57	-	58	-	28
63	2,794	1,210	1,210	-	394	225	169	680	392	61	89	66	-	27
64	3,224	1,471	1,471	-	400	215	185	768	401	67	105	91	-	21
65	3,300	1,519	1,519	-	417	265	152	775	440	63	136	101	-	15
66	3,665	1,701	1,701	-	435	270	165	853	462	73	154	105	-	12
67	4,127	1,949	1,949	-	498	324	174	884	520	73	128	101	-	13
68	4,359	2,103	2,103	-	522	348	174	919	549	70	138	107	-	13
69	4,978	2,430	2,430	-	587	401	186	1,043	622	78	158	106	-	16
70	5,555	2,772	2,772	-	625	436	189	1,156	668	119	198	103	-	15
71	6,296	3,106	3,106	-	764	491	273	1,283	739	136	212	138	-	15
72	7,297	3,761	3,523	238	816	533	283	1,410	818	122	222	157	-	20
73	8,865	4,394	3,948	446	973	643	330	1,943	945	158	349	222	-	23
74	10,691	5,388	4,864	506	1,263	856	406	2,213	1,229	62	433	164	-	27
75	12,198	6,250	5,200	1,050	1,323	878	445	2,617	1,334	224	388	268	-	25
76	13,640	7,111	5,800	1,311	1,403	894	509	2,933	1,533	226	442	360	-	27
77	13,888	6,822	5,752	1,070	1,457	975	484	3,190	1,544	334	438	418	-	27
78	15,257	7,451	6,296	1,156	1,456	949	507	3,774	1,689	380	451	566	-	24
79	15,692	7,783	6,343	1,440	1,508	987	521	3,753	1,655	381	473	482	-	31
80	17,582	8,494	6,652	1,842	1,744	1,104	640	4,486	1,929	447	495	517	-	33
81	18,017	8,761	6,886	1,875	1,772	1,179	593	4,476	1,880	340	489	652	-	32
82	18,569	8,969	7,023	1,946	1,812	1,316	496	4,646	1,954	456	515	565	-	31
83	19,416	9,428	7,348	2,080	1,825	1,313	512	4,919	2,003	468	512	743	-	24
84	20,181	9,826	7,845	1,981	1,930	1,366	564	5,061	2,169	510	512	638	-	26
85	20,377	10,119	8,003	2,116	1,837	1,262	575	4,947	2,232	363	540	644	-	23
86	20,290	9,994	8,126	1,868	1,684	1,178	506	5,040	2,158	300	506	696	-	23
87	20,795	10,218	8,630	1,588	1,644	1,166	478	5,334	2,187	312	557	823	-	26
88	21,733	10,504	8,990	1,514	1,838	1,203	635	5,497	2,087	307	643	886	-	25
89	23,527	11,506	9,762	1,744	1,725	1,219	506	6,010	2,246	432	713	1,035	-	23
90	25,882	13,201	10,927	2,274	1,988	1,446	542	6,213	2,408	418	733	1,171	-	30
91	27,226	14,062	11,931	2,131	1,987	1,492	495	6,399	2,564	404	747	1,063	-	32
92	28,348	15,266	13,067	2,199	1,945	1,399	546	6,375	2,580	419	714	1,085	-	28
93	28,545	15,538	13,695	1,843	1,893	1,370	523	6,468	2,597	400	561	1,115	-	25
94	28,878	15,517	13,810	1,707	1,887	1,385	502	6,833	2,727	370	554	1,310	-	47
95	29,495	15,826	14,093	1,733	1,940	1,414	526	6,988	2,766	338	601	1,164	-	19
96	29,756	16,111	14,681	1,430	2,074	1,491	583	6,648	2,762	321	640	1,095	-	27
97	28,932	15,432	14,167	1,265	2,090	1,521	569	6,418	2,866	303	657	844	-	27
98	28,413	15,448	14,401	1,047	2,016	1,474	542	5,965	2,740	336	550	633	-	25
99	28,425	15,449	14,447	1,002	2,058	1,534	524	5,872	2,829	298	468	620	-	26
00	27,780	14,804	13,864	940	2,097	1,545	552	5,891	2,746	323	456	610	-	20
01	27,401	14,526	13,674	852	2,048	1,477	571	5,831	2,742	307	439	566	-	18
02	28,203	14,456	13,491	964	2,700	2,069	632	5,932	2,478	289	507	867	23	32
03	27,958	14,241	13,272	969	3,004	2,332	672	5,781	2,442	292	483	710	19	48
04	28,266	14,249	13,374	875	2,905	2,198	707	6,141	2,395	281	455	666	23	64
05	28,286	13,962	13,197	765	3,127	2,339	788	6,088	2,196	346	398	814	31	76
06	28,350	13,496	12,744	752	3,296	2,500	796	6,301	2,393	319	441	928	50	90
07	27,998	13,473	12,717	756	2,942	2,184	758	6,294	2,303	289	494	957	32	100
08	27,690	13,211	12,499	712	3,098	2,256	842	6,504	2,367	312	479	1,026	30	151
09	25,960	12,654	12,059	595	2,989	2,119	870	5,939	2,076	269	396	1,025	25	177
10	25,583	12,443	11,865	578	2,882	2,031	851	5,847	2,058	294	394	982	25	212
11	25,554	12,567	11,969	598	3,015	2,145	869	5,897	2,034	274	388	1,030	24	239
12	25,296	12,272	11,650	622	3,060	2,115	945	5,893	1,962	373	446	1,008	20	235
13	25,007	12,225	11,640	585	2,962	2,056	906	5,799	1,951	374	448	1,011	22	348
14	24,889	12,278	11,747	531	2,891	1,953	937	5,860	1,801	362	423	1,097	18	348
15	25,462	12,509	11,895	614	2,922	1,886	1,036	6,139	1,861	393	507	1,104	19	387
16	25,222	12,351	11,779	572	3,141	2,118	1,023	5,964	1,787	229	491	1,159	25	368
17	23,452	11,436	10,867	569	2,802	1,826	976	5,606	1,571	236	486	1,144	25	409

項目別実額の推移

(円)

サポート					慶弔関係			文化・体育・レク			共済会	福利厚生代行	その他	年度
ファミリーサポート	財産形成	通勤バス 駐車場	その他	(通勤)	慶弔金	法定超 附加 給付	施設 運営	活動 補助						
-	-	-	92	(326)	100	88	12	240	-	-	-	-	99	1960
18	-	-	27	(364)	70	54	16	298	116	182	44	-	98	63
14	-	-	69	(392)	74	59	15	336	147	189	47	-	128	64
14	-	-	6	(477)	69	52	17	338	164	174	55	-	127	65
20	-	-	27	(651)	86	66	20	391	196	195	49	-	150	66
28	-	-	21	(756)	103	83	20	439	193	246	50	-	204	67
23	-	-	19	(907)	113	89	24	478	213	265	51	-	173	68
34	-	-	29	(1,034)	157	122	35	530	238	292	34	-	197	69
36	-	-	17	(1,224)	141	109	32	581	249	332	65	-	216	70
35	-	-	8	(1,412)	170	122	48	621	265	346	79	-	273	71
42	-	-	29	(1,477)	210	153	57	730	346	384	85	-	285	72
50	113	-	83	(1,768)	280	197	83	860	430	430	109	-	306	73
37	178	-	83	(1,772)	328	213	115	989	474	512	139	-	370	74
24	211	-	143	(2,193)	359	254	105	1,078	610	468	151	-	421	75
41	169	-	135	(2,588)	342	272	70	1,228	717	511	173	-	450	76
62	227	-	140	(2,766)	440	337	103	1,304	793	511	173	-	502	77
55	299	207	103	-	453	330	123	1,418	851	567	180	-	525	78
66	316	239	110	-	403	300	103	1,505	920	585	207	-	533	79
78	465	399	123	-	434	328	106	1,663	1,018	645	237	-	524	80
70	430	428	155	-	453	343	110	1,759	1,081	678	185	-	611	81
79	396	479	171	-	474	387	87	1,874	1,163	711	211	-	583	82
86	431	503	149	-	516	437	79	1,947	1,240	707	214	-	567	83
81	512	546	67	-	488	414	74	2,063	1,296	767	214	-	599	84
96	542	431	76	-	529	415	114	2,086	1,294	792	237	-	622	85
98	694	407	158	-	530	451	79	2,098	1,319	779	244	-	700	86
101	767	408	153	-	562	479	83	2,110	1,301	809	227	-	700	87
107	881	371	190	-	550	475	75	2,173	1,353	820	257	-	914	88
121	974	392	74	-	585	494	91	2,245	1,259	986	257	-	1,199	89
107	875	397	74	-	678	590	88	2,337	1,381	956	268	-	1,197	90
105	932	439	113	-	863	770	93	2,364	1,372	992	267	-	1,284	91
108	964	377	100	-	735	656	79	2,510	1,525	985	300	-	1,217	92
118	1,146	385	121	-	779	655	124	2,371	1,471	900	289	-	1,207	93
130	1,193	375	127	-	868	737	131	2,320	1,496	824	300	-	1,153	94
136	1,430	438	96	-	864	728	136	2,507	1,610	897	282	-	1,088	95
113	1,122	457	111	-	842	751	91	2,664	1,730	934	297	-	1,120	96
107	1,034	503	77	-	874	789	85	2,599	1,678	921	291	-	1,228	97
99	1,029	455	98	-	934	837	97	2,474	1,593	881	297	-	1,279	98
112	989	435	95	-	970	875	95	2,459	1,646	813	311	-	1,306	99
106	1,030	453	147	-	970	884	86	2,413	1,593	820	301	-	1,304	00
115	1,055	458	131	-	925	859	66	2,405	1,632	773	277	-	1,389	01
154	984	438	160	-	1,034	961	73	2,337	1,565	772	312	242	1,190	02
169	1,047	443	129	-	1,007	941	66	2,236	1,430	806	330	341	1,018	03
240	1,137	529	351	-	948	885	63	2,263	1,383	880	278	369	1,113	04
377	1,196	502	150	-	891	828	63	2,224	1,329	895	308	346	1,337	05
339	1,132	485	123	-	924	862	61	2,240	1,209	1,030	293	378	1,427	06
383	1,113	489	134	-	809	753	56	2,223	1,174	1,049	287	355	1,616	07
330	1,179	483	149	-	790	735	55	2,208	1,140	1,068	287	342	1,249	08
340	1,008	494	128	-	713	652	61	2,021	1,070	951	245	298	1,100	09
323	1,001	447	111	-	748	678	69	2,103	1,055	1,049	245	294	1,021	10
311	1,039	456	102	-	811	739	72	2,060	987	1,073	227	293	685	11
345	913	500	92	-	723	667	56	2,091	993	1,098	230	303	724	12
247	808	480	109	-	704	645	59	2,002	892	1,110	270	273	771	13
259	946	462	143	-	611	577	34	1,942	830	1,112	279	312	715	14
243	983	496	146	-	632	577	55	1,941	777	1,164	272	300	747	15
251	1,004	513	138	-	616	565	51	1,989	786	1,203	247	318	594	16
241	930	435	129	-	595	526	69	1,774	711	1,063	264	316	659	17

図表4-47

法定外福利費の

年度	合計	住宅関連			医療・健康			ライフ						
		小計	住宅	持ち家 援助	小計	施設 運営	ヘルス ケアサ ポート	小計	給食	購買 ショッ ピング	被服	保険	介護	育児 関連
1960	2.6	0.9	0.9	-	3.7	2.6	4.9	△ 1.2	△ 0.9	21.3	-	△ 1.7	-	△ 9.7
63	13.7	21.7	21.7	-	△ 6.4	△ 8.5	△ 5.1	18.1	14.6	13.0	-	29.4	-	△20.6
64	15.4	21.6	21.6	-	1.5	△ 4.4	9.5	12.9	2.3	9.8	18.0	37.9	-	△22.2
65	2.4	3.3	3.3	-	4.3	23.3	△17.8	0.9	9.7	△ 6.0	29.5	11.0	-	△28.6
66	11.1	12.0	12.0	-	4.3	1.9	8.6	10.1	5.0	15.9	13.2	4.0	-	△20.0
67	12.6	14.6	14.6	-	14.5	20.0	5.5	3.6	12.6	0.0	△16.9	△ 3.8	-	8.3
68	5.6	7.9	7.9	-	4.8	7.4	0.0	4.0	5.6	△ 4.1	7.8	5.9	-	0.0
69	14.2	15.5	15.5	-	12.5	15.2	6.9	13.5	13.3	11.4	14.5	△ 0.9	-	23.1
70	11.6	14.1	14.1	-	6.5	8.7	1.6	10.8	7.4	52.6	25.3	△ 2.8	-	△ 6.3
71	13.3	12.0	12.0	-	22.2	12.6	44.4	11.0	10.6	14.3	7.1	34.0	-	0.0
72	15.9	21.1	13.4	-	6.8	8.6	3.7	9.9	10.7	△10.3	4.7	13.8	-	33.3
73	21.5	16.8	12.1	87.4	19.2	20.6	16.6	37.8	15.5	29.5	57.2	41.4	-	15.0
74	20.6	22.6	23.2	13.5	29.8	33.1	23.0	13.9	30.1	△60.8	24.1	△26.1	-	17.4
75	14.1	16.0	6.9	107.5	4.8	2.6	9.6	18.3	8.5	261.3	△10.4	63.4	-	△ 7.4
76	11.8	13.8	11.5	24.9	6.0	1.8	14.4	12.1	14.9	0.9	13.9	34.3	-	8.0
77	1.8	△ 4.1	△ 0.8	△18.4	3.8	9.1	△ 4.9	8.8	0.7	47.8	△ 0.9	16.1	-	0.0
78	9.9	9.2	9.5	8.0	△ 0.1	△ 2.7	4.8	18.3	9.4	13.8	3.0	35.4	-	△11.1
79	2.9	4.5	0.7	24.6	3.6	4.0	2.8	△ 0.6	△ 2.0	0.3	4.9	△14.8	-	29.2
80	12.0	9.1	4.9	27.9	15.6	11.9	22.8	19.5	16.6	17.3	4.7	7.3	-	6.5
81	2.5	3.1	3.5	1.8	1.6	6.8	△ 7.3	△ 0.2	△ 2.5	△23.9	△ 1.2	26.1	-	△ 3.0
82	3.1	2.4	2.0	3.8	2.3	11.6	△16.4	3.8	3.9	34.1	5.3	△13.3	-	△ 3.1
83	4.6	5.1	4.6	6.9	0.7	△ 0.2	3.2	5.9	2.5	2.6	△ 0.6	31.5	-	△22.6
84	3.9	4.2	6.8	△ 4.8	5.8	4.0	10.2	2.9	8.3	9.0	0.0	△14.1	-	8.3
85	1.0	3.0	2.0	6.8	△ 4.8	△ 7.6	2.0	△ 2.3	2.9	△28.8	5.5	0.9	-	△11.5
86	△ 0.4	△ 1.2	1.5	△11.7	△ 8.3	△ 6.7	△12.0	1.9	△ 3.3	△17.4	△ 6.3	8.1	-	0.0
87	2.5	2.2	6.2	△15.0	△ 2.4	△ 1.0	△ 5.5	5.8	1.3	4.0	10.1	18.2	-	13.0
88	4.5	2.8	4.2	△ 4.7	11.8	3.2	32.8	3.1	△ 4.6	△ 1.6	15.4	7.7	-	△ 3.8
89	8.3	9.5	8.6	15.2	△ 6.1	1.3	△20.3	9.3	7.6	40.7	10.9	16.8	-	△ 8.0
90	10.0	14.7	11.9	30.4	15.2	18.6	7.1	3.4	7.2	△ 3.2	2.8	13.1	-	30.4
91	5.2	6.5	9.2	△ 6.3	△ 0.1	3.2	△ 8.7	3.0	6.5	△ 3.3	1.9	△ 9.2	-	6.7
92	4.1	8.6	9.5	3.2	△ 2.1	△ 6.2	10.3	△ 0.4	0.6	3.7	△ 4.4	2.1	-	△12.5
93	0.7	1.8	4.8	△16.2	△ 2.7	△ 2.1	△ 4.2	1.5	0.7	△ 4.5	△21.4	2.8	-	△10.7
94	1.2	△ 0.1	0.8	△ 7.4	△ 0.3	1.1	△ 4.0	5.6	5.0	△ 7.5	△ 1.2	17.5	-	88.0
95	2.1	2.0	2.0	1.5	2.8	2.1	4.8	2.3	1.4	△ 8.6	8.5	△11.1	-	△59.6
96	0.9	1.8	4.2	△17.5	6.9	5.4	10.8	△ 4.9	△ 0.1	△ 5.0	6.5	△ 5.9	-	42.1
97	△ 2.8	△ 4.2	△ 3.5	△11.5	0.8	2.0	△ 2.4	△ 3.5	3.8	△ 5.6	2.7	△22.9	-	0.0
98	△ 1.8	0.1	1.7	△17.2	△ 3.5	△ 3.1	△ 4.7	△ 7.1	△ 4.4	10.9	△16.3	△25.0	-	△ 7.4
99	0.0	0.0	0.3	△ 4.3	2.1	4.1	△ 3.3	△ 1.6	3.2	△11.3	△14.9	△ 2.1	-	4.0
00	△ 2.3	△ 4.2	△ 4.0	△ 6.2	1.9	0.7	5.3	0.3	△ 2.9	8.4	△ 2.6	△ 1.6	-	△23.1
01	△ 1.4	△ 1.9	△ 1.4	△ 9.4	△ 2.3	△ 4.4	3.4	△ 1.0	△ 0.1	△ 5.0	△ 3.7	△ 7.2	-	△10.0
02	2.9	△ 0.5	△ 1.3	13.1	31.8	40.1	10.7	1.7	△ 9.6	△ 5.9	15.5	53.2	-	77.8
03	△ 0.9	△ 1.5	△ 1.6	0.5	11.3	12.7	6.3	△ 2.5	△ 1.5	1.0	△ 4.7	△18.1	△17.4	50.0
04	1.1	0.1	0.8	△ 9.7	△ 3.3	△ 5.7	5.2	6.2	△ 1.9	△ 3.8	△ 5.8	△ 6.2	21.1	33.3
05	0.1	△ 2.0	△ 1.3	△12.6	7.6	6.4	11.5	△ 0.9	△ 8.3	23.1	△12.5	22.2	34.8	18.8
06	0.2	△ 3.3	△ 3.4	△ 1.7	5.4	6.9	1.0	3.5	9.0	△ 7.8	10.8	14.0	61.3	18.4
07	△ 1.2	△ 0.2	△ 0.2	0.5	△10.7	△12.6	△ 4.8	△ 0.1	△ 3.8	△ 9.4	12.0	3.1	△36.0	11.1
08	△ 1.1	△ 1.9	△ 1.7	△ 5.8	5.3	3.3	11.1	3.3	2.8	8.0	△ 3.0	7.2	△ 6.3	51.0
09	△ 6.2	△ 4.2	△ 3.5	△16.4	△ 3.5	△ 6.1	3.3	△ 8.7	△12.3	△13.8	△17.3	△ 0.1	△16.7	17.2
10	△ 1.5	△ 1.7	△ 1.6	△ 2.9	△ 3.6	△ 4.2	△ 2.2	△ 1.5	△ 0.9	9.3	△ 0.5	△ 4.2	0.0	19.8
11	△ 0.1	1.0	0.9	3.5	4.6	5.6	2.1	0.9	△ 1.2	△ 6.8	△ 1.5	4.9	△ 4.0	12.7
12	△ 1.0	△ 2.3	△ 2.7	4.0	1.5	△ 1.4	8.7	△ 0.1	△ 3.5	36.1	14.9	△ 2.1	△16.7	△ 1.7
13	△ 1.1	△ 0.4	△ 0.1	△ 5.9	△ 3.2	△ 2.8	△ 4.1	△ 1.6	△ 0.6	0.3	0.4	0.3	10.0	48.1
14	△ 0.5	0.4	0.9	△ 9.2	△ 2.4	△ 5.0	3.4	1.1	△ 7.7	△ 3.2	△ 5.6	8.5	△18.2	0.0
15	2.3	1.9	1.3	15.6	1.1	△ 3.4	10.6	4.8	3.3	8.6	19.9	0.6	5.6	11.2
16	△ 0.9	△ 1.3	△ 1.0	△ 6.8	7.5	12.3	△ 1.3	△ 2.9	△ 4.0	△41.7	△ 3.2	5.0	31.6	△ 4.9
17	△ 7.0	△ 7.4	△ 7.7	△ 0.5	△10.8	△13.8	△ 4.6	△ 6.0	△12.1	3.1	△ 1.0	△ 1.3	0.0	11.1

項目別変動率の推移

(変動率：%)

サポート					慶弔関係			文化・体育・レク			共済会	福利厚生代行	その他	年度
ファミリーサポート	財産形成	通勤バス駐車場	その他	(通勤)	慶弔金	法定超附加給付	施設運営	活動補助	共済会					
-	-	-	△ 9.8	△ 2.4	△ 9.1	△ 6.4	△25.0	7.6	-	-	-	-	67.8	1960
-	-	-	△71.6	△ 5.5	△34.6	△44.3	60.0	20.2	-	-	-	-	△11.7	63
△22.2	-	-	155.6	7.7	5.7	9.3	△ 6.3	12.8	26.7	3.8	6.8	-	30.6	64
0.0	-	-	△91.3	21.7	△ 6.8	△11.9	13.3	0.6	11.6	△ 7.9	17.0	-	△ 0.8	65
42.9	-	-	350.0	36.5	24.6	26.9	17.6	15.7	19.5	12.1	△10.9	-	18.1	66
40.0	-	-	△22.2	16.1	19.8	25.8	0.0	12.3	△ 1.5	26.2	2.0	-	36.0	67
△17.9	-	-	△ 9.5	20.0	9.7	7.2	20.0	8.9	10.4	7.7	2.0	-	△15.2	68
47.8	-	-	52.6	14.0	38.9	37.1	45.8	10.9	11.7	10.2	△33.3	-	13.9	69
5.9	-	-	△41.4	18.4	△10.2	△10.7	△ 8.6	9.6	4.6	13.7	91.2	-	9.6	70
△ 2.8	-	-	△52.9	15.4	20.6	11.9	50.0	6.9	6.4	4.2	21.5	-	26.4	71
20.0	-	-	262.5	4.6	23.5	25.4	18.8	17.6	30.6	11.0	7.6	-	4.4	72
19.0	-	-	186.2	19.7	33.3	28.8	45.6	17.8	24.3	12.0	28.2	-	7.4	73
△26.0	57.5	-	0.0	0.2	17.1	8.1	38.6	15.0	10.2	19.1	27.5	-	20.9	74
△35.1	18.5	-	72.3	23.8	9.5	19.2	△ 8.7	9.0	28.7	△ 8.6	8.6	-	13.8	75
70.8	△19.9	-	△ 5.6	18.0	△ 4.7	7.1	△33.3	13.9	17.5	9.2	14.6	-	6.9	76
51.2	34.3	-	3.7	6.9	28.7	23.9	47.1	6.2	10.6	0.0	0.0	-	11.6	77
△11.3	31.7	-	△26.4	-	3.0	△ 2.1	19.4	8.7	7.3	11.0	4.0	-	4.6	78
20.0	5.7	15.5	6.8	-	△11.0	△ 9.1	△16.3	6.1	8.1	3.2	15.0	-	1.5	79
18.2	47.2	66.9	11.8	-	7.7	9.3	2.9	10.5	10.7	10.3	14.5	-	△ 1.7	80
△10.3	△ 7.5	7.3	26.0	-	4.4	4.6	3.8	5.8	6.2	5.1	△21.9	-	16.6	81
12.9	△ 7.9	11.9	10.3	-	4.6	12.8	△20.9	6.5	7.6	4.9	14.1	-	△ 4.6	82
8.9	8.8	5.0	△12.9	-	8.9	12.9	△ 9.2	3.9	6.6	△ 0.6	1.4	-	△ 2.7	83
△ 5.8	18.8	8.5	△55.0	-	△ 5.4	△ 5.3	△ 6.3	6.0	4.5	8.5	0.0	-	5.6	84
18.5	5.9	△21.1	13.4	-	8.4	0.2	54.1	1.1	△ 0.2	3.3	10.7	-	3.8	85
2.1	28.0	△ 5.6	107.9	-	0.2	8.7	△30.7	0.6	1.9	△ 1.6	3.0	-	12.5	86
3.1	10.5	0.2	△ 3.2	-	6.0	6.2	5.1	0.6	△ 1.4	3.9	△ 7.0	-	0.0	87
5.9	14.9	△ 9.1	24.2	-	△ 2.1	△ 0.8	△ 9.6	3.0	4.0	1.4	13.2	-	30.6	88
13.1	10.6	5.7	△61.1	-	6.4	4.0	21.3	3.3	△ 6.9	20.2	0.0	-	31.2	89
△11.6	△10.2	1.3	0.0	-	15.9	19.4	△ 3.3	4.1	9.7	△ 3.0	4.3	-	△ 0.2	90
△ 1.9	6.5	10.6	52.7	-	27.3	30.5	5.7	1.2	△ 0.7	3.8	△ 0.4	-	7.3	91
2.9	3.4	△14.1	△11.5	-	△14.8	△14.8	△15.1	6.2	11.2	△ 0.7	12.4	-	△ 5.2	92
9.3	18.9	2.1	21.0	-	6.0	△ 0.2	57.0	△ 5.5	△ 3.5	△ 8.6	△ 3.7	-	△ 0.8	93
10.2	4.1	△ 2.6	5.0	-	11.4	12.5	5.6	△ 2.2	1.7	△ 8.4	3.8	-	△ 4.5	94
4.6	19.9	16.8	△24.4	-	△ 0.5	△ 1.2	3.8	8.1	7.6	8.9	△ 6.0	-	△ 5.6	95
△16.9	△21.5	4.3	15.6	-	△ 2.5	3.2	△33.1	6.3	7.5	4.1	5.3	-	2.9	96
△ 5.3	△ 7.8	10.1	△30.6	-	3.8	5.1	△ 6.6	△ 2.4	△ 3.0	△ 1.4	△ 2.0	-	9.6	97
△ 7.5	△ 0.5	△ 9.5	27.3	-	6.9	6.1	14.1	△ 4.8	△ 5.1	△ 4.3	2.1	-	4.2	98
13.1	△ 3.9	△ 4.4	△ 3.1	-	3.9	4.5	△ 2.1	△ 0.6	3.3	△ 7.7	4.7	-	2.1	99
△ 5.4	4.1	4.1	54.7	-	0.0	1.0	△ 9.5	△ 1.9	△ 3.2	0.9	△ 3.2	-	△ 0.2	00
8.5	2.4	1.1	△10.9	-	△ 4.6	△ 2.8	△23.3	△ 0.3	2.4	△ 5.7	△ 8.0	-	6.5	01
33.9	△ 6.7	△ 4.4	22.1	-	11.8	11.9	10.6	△ 2.8	△ 4.1	△ 0.1	12.6	-	△14.3	02
9.7	6.4	1.1	△19.4	-	△ 2.6	△ 2.1	△ 9.6	△ 4.3	△ 8.6	4.4	5.8	40.9	△14.5	03
42.0	8.6	19.4	172.1	-	△ 5.9	△ 6.0	△ 4.5	1.2	△ 3.3	9.2	△15.8	8.2	9.3	04
57.1	5.2	△ 5.1	△57.3	-	△ 6.0	△ 6.4	0.0	△ 1.7	△ 3.9	1.7	10.8	△ 6.2	20.1	05
△10.1	△ 5.4	△ 3.4	△18.0	-	3.7	4.1	△ 3.2	0.7	△ 9.0	15.1	△ 4.9	9.2	6.7	06
13.0	△ 1.7	0.8	8.9	-	△12.4	△12.6	△ 8.2	△ 0.8	△ 2.9	1.8	△ 2.0	△ 6.1	13.2	07
△13.8	5.9	△ 1.2	11.2	-	△ 2.3	△ 2.4	△ 1.8	△ 0.7	△ 2.9	1.8	0.0	△ 3.7	△22.7	08
3.0	△14.5	2.3	△14.1	-	△ 9.7	△11.3	10.9	△ 8.5	△ 6.1	△11.0	△14.6	△12.9	△11.9	09
△ 5.0	△ 0.7	△ 9.5	△13.3	-	4.9	4.0	13.1	4.1	△ 1.4	10.3	0.0	△ 1.3	△ 7.2	10
△ 3.7	3.8	2.0	△ 8.1	-	8.4	9.0	4.3	△ 2.0	△ 6.4	2.3	△ 7.3	△ 0.3	△32.9	11
10.9	△12.1	9.6	△ 9.8	-	△10.9	△ 9.7	△22.2	1.5	0.6	2.3	1.3	3.4	5.7	12
△28.4	△11.5	△ 4.0	18.5	-	△ 2.6	△ 3.3	5.4	△ 4.3	△10.2	1.1	17.4	△ 9.9	6.5	13
4.9	17.1	△ 3.8	31.2	-	△13.2	△10.5	△42.4	△ 3.0	△ 7.0	0.2	3.3	14.3	△ 7.3	14
△ 6.2	3.9	7.4	2.1	-	3.4	0.0	61.8	△ 0.1	△ 6.4	4.7	△ 2.5	△ 3.8	4.5	15
3.3	2.1	3.4	△ 5.5	-	△ 2.5	△ 2.1	△ 7.3	2.5	1.2	3.4	△ 9.2	6.0	△20.5	16
△ 4.0	△ 7.4	△15.2	△ 6.5	-	△ 3.4	△ 6.9	35.3	△10.8	△ 9.5	△11.6	6.9	△ 0.6	10.9	17

共済会

■17年度は264円に

共済会の費用は図表4-48のとおり、13～15年度は270円台だったが16年度は247円に低下、17年度は264円になった。

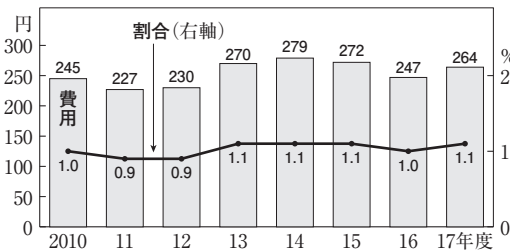
10年度=100とした共済会の費用の指数は図表4-49のとおり、13年度からは基準年度を上回る水準にあり、17年度は107.8になった。

■17年度の変動率は6.9%に

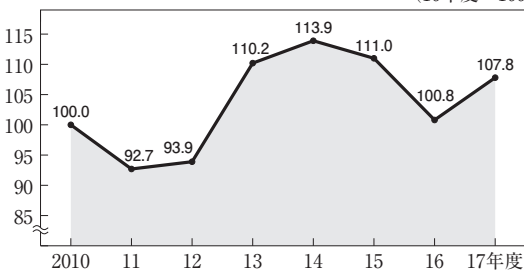
共済会の費用の変動率は図表4-50のとおり、15年度までは13年度を除き横ばいないしマイナス基調で推移してきた。16年度も△9.2%だった。17年度は3年ぶりの増加だった。

05年度以降の13年間でプラスは5回だった。

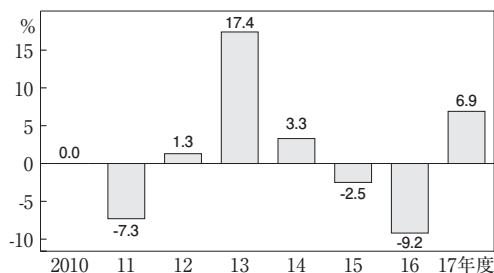
図表4-48 共済会の費用と同費用が法定外福利費に占める割合の推移



図表4-49 共済会の費用の指数 (10年度=100)



図表4-50 共済会の費用の変動率



福利厚生代行

■17年度は316円に

福利厚生代行サービス費は図表4-51のとおり、17年度は316円を示した。これまでの最高は06年度の378円だった。

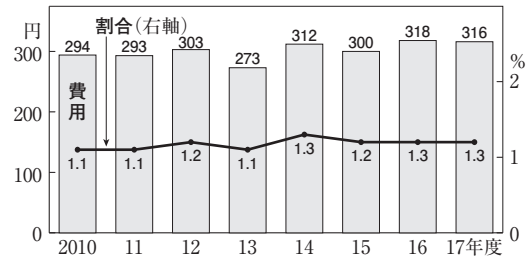
福利厚生代行サービス費が法定外福利費に占める割合は図表4-51のとおり1%台で推移しており、17年度も1.3%だった。

■指数は107.5に

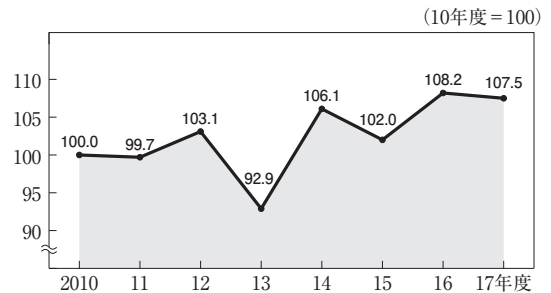
10年度=100とした福利厚生代行サービス費の指数は図表4-52のとおり、16年度は108.2、17年度は107.5だった。

変動率は図表4-53のとおり、17年度は△0.6%を示した。

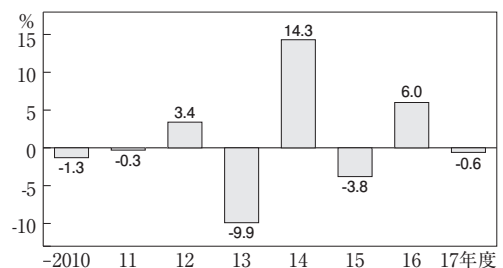
図表4-51 福利厚生代行サービス費と同費用が法定外福利費に占める割合の推移



図表4-52 福利厚生代行サービス費の指数 (10年度=100)



図表4-53 福利厚生代行サービス費の変動率



福利厚生 アラカルト

1月下旬分

● 17年度の企業年金利回りは4.49%

「企業年金実態調査」によると、17年度の修正総合利回りは4.49%だった。前年度の3.52%に続き2年連続のプラスだった。

背景については、年度後半に円高の進行や米金利上昇圧力の高まりなどから国内外の株価が大幅に下落する局面もあったが、世界的な景気回復の進行や米税制改革への期待感等を背景に国内外の株価が大幅に上昇し、主要国の長期金利もおおむね安定的に推移したことによるとしている。

近年の利回りの動きをみると、10年度△0.54%、11年度1.82%、12年度11.17%、13年度8.80%、14年度11.06%、15年度△0.92%で推移していた。17年度の過去5年の幾何平均は5.31%、同10年は3.20%、同20年は2.46%だった。

年金資産残高は、17年度で79兆円となり、16年度と同額だった。

近年の資産残高の推移は、10年度73兆円、11年度72兆円、12年度79兆円、13年度85兆円、14年度90兆円、15年度82兆円だった。近年のピークだった14年度に比べると、17年度は11兆円の減少だった。（企業年金連合会HP, 1.11）

● 老後生活設計をどう考えているか

「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」の結果がまとまった。18歳以上の全国2,919人を集計、実施時期は18年11月。

何歳まで仕事をしたいかでは、51～60歳18.8%、61～65歳30.7%、66～70歳21.5%、71～75歳9.2%、76～80歳4.3%だった。

66歳以上まで収入を伴う仕事をしたい理由では、経済的にゆとりある生活をしたいたいが28.9%、働き続けないと生活費が足りないからが24.9%、仕事をするのが好きだからが16.9%だった。

老後の生活設計を考えたことがあるのは67.8%だった。老後の生活設計を考えた理由は、老後の生活が不安だからが44.6%、無計画な生活をしたくないからが25.9%、老後が近い年齢になったからが21.8%だった。

老後の生活設計を考えたことがあると回答した人の

老後の生活設計の中での公的年金の位置付けは、公的年金を中心にこれに個人年金や貯蓄などを組み合わせるが55.1%、全面的に公的年金に頼るが23.0%、公的年金にはなるべく頼らずできるだけ個人年金や貯蓄などを中心に考えるが15.5%、公的年金には頼らないが4.8%だった。

老後の生活設計を考えたことがある人のうち、老後に向けて準備したい（した）公的年金以外の資産の種類は、預貯金が72.2%、退職金（退職一時金、企業年金など）が34.9%、民間の個人年金が21.0%、証券投資が14.6%だった。（内閣府HP, 1.18）

● 19年度の厚生年金学派0.1%増

18年の全国平均の消費者物価指数（生鮮食品を含む総合）などに基づき算出される、19年度の厚生年金額が発表になった。

これによると、19年度の67歳以下の新規裁定者の年金額は0.1%プラスとなり、実額で227円増える。19年度の年金額は、夫が平均的収入（賞与を含む平均標準報酬の月額）が42.8万円で、40年間就労し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始めるときの年金額（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）は22万1,504円になるとしている。

年金額の改定は、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法定されている。

19年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる物価変動率（1.0%）が名目手取り賃金変動率（0.6%）よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率（0.6%）が用いられることになる。

さらに、19年度は、名目手取り賃金変動率（0.6%）にマクロ経済スライドによる19年度のスライド調整率（△0.2%）と18年度に繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分（△0.3%）が乗じられることになり、改定率は0.1%になる。（厚労省HP, 1.18）

● 18年の給与住宅新設戸数は7,468戸

「住宅着工統計」によると、18年の給与住宅新設戸数は7,468戸だったことがわかった。新設住宅総戸数94.2万戸に占める割合は0.8%だった。

給与住宅新設戸数は01年以来、08年、09年を除き1万戸割れが続いている。ただし、前年の5,770戸に比べると1,698戸増えた。前年を上回ったのは5年ぶり。（国交省HP, 1.31）

通勤手当・通勤費の推移

■17年度は9,030円に低下

通勤手当・通勤費は図表5-1のとおり，17年度は9,030円になった。05年度以降に限れば，08年度に1万円を超え，09年度に9,500円台に低下，その後は，9,700～9,900円台の横ばいで推移していたが，15～17年度は大幅に低下した。

通勤手当・通勤費が現金給与総額に占める割合は15～17年度には1.6%だった。

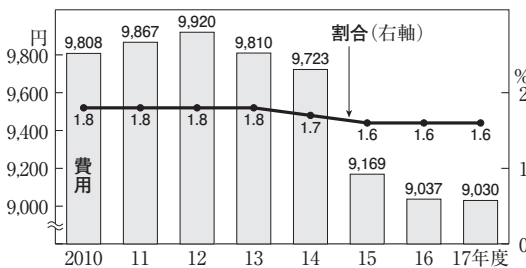
JRの通勤定期券代がここ数年据え置きが続いていること，ガソリン価格の低下が影響したと思われる。

■17年度の変動率は△0.1%

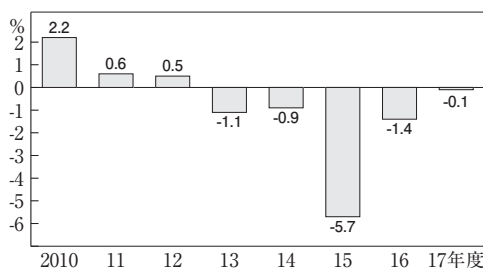
通勤手当・通勤費の変動率は図表5-2のようになった。変動が目立ったのは，15年度の△5.7%だった。17年度は△0.1%だった。

通勤手当・通勤費の一部を構成するガソリン価格は，総務省の「消費者物価指数」によると，10年=100として17年は100.6だった。

図表5-1 通勤手当・通勤費と現金給与総額に占める割合の推移



図表5-2 通勤手当・通勤費の変動率



退職金

■17年度の退職金は5万円割れに

17年度の退職金の費用は図表5-3のとおり4万6,125円だった。05年度以降では最も低く，ついに5万円を割り込んだ。

退職金の費用は，退職一時金，退職年金で構成されている。17年度の退職一時金は16年度を3,552円下回る1万9,501円だった。退職年金は3,215円減の2万6,624円だった。

退職金の費用に占める退職一時金の割合は17年度で42.3%となり，16年度の43.6%を下回った。

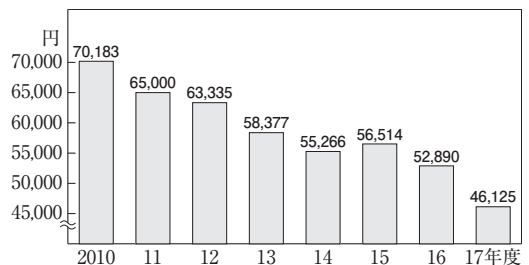
■17年度の指数は65.7

退職金の費用の変動率は図表5-4のようになった。退職金は03年度まで増加を続けていたが，その後は低下傾向にある。

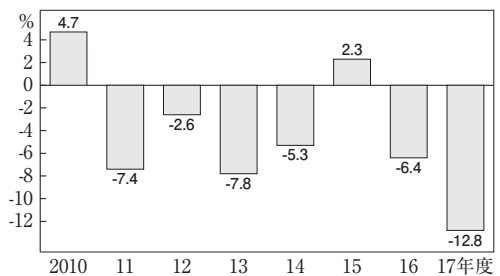
05年度以降の13年間のうち，マイナスだったのは17年度の△12.8%を含め9回だった。

この結果，10年=100とした17年度の指数は65.7になった。

図表5-3 退職金の費用の推移



図表5-4 退職金の費用の変動率



■導入社数は97社に

カフェテリアプランの導入社数は図表6-1のとおり、12年度まで増加を続けてきたが、13～14年度は横ばいだった。15年度は8社増の104社に、16年度は1社減の103社に、17年度は97社になった。

導入率は、12年度には14.3%に増えたが、13～14年度は14%台で停滞し、15年度は15.6%、16年度は15.2%、17年度は14.7%だった。

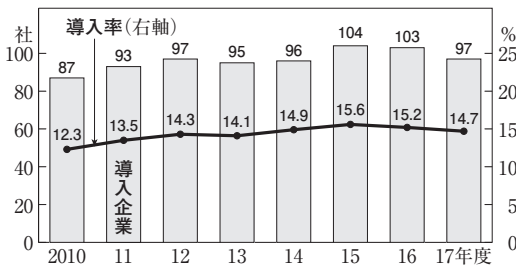
■費用は17年度で4,842円に

カフェテリアメニューの費用の推移は図表6-2のとおりだった。11年度にかけておおむね増加傾向にあったが、12年度は4,033円に低下、13年度はさらに3,886円に下がった。14～15年度は2年続けての増加だったが、16年度は4,344円に低下した。17年度は過去最高の4,842円になった。

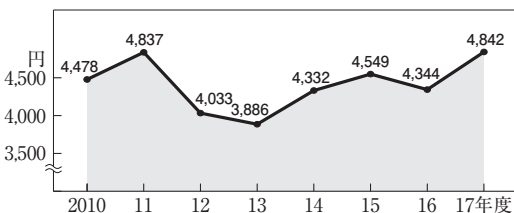
■消化費用は二極に集中

カフェテリアプランに配分された費用のうち消化されたメニューの費用（以下、費用）の分布は図表6-3のとおり、17年度は、従業員1人1か月当たり2,000円台と5,000円以上がともに24.7%、4,000円台の16.5%が続いた。

図表6-1 カフェテリアプランの導入社数と導入率



図表6-2 メニューの費用の推移



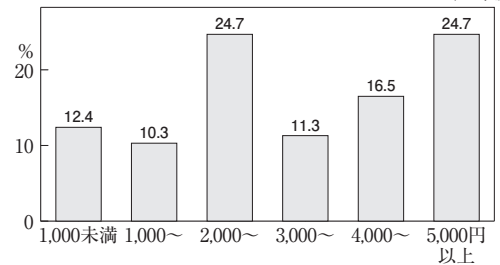
■法定外福利費の14.9%占める

メニューの費用が法定外福利費に占める割合は図表6-4の注のとおり、17年度で平均14.9%だった。分布は10%未満が35.1%、10%台が34.0%で続いた。両者計は69.1%だった。

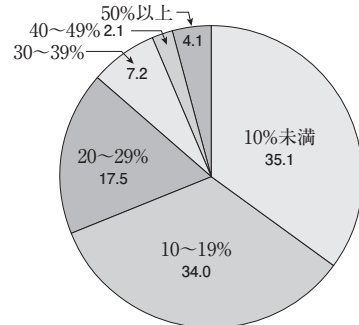
一方、40%以上は6.2%にとどまった。

実施企業のメニューの費用と法定外福利費の費用の配分割合を比べると図表6-5のとおり、実施企業のメニューの費用の割合はライフサポートの53.5%と文体レクの25.2%に集中した。

図表6-3 メニューの消化費用分布 (17年度)

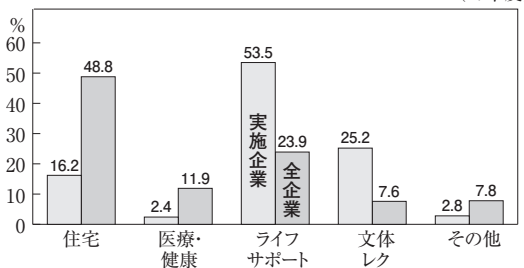


図表6-4 法定外福利費に占めるメニューの費用割合 (17年度, %)



注 平均は14.9%、実施企業の法定外福利費は32,581円

図表6-5 メニューの費用と法定外福利費の配分比較 (17年度)



経団連の福利厚生費調査における用語の定義

区 分		内 訳		
総括	調査対象期間	原則として17年4月～18年3月		
	調査対象従業員数	17年度の長期雇用+長期雇用以外の従業員	加重平均するときの従業員数は毎月の健康保険加入者数を12カ月足し上げた数、役員、日雇いを除く	
現金給与等	現金給与総額	給与・賞与	時間外、諸手当を含む、退職金、退職年金、福利厚生費は含まない	
	退職金	退職一時金	・退職者への支払額（退職給与引当金を除く） ・①退職一時金、②特別加算（早期退職優遇制度等）、③中小企業退職金共済制度、④退職金前払い制度、⑤自社年金のうち一時金として支払われた分	
		退職年金（右に含まれる会社負担の掛金）	①自社年金 ②厚生年金基金上積み掛金（基金がなかった場合に事業主が国に納付すべき厚生年金保険料を超える普通掛金、特別掛金、加算掛金、事務費掛金等の事業主負担分）	③確定給付企業年金（規約型、基金型） ④確定拠出年金（企業型） ⑤給付債務処理のための拠出金
通勤手当・通勤費		現金給与に含まれる通勤手当・定期券交付・実費支給等の費用 ※通勤手当は現金給与に含まれるものと重複しても可		
法定福利費	健康保険・介護保険			
	厚生年金保険		厚生年金基金の場合は、同制度を利用しなかった場合に国に納付すべき事業主負担保険料（免除保険料を含み上積み掛金を除く）	
	雇用保険・労災保険		雇用保険は日雇いを除く、労災保険には有期事業の保険料を含む、石綿救済法拠出金を含む	
	子ども・子育て手当の会社拠出金		厚生年金と一括徴収されている子ども・子育て支援法に基づく会社拠出金	
	その他		①船員保険 ②労基法上の法定補償費（労災の場合	3日以内の休業補償費） ③石炭鉱業年金基金
法定外福利費	共通事項	◇福利厚生施設を経費、現物と金銭の給付、サービス提供に伴う支出総額から従業員負担分を差し引いた額を計上。消費税負担の場合は課税分を含む ◇施設を経費 ①施設の維持、管理、営繕、運営のための一切の費用（外部委託料を含む） ②施設に付属する管理人や医師、看護師などの従業員の人件費、旅費、光熱費、需品費、火災保険料、租税公課、減価償却費、賃借料、施設設置に伴う建設費支払い利息など ③資産の増加となるものは通常の減価償却費を計上 ◇現物の給付 食券交付、弁当支給、医薬品の支給、作業服の支給など ◇金銭の給付 慶弔見舞金、共済会など福利厚生関連団体への会社拠出金・補助金、文体活動への補助金、カフェテリアプランのポイントによる補助など ◇サービス提供に伴う支出 各種行事の運営や各種制度の開設に伴う経常経費など		
	住宅関連費用	住宅	①社有社宅 ②独身寮（管理人などの人件費を含む） ③借上社宅（住宅手当は給与に計上）	④借上独身寮 ⑤寮における給食費用 ⑥社宅管理委託費用
福利費	医療・健康費用	医療・保健衛生施設運営（自社施設管理維持費と運営委託費）	①病院・診療所・医務室などの施設経費（備品などを含む） ②医師等の人件費 ③外部委託費（医療施設運営委託費、委	託ベッド、メンタルヘルスなどの相談業務の委託料など）
		ヘルスケアサポート（従業員の通院・健康増進に対する補助等）	①診療・入院費補助（差額ベッド補助を含む） ②労働安全衛生法に基づく健康診断費用 ③法定外健康診断費（人間ドックなど）	④健康相談費用（セミナー参加費を含む） ⑤医薬品などの購入費用
	ライフサポート費用	給食	①外部委託費 ②直営給食施設運営費（人件費、光熱費、	材料費など） ③食券交付、実費給付などの給食費補助

区 分		内 訳		
法 定 外 福 利 費	ライフサポート費用(続き)	購買・ショッピング費用	①販売施設運営費(直営、委託を問わず、売店、クリーニング店、理髪所など生活関連施設) ②生活協同組合、購買会の運営上の経費	③自動車関連費用補助 ④ショッピングなど費用補助(通信販売、商品券割引など)
		被服	①事務用制服、ユニホーム、作業服、作業靴(安全衛生上の必要から支給・貸与しているものを除く)の費用 ②被服クリーニング費用	
	保険	①団体生命保険等のグループ保険料の会社負担額(従業員を被保険者とする生命保険料などの補助) ②保険の相談補助	③保険セミナー実施費用(ライフプランセミナーはファミリーサポートに計上)	
	介護	①サービス利用費補助(介護関連施設、介護タクシー利用補助など) ②介護積み立て費用補助	③介護相談費補助 ④用品購入費補助	
	育児関連	①託児、育英施設費用(直営、委託不問) ②保育士などの人件費 ③奨学金や保育サービス利用補助	④育児・教育相談費用補助 ⑤教育ローン補助(利子補給など) ⑥用品購入費補助	
	ファミリーサポート	①遺族・遺児年金の費用 ②冠婚葬祭費用補助 ③引越し費用補助 ④ライフプランセミナー費用	⑤ホームヘルプ費用補助(家事、住宅清掃管理など) ※介護サービスは介護に計上	
	財産形成	①退職関係費用積立補助 ②持ち株奨励金 ③財産給付金、奨励金(住宅財形の奨励金は持ち家援助に計上)	④外部金融機関提携ローンの利子補給費用(住宅ローンは持ち家援助に、教育ローンは育児関連に計上) ⑤金融関係相談費用補助	
	通勤バス・駐車場	①通勤用バスの費用(運転手の人件費、チャーター料、維持費、減価償却費を	含む) ②駐車場、駐輪場などの施設費	
	その他のライフサポート費用	上記以外の費用		
	慶 弔 費	慶弔関係費用	慶弔金	①会社が支給する慶弔見舞金 ②永年勤続表彰金(旅行券など現物給付を含む)
法定超付加給付		健保、労災の法定付加給付以外に付加的に企業が給付するもの(休業補償の法定超過分として平均20%を支給している場合など、健保組合からの付加給付を除く)		
(続 き)	文化・体育・レクリエーション費用	施設・運営(自社施設管理維持費と外部委託契約費)	①保養所などの自社保有施設費(人件費、減価償却費を含む) ②保養所など運営委託費	③体育館、グラウンド、テニスコート、図書館、ホールなどの施設費用 ④スポーツクラブなど各種施設の契約料
		活動(個人・グループ活動への補助等)	①講演会、講習会、文化祭、職場親睦活動(社員旅行など)などの行事の開催費 ②職場サークル、部活動補助 ③外部施設の個人利用補助(フィットネ	スクラブ、ゴルフ場など) ④個人旅行等の補助 ⑤各種自己啓発活動補助(資格取得などのための補助) ⑥ボランティア活動補助
共済会費用	会社拠出金	共済会、OB会への会社拠出金(ただし、共済年金の使用者拠出金は除く)、共済会施策の費用を按分し、それぞれの項目に計上する必要はない		
福利厚生管理・運営費用	福利厚生代行サービス費(個別施策の外部委託を除く)	①契約金 ②年会費 ③システム運営費 ④委託費 ⑤自社の人事、厚生部門などを分社し福利厚生業務や給与計算などを委託して	いる場合は福利厚生業務のみに発生する委託費用を按分計上(福利厚生業務を行なう従業員の人件費相当額など) ⑥連結によりグループ企業の管理・運営をまとめて行なっている場合は自社の従業員のみを対象とした費用を計上	
カフェテリアプラン消化ポイント費用総額	カフェテリアプランにて従業員に付与したポイントのうち本調査期間中に消化されたポイントの総額費用(内訳は各費目に配分)			
その他	上記各項目に振り分けられない費用			

注 調査票より本誌が作成

企業の労働費用総額

詳細は本誌既刊No.2241参照

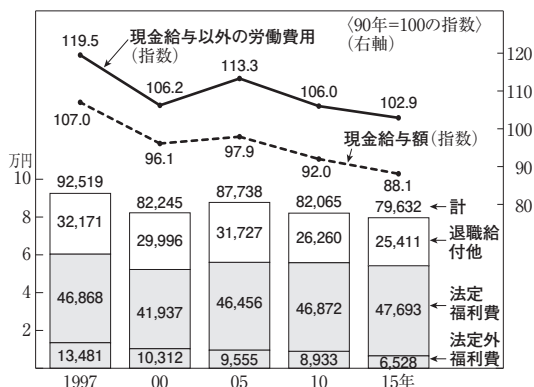
労働費用の指数は90.6に

3～5年間隔で実施されている「就労条件総合調査」で労働費用の動きをみると、図表1, 2のように、15年の労働費用総額は41万6,824円だった。90年を100とした15年の指数は90.6となり、10年の94.4を下回り、さらに低下した。

現金給与以外の労働費用は、97年に9万円台に乗った。これは、法定福利費と退職給付の費用がアップしたことによる。

しかし、00年は8万2,245円に低下、10年には8万2,065円に、15年は7万9,632円になった。

図表1 現金給与と現金給与以外の労働費用



図表2

労働費用

(本社の常用労働者30人以上、円)

区 分	1985年	88年	90年	95年	97年	00年	05年	10年	15年
労働費用総額	361,901	398,115	459,986	483,009	502,004	449,699	462,329	434,083	416,824
現金給与額	306,080	333,638	382,564	400,649	409,485	367,453	374,591	352,018	337,192
現金給与以外の労働費用	55,820	64,476	77,422	82,360	92,519	82,245	87,738	82,065	79,632
法定福利費	27,740	31,330	38,771	42,860	46,868	41,937	46,456	46,872	47,693
健康・介護保険料	10,214	10,831	12,796	13,739	14,369	13,303	15,746	15,544	16,881
厚生年金保険料	11,654	14,268	18,795	22,575	25,887	22,814	23,831	25,216	25,914
雇用保険料	2,746	2,916	3,449	3,000	3,104	2,953	4,087	3,277	2,902
労災保険料	2,574	2,855	3,236	3,074	2,931	2,412	2,275	2,195	1,343
児童手当拠出金	201	215	247	318	333	302	317	430	452
法定補償費	11	12	25	23	17	12	9	8	10
身障者雇用納付金	77	72	77	71	58	88	62	36	74
その他	263	162	146	61	168	52	129	165	118
法定外福利費	10,022	11,048	13,340	13,682	13,481	10,312	9,555	8,933	6,528
住居に関する費用	3,962	4,242	5,483	6,330	6,454	5,104	4,766	4,439	3,090
医療保健の費用	675	1,144	1,112	760	923	699	641	1,052	877
食事の費用	1,407	1,425	1,444	1,456	1,336	1,117	871	819	616
文体・娯楽の費用	1,213	1,263	1,515	1,179	1,161	736	574	412	383
私的保険拠出金	662	824	1,163	1,144	958	716	999	510	552
労災付加給付金	188	262	259	227	303	156	216	167	128
慶弔見舞等の費用	358	367	406	466	445	335	306	282	222
財形奨励金等の費用	254	351	375	537	372	356	238	163	161
その他の福利費	1,302	1,170	1,581	1,583	1,528	1,092	944	1,089	500
退職給付等の費用	14,119	16,534	18,453	20,565	27,300	25,862	27,517	23,379	18,834
教育訓練費	1,236	1,521	1,670	1,305	1,464	1,256	1,541	1,120	1,008
現物給与の費用	-	1,870	2,190	2,207	1,683	1,266	989	657	465
募集費・その他の労働費用	2,703	2,173	2,999	1,741	1,724	1,614	1,679	1,105	5,104

注 84年の現物給与の費用はその他の労働費用に含む、97年までは各年12月末日現在、00年以降は各年1月1日現在、それぞれ調査年または前年の会計年度、10年までは本社の常用労働者数30人以上、15年は常用労働者数30人以上(会社以外の法人、複合サービス事業を追加)

労働費用総額の変動率は△0.8%

労働費用総額、現金給与額の年率換算変動率は図表3のとおりになった。

労働費用総額は90年に7.5%を示したが、その後は小幅上昇あるいは減少をみせるようになった。00年は△3.6%、10年は△1.3%、15年は△0.8%になった。現金給与額も労働費用総額と同じような動きをみせた。

ただし、90年を100とした15年の指数は現金給与額が88.1だったのに対し、現金給与以外の労働費用は基準年を僅かに上回る102.9となり、一定の水準を保った。

法定福利費の変動率は0.3%

15年の法定福利費は4万7,693円だった。法定福利費は00年に4万1,937円に低下した以外は調査年ごとに増加を続けており、15年も過去最高額だった97年を上回った。

年率換算変動率は図表4のとおり、15年は0.3%の微増だった。変動率の動きをみると、90年に11.2%という大幅増を示したのちも、95年、97年とプラスで推移した。しかし、00年は初めて低下し△3.8%になった。05年は2.1%に回復、10年も0.2%の低率ながらプラスを維持した。

法定外福利費の変動率は△6.1%

15年の法定外福利費は6,525円だった。法定外福利費は95年の1万3,682円まで増加を続けていたが、その後は低下に転じ、05年には9,000円台に、10年は8,000円台になっていた。

年率換算変動率は図表5のとおり、15年は△6.1%だった。変動率は90年に9.9%の大幅増をみせたのち、95年は0.5%の微増となり、97年以降の各調査年はいずれもマイナスで推移している。なかでも00年と15年には大幅減を示した。

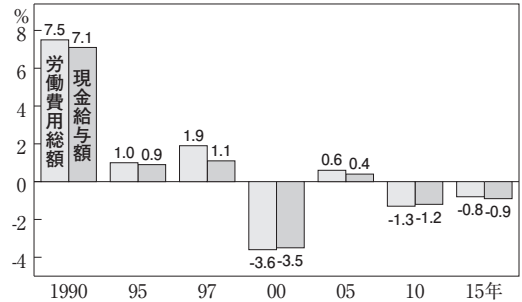
退職給付等の費用の変動率は△4.2%

15年の退職給付等の費用は1万8,834円になった。労働費用総額に占める割合は4.5%だった。退職給付等の費用は97年には2万7,300円に急増した後、多少の変動をみせながらも2万円台の水準が続いていたが、15年度は1万円台になった。

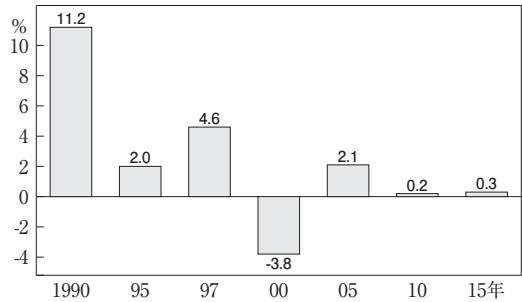
年率換算変動率は図表6のとおり、15年は△4.2

%だった。変動率の動きをみると、97年まではプラスを維持していた。なかでも97年には15.2%という大きな増加を示した。しかし、00年以降になると変動率は小幅に転じ、00年△1.8%、05年1.2%、10年△3.2%になっていた。

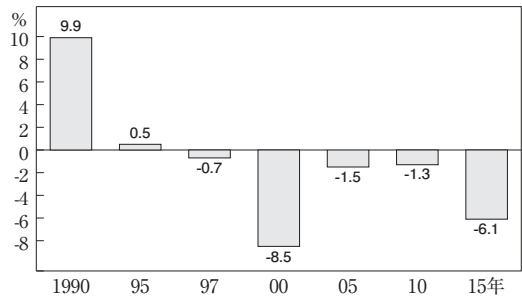
図表3 労働費用総額、現金給与額の変動率 (年率換算)



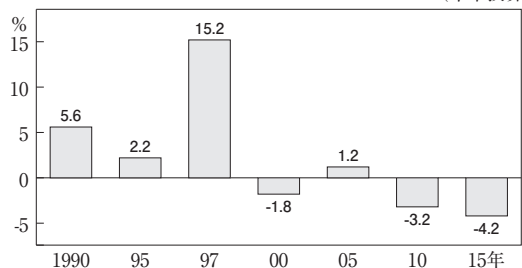
図表4 法定福利費の変動率 (年率換算)



図表5 法定外福利費の変動率 (年率換算)



図表6 退職給付等の費用の変動率 (年率換算)



厚労省の労働費用の用語の定義

労働費用	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が常用労働者（（パートを含む）11月、12月の各月に18日以上雇用された者を含む）を採用することで生じた15年または14年会計年度1年間の費用をいい、現金給与額、現物給与の費用、退職給付の費用、法定福利費、法定外福利費、教育訓練費、募集費、その他の労働費用（着用義務のない作業服の費用、転勤に関する費用、社内報に関する費用など）が含まれる ・福利厚生施設や教育訓練施設専従者（管理人、産業医を含む医師、賄い人等）、教育訓練・募集関係業務専従者の費用は例えば、寮の管理人は法定外福利費の住居に関する費用に、医師の人件費は医療保健に関する費用に計上 	
現金給与額	<ul style="list-style-type: none"> ・所定内給与（基本給、諸手当など）、超過勤務手当、賞与・期末手当などの合計額（現物給付は除く、税込額） ・予め定められた支給条件により毎月支給する給与で、基本的賃金、家族手当、通勤手当（通貨で支払ったものに限る、2カ月以上まとめて支払ったものを含む）等の各種手当、超過勤務手当等の支払額 	
現物給与の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤定期乗車券または回数券などを現物で支給した場合の費用、自社製品を支給した場合の費用（通勤手当として通貨で支払ったものは「現金給与額」の「毎月きまって支給する給与」に含める） 	
退職給付の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・退職一時金支給総額 退職一時金として企業が支払った額（解雇予告手当を含む）、退職引当金繰入額・累積額など社内留保した分は除く ・中小企業退職金共済制度への掛金 中小企業退職金共済法に基づく掛金額(特定業種退職金共済制度を含む) ・特定退職金共済制度への掛金 特定退職金共済団体等への掛金額 ・確定給付企業年金への掛金 確定給付企業年金への掛金額 ・確定拠出年金（企業型）への掛金 確定拠出企業年金（企業型）への掛金額 ・その他の退職年金の費用 厚生年金基金の上乗せ給付（プラスアルファ部分）にかかる掛金額（老齢厚生年金の代行部分にかかる掛金額は除く）および企業独自年金支給額（社内留保分を除く） 	
法定福利費	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険料 ・厚生年金保険料 ・労働保険料 ・児童手当拠出金 ・障害者雇用納付金 ・法定補償費 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者負担分を除く ・労働者負担分を除く ・雇用保険にかかる額（労働者負担分を除く）、労災保険にかかる額 ・児童手当法に基づく拠出金 ・障害者の雇用の促進に関する法律に基づく基金 ・業務上の被災労働者に対し労働基準法に基づいて支給した額（労災保険からの給付を除く） ・石炭鉱業年金基金の掛金、船員保険料など（労働者負担分を除く） 	
法定外福利費	一般的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・物的施設については、減価償却費、維持管理費、人件費（施設専従者の賃金、手当など）等を含む（ただし、施設設置に伴う借入金に対する利子費用は含まない）
	住居に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・社宅に関する費用 世帯用住宅、単身用住宅等の物的施設の費用、独身寮等における給食施設の費用を含む ・持ち家援助に関する費用 従業員の家屋取得・土地代金の一部または全部を企業が負担した場合の費用、給与として支給する住宅手当は「現金給与額」に含む ・財形貯蓄奨励金、給付金、基金への拠出金を除く
	医療保健に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・①病院、診療所等の費用、②健康診断の費用、③保健薬の支給等の費用 ・企業が健保組合職員の人件費等を直接補填している場合の費用（健保組合が設置運営する施設にかかる費用を除く） ・健康診断に関する費用には雇入れ時の健康診断、定期健康診断等の費用、人間ドックの費用を含む
	食事に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・①給食用の物的施設の費用、材料費、②高熱水道料金等、業者への委託費、③注文による食事の供与の費用など
	文化・体育・娯楽に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・①教育機関へ通学する従業員への授業料の補助、②企業内学校の物的施設費用、③図書館、娯楽室等の物的施設の費用、④運動会等各種行事にかかる企業負担額、クラブ活動への補助金、⑤文化施設等の利用者への補助費用額等
	私的保険制度への拠出金	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が労働者を被保険者とする生命保険等の一部または全部を負担している場合の負担額（企業年金の掛金は「退職給付等の費用」に含める）
	労災付加給付の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が業務上災害、通勤途上災害の被災者またはその家族に対して支給した費用、労災付加給付を目的に損害保険会社等と契約している場合の掛金(労災補償給付金、損害保険会社等から労働者に支給された保険金は除く) ・結婚、出産祝金、永年勤続表彰金、災害見舞金等として企業が支出した費用
その他の法定外福利費	<ul style="list-style-type: none"> ・財産制度への拠出金 ・財形貯蓄、財形給付金、財形基金への拠出金として企業が支出した費用 ・通勤バス・売店等の費用、共済会への拠出、持ち株援助に関する費用など ・各費用に分割できない費用 	
教育訓練費	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練施設の費用、講師への謝礼、講演会への参加費、国内外留学の費用など ・一般教養目的で設置される学校にかかる費用は「法定外福利費」の「文化・体育・娯楽に関する費用」に含む 	
募集費	<ul style="list-style-type: none"> ・採用するための募集広告費、採用試験費（会場までの交通費、食事代等）、募集関係の委託費、採用者赴任手当など 	
その他の労働費用	<ul style="list-style-type: none"> ・転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等） ・社内報、作業服（安全靴、守衛の制服のように業務上特に必要と認められている制服等を除く） ・表彰の費用など 	

注 厚労省の16年「就労条件総合調査」調査票より本誌作成

法人企業統計にみる福利厚生費

— 1人1カ月当たり4万1,767円、変動率は2.2% —

「法人企業統計」では、売上高、経常利益、付加価値額、人件費などとともに退職給与を含めた福利厚生費を集計している。

16年度の福利厚生費総額は23.3兆円、前年度より8,146億円増えた。

月額4万1,767円に 役員を含む1人1カ月当たりの福利厚生費は図表1のとおり、16年度で4万1,767円になった。福利厚生費は13年度に3万9,467円まで低下したが、14～16年度は回復、16年度の変動率は2.2%だった。

製造業は6万4,758円に 産業別の福利厚生費は図表2のとおりだった。16年度をみると、製造業は6万4,758円になった。非製造業は3万5,215円で、製造業の54%の水準だった。銀行業・保険業の福利厚生費は12万5,997円だった。

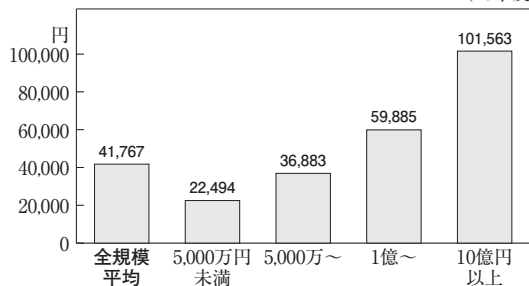
資本金規模別の福利厚生費 資本金規模別の福利厚生費は図表3のとおりだった。資本金規模が大きいほど高額で、10億円以上は10万1,563円、5,000万円未満の4.5倍だった。資本金1億円未満

では全規模平均を下回った。

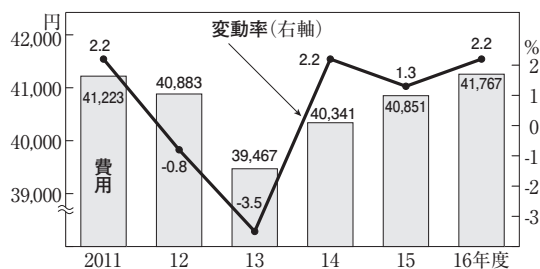
資本金規模別の変動率 16年度の福利厚生費の変動率を資本金規模別にみると図表4のとおり、5,000万円未満では1.5%、1億円以上10億円未満は4.2%、10億円以上は8.7%アップしたものの、5,000万円以上1億円未満は△3.8%だった。

福利厚生費は人件費の11.5% 人件費に占める福利厚生費の割合は図表5のとおり、11%台の横ばいで推移している。16年度は11.5%だった。

図表3 資本金規模別の福利厚生費 (16年度)



図表1 福利厚生費と変動率の推移



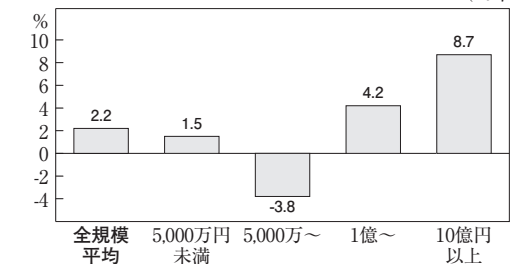
注 役員を含む1人1カ月当たり、銀行業・保険業を除く、以下同じ

図表2 産業別の福利厚生費 (円)

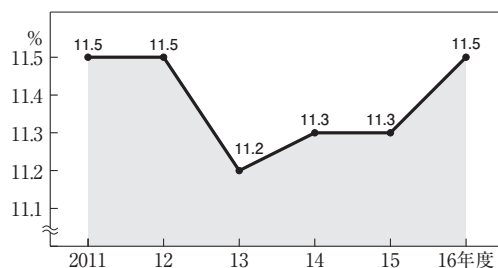
区分	2014年度	15年度	16年度
全産業	40,341	40,851	41,767
製造業	61,297	63,712	64,758
非製造業	34,324	34,390	35,215
銀行業・保険業	116,041	114,137	125,997

注 全産業、非製造業は銀行業・保険業を除く、保険業はその他の保険業を除く

図表4 資本金規模別の福利厚生費の変動率 (16年度)



図表5 人件費に占める福利厚生費の割合



企業活動基本調査にみる福利厚生費

— 1人月額6万4,600円、変動率は4.5% —

調査対象は常時従業者数50人以上かつ資本金3,000万円以上の企業。16年度も約3万社を集計。常時従業者とは、有給役員、雇用者で1カ月以上雇用されており月18日以上就労者をいう。16年度の1企業当たり平均人員は501人。

10年度=100の指数は94.7に

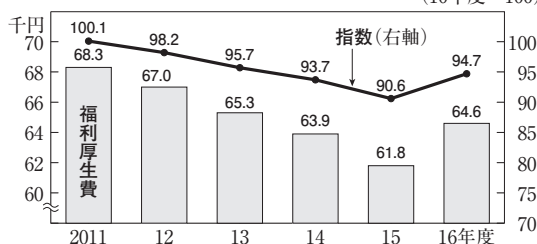
福利厚生費（現物給与見積額、退職給与支払額を含む）は図表1, 2のとおり、16年度は6万4,600円、変動率は4.5%だった。10年度=100の指数は94.7にアップした。

図表1 給与総額、福利厚生費の推移

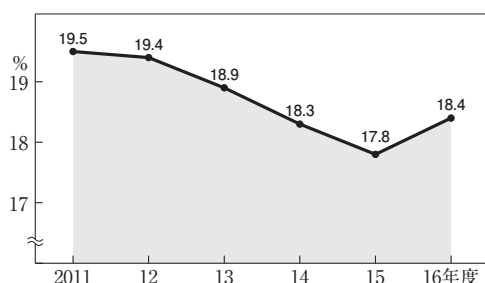
区分	企業数 (社)	常時 従業者数 (万人)	1人1カ月当たり	
			給与総額 (千円)	福利厚生費 (千円)
2011年度	29,376	1,340	351.1	68.3
12	29,148	1,377	345.46	67.0
13	28,788	1,398	345.4	65.3
14	28,758	1,406	349.8	63.9
15	28,759	1,447	347.8	61.8
16	28,715	1,438	351.1	64.6

注 調査回収企業のうち対象業種に格付けされた企業の集計結果、常時従業者1人1カ月当たり

図表2 福利厚生費の推移と指数 (10年度=100)



図表3 福利厚生費の給与総額比



給与総額比は18.4%に上昇

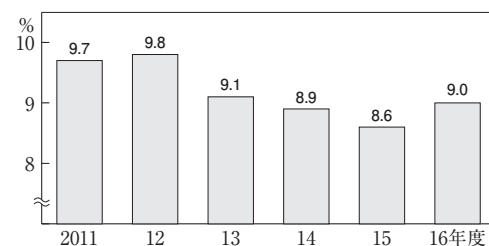
福利厚生費の給与総額比は図表3のとおりで、11~12年度は19%台だった。13~14年度は18%、15年度は17.8%に低下したが、16年度は18.4%に上昇した。

福利厚生費が付加価値額に占める割合は図表4のとおり、16年度は9.0%だった。

福利厚生費を産業別にみると図表5のとおりで、電気・ガス業が最も高く16年度も20万3,600円で突出、変動率は21.8%だった。製造業は8万5,400円で、変動率は△3.8%だった。

福利厚生費は産業間の格差が大きい。16年度をみると、20万円台の電気ガス業に比べ、小売業、生活関連は2万円台、個人教授所は1万6,500円だった。飲食は最も低く1万1,200円だった。

図表4 福利厚生費が付加価値額に占める割合



図表5 福利厚生費 (1人1カ月当たり, 千円)

区分	2013年度	14年度	15年度	16年度
産業計	65.4	63.9	61.8	64.6
製造業	95.3	93.1	88.8	85.4
電気ガス業	172.3	145.8	167.1	203.6
情報通信業	83.0	86.0	81.8	81.5
卸売業	81.5	79.9	80.1	79.7
小売業	29.6	28.0	26.6	29.6
クレジット・割賦	76.8	75.3	75.8	76.3
物品賃貸	71.6	78.5	65.8	64.6
学術・専門	76.7	80.9	87.4	121.2
飲食	10.4	11.2	9.3	11.2
生活関連	26.9	25.1	26.9	27.0
個人教授所	15.8	19.0	18.4	16.5
サービス	32.4	33.8	30.9	30.7
その他サービス	38.4	37.8	38.5	37.7
その他産業	65.1	67.0	67.9	72.9

製造業の労働費用，福利厚生費の国際比較

— 労働費用に占める福利厚生費等の割合は日本19.8% —

労働費用を比較する上での留意点

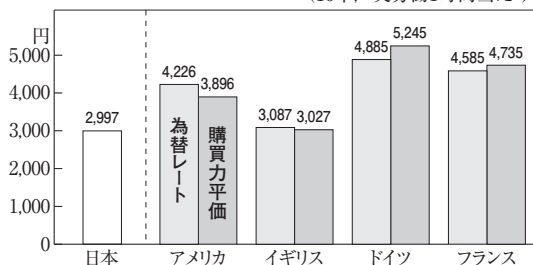
労働費用の国際比較はJILPTが「データブック国際労働比較」で毎年まとめている。JILPTによると、労働費用の範囲は、各国で異なっており、日本と対応しない費用が含まれている場合があるとしている。

国際比較に当たっては、次の点に留意すべきだと指摘している。対象事業所の規模、対象労働者の範囲が異なる、賃金、労働時間の定義が異なる、為替レート換算では相場変動を受けて費用が大きく異なる、労働者の生活実態を考慮して購買力平価での比較も必要。

コストは、いずれも実労働時間1時間当たりで集計されている。

図表1 労働費用の為替レート換算，購買力平価換算

(16年，実労働1時間当たり)



注 日本を労働コストを為替レート，購買力平価（JILPT試算）で換算，図表2による

図表2 労働費用の為替レート換算，購買力平価換算

(実労働1時間当たり，円)

区分	年	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
為替レート換算	2005年	2,964	3,142	3,142	4,150	4,120
	10年	2,785	2,841	2,256	3,815	3,981
	12年	2,740	2,630	2,466	3,699	3,699
	13年	2,724	3,296	3,024	4,821	4,713
	14年	2,732	3,770	3,524	5,382	5,191
	15年	2,945	4,172	3,569	4,941	4,694
	16年	2,997	4,226	3,087	4,885	4,585
購買力平価換算	2005年	2,964	3,675	2,845	4,476	4,239
	10年	2,785	3,593	2,674	4,567	4,484
	12年	2,740	3,452	2,904	4,795	4,466
	13年	2,724	3,432	2,887	4,876	4,549
	14年	2,732	3,634	2,978	5,109	4,699
	15年	2,945	3,541	2,855	4,859	4,392
	16年	2,997	3,896	3,027	5,245	4,735

注 図表1の注に同じ

労働費用の為替レート，購買力平価比較

16年の労働費用を為替レート，購買力平価で換算すると図表1のようになった。日本の2,997円に対し、各国の労働費用は4カ国すべてが日本の水準を上回った。特に、為替レート換算で差が大きかった。

日本を基準にした為替レート換算による16年の倍率は、アメリカ1.4倍、イギリス1.0倍、ドイツ1.6倍、フランス1.5倍だった。

為替レート換算による比較では、日本は、85年以降増加傾向を示し、00年には5カ国の中で最も高い水準になった。しかし、02～08年は円高の影響もあり、欧米諸国より低い水準になった。その後、09～12年には再び一時的にイギリスを上回り、11～12年にはアメリカを上回ったものの、13年以降は日本が最も低くなり、16年には前掲図表1のような姿になった。

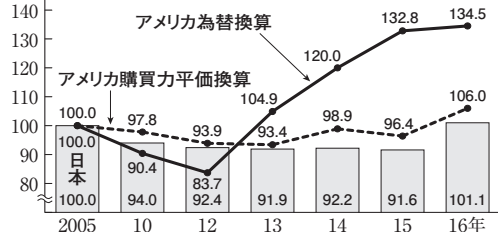
為替レート，購買力平価換算での推移

労働費用の為替レート，購買力平価換算値の推移をみると各国比較は図表2のように日本の低下・横ばいが目立った。

日米を比較すると図表3のとおり、日本は低下・横ばい状態で、16年は101.1だった。アメリカは、為替レート換算では12年まで低下傾向にあったが、その後はアップし、16年は134.5へとアップした。購買力平価換算は、14年まで基準年を下回っていたが、16年には106.0になった。

図表3 労働費用の為替レート換算，購買力平価換算の日米比の推移

(実労働1時間当たり，05年=100)



注 図表2による

日本の法定福利費は353円

労働費用の内訳を為替レート換算でみると図表4のようになった。日本の現金給与以外の費用は5カ国中4位だった。

日本を基準にした現金給与以外の費用の倍率は、アメリカ1.6倍、イギリス0.7倍、ドイツ1.4倍、フランス2.3倍だった。

日本の法定福利費を基準にした倍率は、アメリカ0.9倍、イギリス0.6倍、ドイツ1.5倍、フランス2.8倍だった。

法定外福利費+現物給与+退職金等の費用+その他の費用の倍率は、アメリカ2.8倍、イギリス0.9倍、ドイツ1.4倍、フランス1.4倍とアメリカが大きく上回った。

福利厚生費等の割合は日本19.8%

為替レート換算で労働費用に占める福利厚生費等（法定福利費+法定外福利費+現物給与+退職金等の費用+その他の合計）の割合は図表5のとおりだった。

日本は19.8%で、イギリスの16.2%を上回ったが、20%台のアメリカ、ドイツ、オランダ、韓国を下回り、30%台のフランス、スウェーデンとは大きな差があった。

法定外福利費等（法定外福利費+現物給与+退職金等の費用+その他の合計）が労働費用に占める割合は、日本が7.8%だったのに対し、アメリカ（15.8%）、フランス（9.0%）、オランダ（13.9%）、スウェーデン（12.0%）、韓国（15.3%）の各国は日本を上回った。

図表6

労働費用の費目別構成

(実労働1時間当たり、%)

区 分	日本 15年	アメリカ 17年	イギリス 12年	ドイツ 12年	フランス 12年	オランダ 12年	スウェーデン 12年	韓国 16年
労働費用	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与	79.9	76.7	82.3	76.9	62.8	75.1	66.6	77.6
現金給与以外	20.1	23.3	17.7	23.1	37.2	24.9	33.4	22.4
法定福利費	12.0	7.5	8.1	14.1	26.3	10.3	20.8	6.7
法定外福利費	2.2	10.0	6.2	7.2	4.7	12.1	8.0	4.9
現物給付	0.1	-	1.2	1.0	0.2	1.0	1.2	-
退職金等の費用	5.3	5.8	0.7	0.2	3.1	0.0	0.0	10.3
教育訓練費	0.3	-	1.5	0.5	1.9	0.7	0.6	0.4
その他	0.2	-	-	0.2	1.0	0.8	2.8	0.1

注 日本15年は厚労省「就労条件総合調査」より本誌挿入、日本は30人以上企業、アメリカは全規模、欧州諸国は10人以上の企業または事業所、アメリカの法定外福利費は各種の生命、健康、短期・長期傷害保険料、欧州は見習いの福利費を含む、その他には日本は募集費、転勤費、社内報、作業服等の費用、欧州は募集費、税、補助金等を含む

図表4 労働費用の内訳（為替レート換算）

(実労働1時間当たり、円)

区 分	日本 15年	アメリカ 16年	イギリス 12年	ドイツ 12年	フランス 12年
労働費用	2,945	4,226	2,466	3,699	3,699
現金給与	2,353	3,250	2,030	2,845	2,323
現金給与以外	592	976	436	854	1,376
法定福利費	353	317	200	522	973
法定外福利費	65	427	153	266	174
現物給与	3	-	30	37	7
退職金等の費用	156	228	17	7	115
教育訓練費	9	-	37	18	70
その他	6	-	-	7	37

注 図表6による、アメリカは16年分を利用

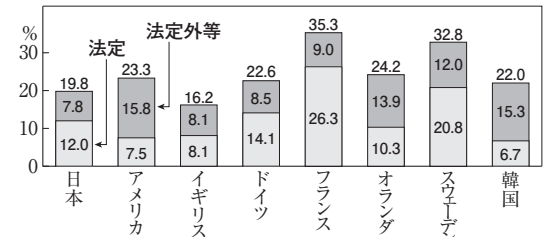
法定外福利費の割合は日本は2.2%

労働費用に占める法定外福利費のみの割合は図表6のとおり、日本は2.2%で、フランスの4.7%をも下回り最低率だった。最も高率だったのはオランダの12.1%だった。

退職金等の費用の割合は、日本は5.3%を占め、韓国の10.3%には及ばなかったが、アメリカの5.8%に匹敵し、その他の国を割合をいずれも上回った。

図表5 労働費用に占める法定福利費、法定外福利費等の割合

(実労働1時間当たり)



注 図表6による、法定外等には現物給与、退職金、その他を含む

アメリカにおける付加給付

— 民間企業は1労働時間当たり10.41ドル、変動率は3.5% —

米国労働省では、雇用者負担調査（Employer Cost for Employee Compensation）で、民間企業と州・政府職員の1労働時間当たりの労働コストを四半期単位でまとめている。18年3月期の民間企業は、総報酬が34.17ドル、変動率は3.2%、付加給付は10.41ドル、変動率は3.5%だった。

1

民間企業の総報酬と付加給付

総報酬と賃金・俸給

総報酬は34.17ドル 18年3月期（以下、年表示は各年3月期）の総報酬は図表1-1のとおり34.17ドルだった（労働時間当たり、以下同じ）。

賃金・俸給は23.76ドルで、総報酬の69.5%を占めた。10～13年の70%台に比べると、14～18年は69%台へと僅かに減少した。

賃金・俸給の変動率は3.2% 総報酬、賃金・俸給の推移は図表1-2のとおりで、18年の変動率はそれぞれ3.2%、3.0%だった。

10年に比べ、総報酬は23.2%、賃金・俸給は19.7%増加した。

図表1-1 総報酬と付加給付の費用 (18年, ドル)

区分	費用	構成比
総報酬	34.17	100.0%
賃金・俸給	23.76	69.5
付加給付	10.41	30.5
有給休暇	2.40	7.0
補足給与	1.32	3.9
保険	2.74	8.0
退職年金貯蓄	1.30	3.8
法定ベネフィット	2.65	7.8

注 1労働時間当たり、3月期（以下、各図表とも同じ）

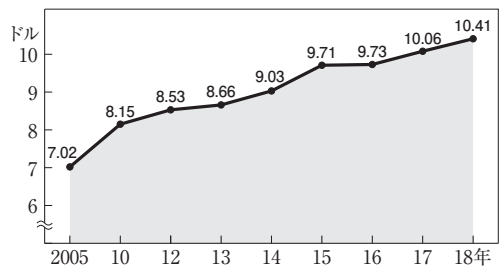
付加給付と内訳

付加給付は2年続けて10ドル台に 付加給付は図表1-3のとおり、18年には10.41ドルとなり、2年続けて10ドル台に乗った。付加給付は10年には8.15ドルだったが、18年までの間に27.7%アップした。変動率は賃金・俸給の19.7%を上回った。

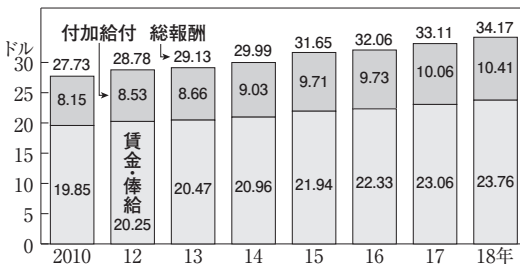
付加給付の変動率の推移 賃金・俸給と付加給付の変動率を各年で比較してみると図表1-4のとおり、多くの年で付加給付の変動率が賃金・俸給を上回っている。18年は、賃金俸給3.0%、付加給付3.5%だった。

すべての費用が増加 付加給付を構成する費用

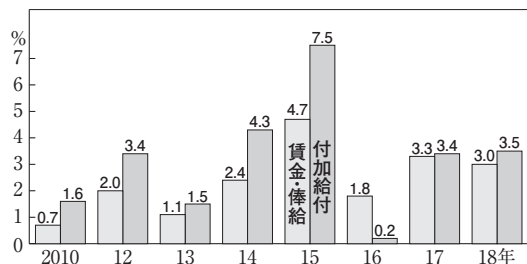
図表1-3 付加給付の費用



図表1-2 総報酬、賃金・俸給付加給付の費用



図表1-4 賃金・俸給と付加給付の費用の変動率



の動きは図表1-5のとおりだった。18年は退職年金貯蓄を除く費用項目で増加した。

付加給付の内訳では、保険の費用が最も多く2.74ドル、次いで法定ベネフィットの費用2.65ドル、有給休暇の費用2.40ドルが続いた。

費用項目別の動きは次のとおり。

有給休暇の費用は2.40ドル

有給休暇の費用は図表1-6のとおり、18年には2.40ドルになった。変動率は4.3%、10年比では27.7%増えた。

補足給与の費用は1.32ドル

補足給与の費用は図表1-7のとおり、14年から15年にかけて急増したのち、17年は1.17ドル、18年は1.32ドルになった。18年の変動率は12.8%だった。

保険の費用は2.74ドル

保険の費用は図表1-8のとおり、18年で2.74ドルとなり、変動率は3.4%、10年比では23.4%増えた。

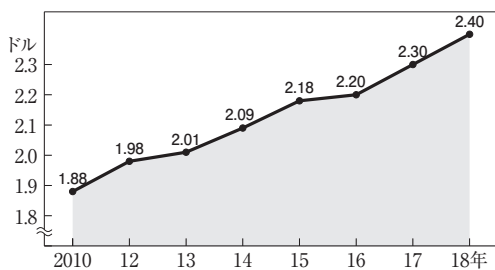
退職年金貯蓄の費用は1.30ドル

退職年金貯蓄の費用は図表1-9のとおりだった。15年にかけて増加してきたが、17年は1.34ドル、18年は1.30ドルの横ばいだった。

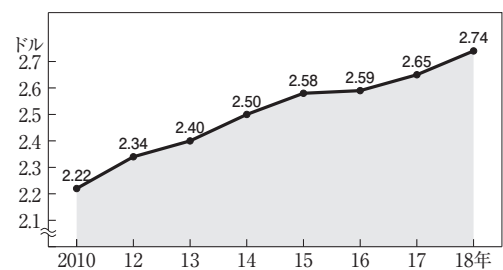
図表1-5 総報酬の内訳 (ドル)

区 分	2011年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
総報酬	28.10	28.78	29.13	29.99	31.65	32.06	33.11	34.17
賃金・俸給	19.85	20.25	20.47	20.96	21.94	22.33	23.06	23.76
付加給付	8.25	8.53	8.66	9.03	9.71	9.73	10.06	10.41
有給休暇	1.92	1.98	2.01	2.09	2.18	2.20	2.30	2.40
休暇	0.98	1.02	1.04	1.08	1.14	1.14	1.18	1.25
休祭日	0.60	0.61	0.62	0.63	0.66	0.67	0.69	0.72
病気休暇	0.24	0.25	0.25	0.26	0.26	0.27	0.28	0.30
その他の有給休暇	0.09	0.10	0.10	0.11	0.12	0.13	0.14	0.14
補足給与	0.76	0.83	0.81	0.85	1.12	1.16	1.17	1.32
時間外手当	0.25	0.25	0.24	0.25	0.26	0.27	0.26	0.29
シフト手当	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07
非生産ボーナス	0.44	0.52	0.50	0.54	0.80	0.84	0.85	0.96
保険	2.26	2.34	2.40	2.50	2.58	2.59	2.65	2.74
生命保険	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
医療保険	2.12	2.21	2.26	2.36	2.43	2.44	2.50	2.58
病気・事故災害保険	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
長期障害保険	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
退職年金貯蓄	1.00	1.02	1.06	1.15	1.31	1.23	1.34	1.30
確定給付型	0.42	0.43	0.45	0.50	0.61	0.53	0.59	0.53
確定拠出型	0.58	0.60	0.61	0.66	0.70	0.70	0.75	0.78
法定ベネフィット	2.31	2.36	2.39	2.44	2.51	2.54	2.60	2.65
社会保障・メディケア	1.66	1.69	1.71	1.75	1.82	1.85	1.92	1.99
連邦・失業保険	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04
州・失業保険	0.20	0.22	0.23	0.23	0.21	0.20	0.18	0.17
労災保険	0.42	0.41	0.41	0.42	0.44	0.45	0.46	0.46

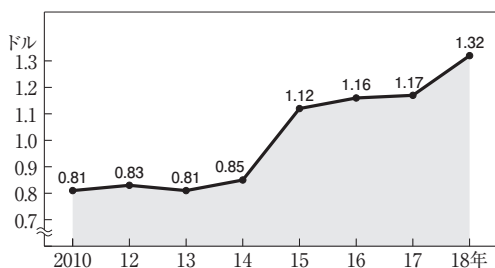
図表1-6 有給休暇の費用



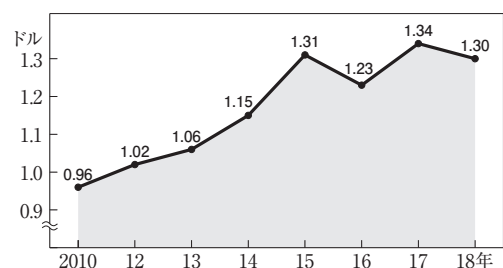
図表1-8 保険の費用



図表1-7 補足給与の費用



図表1-9 退職年金貯蓄の費用



法定ベネフィットの費用は2.65ドル 法定ベネフィットの費用は図表1-10のとおり、増加を続け、18年は2.65ドルとなり、変動率は1.9%だった。

付加給付=100とした構成比は25.5%で、10年の28.0%より低下した。

企業規模別の付加給付

付加給付の規模格差は2.2倍 企業規模別の付加給付は図表1-11のとおり、500人以上は1~99人の2.2倍だった。同規模間の賃金・俸給の格差1.5倍を上回った。

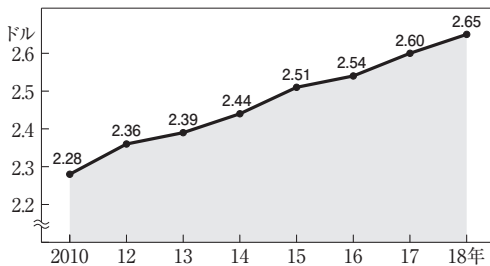
退職年金貯蓄の格差は3.8倍 企業規模別に費用別格差をみると図表1-12のとおりだった。1~99人に対する500人以上との格差は、退職年金貯蓄の費用が最も大きく3.8倍、有給休暇の費用の2.5倍、保険の費用の2.4倍が続いた。

属性別の付加給付

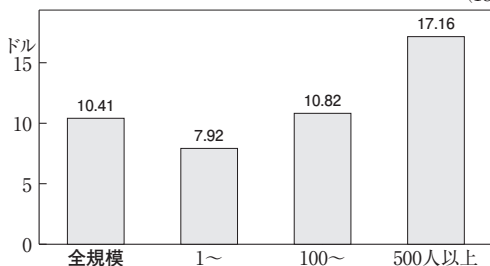
生産職は10.51ドル 属性別の18年の付加給付は図表1-13のとおりだった。生産職は10.51ドル、セールスは9.36ドル、事務職を含む管理補助は9.12ドルの順だった。パートタイムはフルタイムの3割程度の3.72ドルだった。労組ありは21.33ドル、なしは6割程度の11.79ドルだった。

項目別の費用 フルタイムとパートタイムの費

図表1-10 法定ベネフィットの費用の推移



図表1-11 企業規模別の付加給付の費用 (18年)



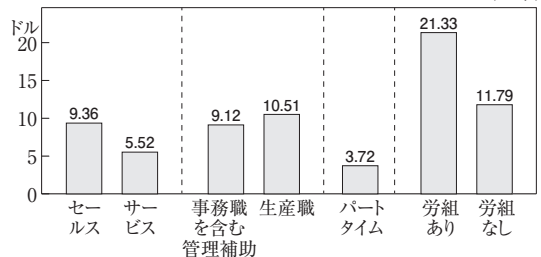
用は図表1-14のとおり、有給休暇の費用と保険の費用で格差が目立った。

労組の有無別では図表1-15のとおり、保険の費用、退職年金貯蓄の費用で労組ありが労組なしを大幅に上回った。

図表1-12 企業規模別の総報酬の内訳 (18年, ドル)

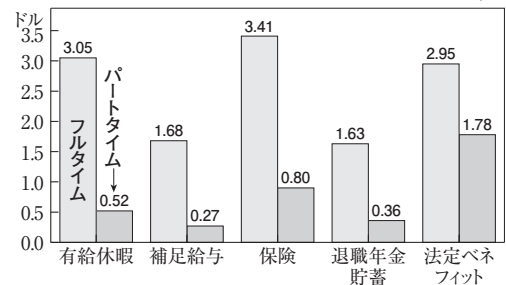
区分	1~99人	100~499人	500人以上
総報酬	28.79	34.76	49.16
賃金・俸給	20.87	23.94	32.00
付加給付	7.92	10.82	17.16
有給休暇	1.70	2.53	4.26
補足給与	1.17	1.08	2.12
保険	1.91	3.12	4.60
退職年金貯蓄	0.74	1.40	2.82
法定ベネフィット	2.39	2.69	3.35

図表1-13 属性別の付加給付の費用 (18年)

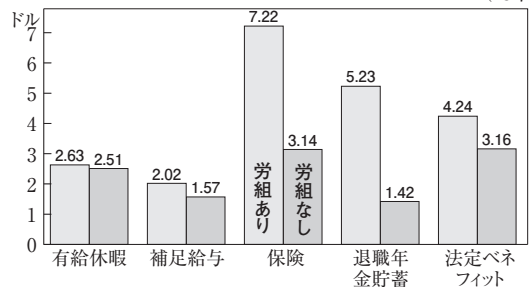


注 フルタイム平均12.72ドル

図表1-14 フルタイム、パートタイムの付加給付の費用 (18年)



図表1-15 労組有無別の付加給付の費用 (18年)



企業規模別の付加給付

18年は18.49ドルに増加 18年の州・地方政府職員の総報酬は図表2-1のとおり49.40ドルだった。賃金・俸給は30.91ドル、付加給付は18.49ドルだった。

付加給付の費用の推移は図表2-2のとおり、毎年増加している。10年の13.56ドルが18年までに36.4%増えた。同期間の民間企業の変動率27.7%を上回った。

賃金・俸給を上回る付加給付の変動率 賃金・俸給と付加給付の変動率の推移は図表2-3のとおり、付加給付の変動率が上回った。18年は、賃金・

図表2-4 管理職などの総報酬の内訳 (18年, ドル)

区 分	職種平均	管理職など
総報酬	49.40	59.33
賃金・俸給	30.91	38.35
付加給付	18.49	20.98
有給休暇	3.70	4.18
補足給与	0.49	0.40
保険	5.89	0.51
退職年金貯蓄	5.68	6.83
法定ベネフィット	2.73	3.06

俸給は1.9%アップだったが、付加給付は3.3%の増加だった。

管理職などの付加給付の18年の水準をみると図表2-4のとおりだった。職種平均の18.49ドルに対し、管理職などは1.1倍の20.98ドルだった。民間企業の管理職23.53ドルに比べると2.55ドル低かった。

民間企業との比較

総報酬は民間優位 州・地方政府職員と500人以上規模の民間企業とを比較してみると図表2-5のとおり、総報酬ではほと

んど差がなかった。

賃金・俸給は民間企業優位だったが、両者の差は1.09ドルと僅かだった。

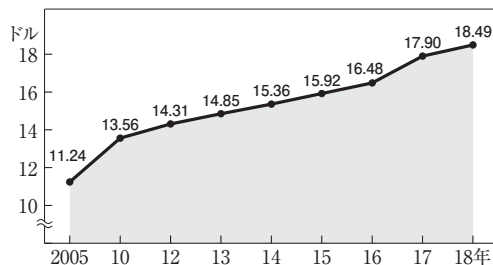
付加給付は州・地方政府優位 付加給付では、州・地方政府が18.49ドル、民間企業が17.16ドルで、州・地方政府が優位だった。

州・地方政府では、退職年金貯蓄の費用が民間企業の1.8倍だった。

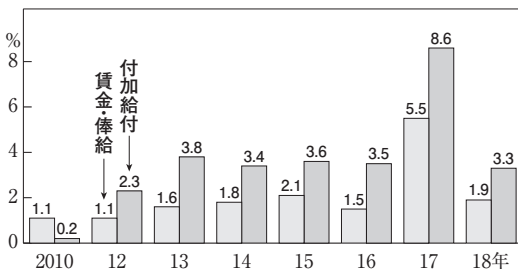
図表2-1 総報酬の内訳 (ドル)

区 分	2011年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
総報酬	40.54	41.16	42.12	43.10	44.25	45.23	48.24	49.40
賃金・俸給	26.55	26.85	27.27	27.75	28.33	28.75	30.34	30.91
付加給付	13.99	14.31	14.85	15.36	15.92	16.48	17.90	18.49
有給休暇	3.03	3.02	3.09	3.14	3.21	3.23	3.62	3.70
補足給与	0.33	0.33	0.33	0.35	0.35	0.38	0.48	0.49
保険	4.88	4.94	5.10	5.15	5.25	5.43	5.72	5.89
退職年金貯蓄	3.32	3.49	3.78	4.16	4.49	4.80	5.40	5.68
法定ベネフィット	2.44	2.52	2.55	2.57	2.60	2.64	2.68	2.73
その他	-	-	-	-	-	-	-	-

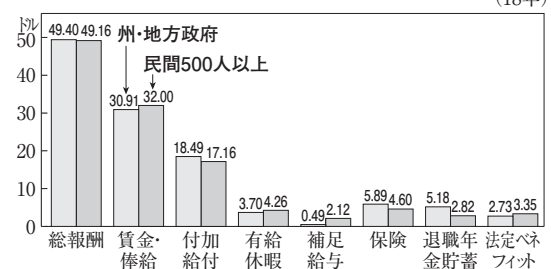
図表2-2 付加給付の費用



図表2-3 賃金・俸給と付加給付の費用の変動率



図表2-5 州・地方政府と民間企業の付加給付等の費用の比較 (18年)



「労働施策基本方針」が閣議決定

働き方改革の方向性を示す基本方針

働き方改革を推進するために、2018年7月6日に「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」「じん肺法」「雇用対策法」「労働契約法」「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」「労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律」からなる労働8法が改正された。

18年12月28日に閣議決定された「労働施策基本方針」は、雇用対策法から名称変更された「労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定および職業生活の充実等に関する法律」に基づき、労働者がある有する能力を有効に発揮できるようにするための基本的な方針を定めたもので、「働き方改革」の方向性を示したものと見える。

厚労省は、目指すべき社会の姿として、①誰もが生きがいを持って能力を最大限発揮することができる、②多様な働き方により自分の未来を自ら創ることができる、③意欲ある人々に多様なチャンスを生み出し、企業の生産性・収益力の向上が図られるをあげ、働き方改革を推進するとしている。

る。

本誌では、労働施策基本方針の第2章で例示された働き方改革の課題について、国や地方自治体、企業が実施することとされる取り組みを中心にみる。

労働施策分野では7課題・25の取り組みを例示

労働施策分野では図表1の第2章で示す7つの課題が示されている。各課題それぞれについて具体的な取り組みが25種類あげられている。その中から、企業が取り組むべき内容と国の方針を図表2～6に抜粋した。

長時間労働の是正 正社員の長時間労働問題は、健康不安、モチベーション低下、能力の発揮を妨げていると示唆、改善するために残業時間の上限規制、産業保健機能の強化、年休取得環境の整備、勤務間インターバル制度の普及促進に向け、都道府県労働局から企業・団体への働きかけを行なうほか、労働基準監督機関による長時間労働への事業場への監督指導を徹底するとしている。改善を促しても是正されないケース、過労死等を生じさせたケースなど、重大・悪質なケースについ

図表1 労働施策基本方針で掲げられた働き方改革の方向性

第1章 労働者が能力を有効に発揮できるようにすることの意義	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働き方改革の必要性 ○ 働き方改革推進に向けた基本的な考え方 ○ 本方針に基づく働き方改革の推進 		
第2章 労働施策に関する基本的な事項	1 労働時間の短縮等の労働環境の整備	働き方改革の効果 <ul style="list-style-type: none"> ● 労働参加率の向上 ● イノベーション等を通じた生産性の向上 ● 企業文化・風土の変革 ● 働く人のモチベーションの向上 ● 賃金の上昇と需要の拡大 ● 職務の内容や職務に必要な能力等の明確化、公正な評価・処遇等 	目指す社会 誰もが生きがいを 持って、その能力を 有効に発揮すること ができる社会 多様な働き方を可能 とし、自分の未来を 自ら創ることができる 社会 意欲ある人々に多様 なチャンスを生み出 し、企業の生産性・ 収益力の向上が図ら れる社会
	2 均衡のとれた待遇の確保、多様な働き方の整備		
	3 多様な人材の活躍促進		
	4 育児・介護・治療と仕事との両立支援		
	5 人的資本の質の向上、職業能力評価の充実		
	6 転職・再就職支援、職業紹介等の充実		
	7 働き方改革の円滑な実施に向けた連携体制整備		
第3章 その他の重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下請取引に関する対策強化 ○ 生産性向上のための支援 ○ 職業意識の啓発・労働関係法令等に関する教育 	など	

ては書類送検など厳正に対処する。

過労死 18年7月に閣議決定された「過労死防止大綱」に基づき、長時間労働の削減に向け労働行政機関等における対策を推進するとともに、調査研究、啓発、相談体制の整備を行なう。

中小企業 人手不足の影響が深刻な中小企業での働き方改革を推進するために、取り引き環境の整備、労務管理改善にワンストップで相談できる体制の整備、人材確保や生産性向上に向けた取り組みの支援、「働き方改革推進支援センター」による好事例などの提示、中退共・勤労者財産形成促進制度の利用促進を行なう。

賃上げ 年率3%程度を目処に、全国加重平均1,000円に向け最低賃金の引き上げを目指す。

図表2 労働環境の整備の内容（抜粋）

課 題	具体的施策・取り組みの内容
1 長時間労働の是正	時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時季指定、産業医・産業保健機能の強化等に関する周知徹底 年休の円滑な取得に向けた環境整備 勤務間インターバル制度の普及促進
2 過労死等の防止	過労死等の防止に向けた労働行政機関等における対策 調査研究、啓発、相談体制の整備
3 中小企業等に対する支援・監督指導	中小企業等がワンストップで相談できる体制の整備 人材確保や生産性向上に向けた取り組みの支援 働き方改革推進支援センターを中心とした丁寧な相談・支援 中退制度の加入促進、勤労者財産形成促進制度の利用促進 労働関係法令の周知、監督指導における中小企業等の事情に配慮した対応
4 業種等の特性に応じた対策等の推進	自動車運送業・建設業 ガイドライン等を活用した長時間労働是正の環境整備 医師 長時間労働是正に向けた検討 鹿児島県・沖縄県の砂糖製造業 人材確保、省力化等に関する支援
5 最低賃金・賃金引き上げと生産性向上	年率3%程度を目途に全国加重平均1,000円を目指した最低賃金引き上げ 中小企業等の生産性向上等の支援
6 産業医・産業保健機能の強化	企業での労働者の健康管理の強化 産業保健機能の強化
7 安全で健康に働ける労働環境の整備	労働災害防止計画の推進、労災保険制度による迅速かつ公正な保護の実施
8 職場のハラスメント対策および多様性を受け入れる環境整備	パワハラ対策の周知啓発や強化に向けた検討を進める セクハラ等に係る事業主の措置の履行確保や実効性確保のための検討 職場における性的指向・性自認に関する正しい理解の促進

産業保健 長時間労働者の面接指導、健康相談が確実に実施されるようにするとともに、小規模事業場における産業保健機能の強化を支援する。

ハラスメント・多様性対応 企業等の自発的なハラスメント対策を支援するとともに、対策の実効性を高める支援を行なう。職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進する。

非正規 同一労働同一賃金の実現に向け、雇用・就業形態が異なっても納得が得られる待遇を受けられる環境を整備するため、関連法の周知、業界別導入マニュアルの普及、公正な評価の導入を進める。希望して非正規で働く人の能力開発・キャリアアップの支援と待遇改善を図る。

転換支援 正規雇用への転換を求める非正規に対しては、現在の勤務先での正社員への転換を支援するほか、転職支援・能力開発支援を行なう。

柔軟な勤務 テレワーク、副業・兼業については労災や健康などの課題を踏まえつつ促進を図る。雇用類似の働き方、裁量労働制、高プロ制度については、法的保護の検討、監督指導を行なう。

女性の活躍 女性活躍推進法で定められる行動計画などの企業の取り組みを促進するとともに、長時間労働の是正、子育て中の女性に対する就職支援・職業訓練の実施、育児・介護休業法の確実な履行、男性の育児参加の取得促進、保育所や放課後児童クラブの整備を進める。

若者の活躍 職場への円滑な移行や定着を促す

図表3 均等待遇の確保、多様な就業形態の普及、雇用就業形態の改善の内容（抜粋）

課 題	具体的施策・取り組みの内容
1 雇用形態または就業形態にかかわらず公正な待遇の確保など非正規雇用労働者の待遇改善	同一労働同一賃金の実現に向け改正法の周知徹底や業界別導入マニュアルの普及、相談窓口整備、能力指標開発など非正規雇用労働者のキャリアアップ支援
2 正規雇用を希望する非正規雇用労働者に対する正社員転換等の支援	企業内における正社員転換の支援 転職支援、能力開発支援 無期転換ルールの円滑な実施の支援
3 柔軟な働き方がしやすい環境の整備	雇成型テレワークの普及促進 ①相談窓口の設置・運営や助成金等による導入支援 ②適正な労務管理のためのガイドラインの周知 副業・兼業の普及促進および制度的課題の検討 裁量労働制および高度プロフェッショナル制度について、制度内容の理解促進や監督指導による履行確保

ために学校と連携した支援に加え、正社員を希望するフリーターへの支援を実施する。

高齢者の活躍 雇用延長、定年延長を行なう企業への助成金の支給による支援などにより雇用・就業機会の確保を図る。高齢労働者の安全・健康を確保するため、高齢労働者の身体特性に応じた職場環境の整備を推進する。

障害者の活躍 健常者と障害者が共に働くことが当たり前の社会を目指す。就労支援に加え、精神障害、発達障害、難病患者など個別性の高い障害特性を有する就労希望者が増えていることを踏まえ、各人の状況に応じた就労環境整備を図る。

外国人材の受け入れ 外国人材を受け入れるために、労働関係法令の遵守、適正な労働条件の確保、外国人労働者の雇用管理の改善、外国人留学生の卒業後の就職支援、日本語能力の改善支援に取り組む。

様々な事情を抱える人への支援 ひとり親、生活保護受給者へ就職支援、職業訓練など支援を行なう。刑務所出所者、ホームレス等で就職を希望

図表4 多様な人材の活躍促進の内容 (抜粋)

課 題	具体的施策・取り組みの内容
1 女性の活躍推進	女性活躍推進法に基づく行動計画策定等の企業の取り組みの促進、女性活躍情報の見える化の徹底および必要な見直しの検討
2 若者の活躍促進	学校と連携した職場への円滑な移行・定着の支援 正社員就職を希望するフリーター等の支援
3 高齢者の活躍促進	継続雇用年齢の引き上げに向けた環境整備 生涯現役支援窓口の拡充等による再就職支援 地域の様々な機関の連携・シルバー人材センターによる支援による多様な就業機会の提供 健康・安全な職場環境の整備
4 障害者等の活躍促進	障害者差別の禁止および合理的配慮の提供を含めた、1人ひとりの状況に応じた就労環境の整備
5 外国人材の受け入れ環境の整備	外国人材の円滑な受け入れに向けた仕組みの構築 労働関係法令の遵守、適正な労働条件の確保をはじめとした外国人労働者の雇用管理の改善 高度外国人材の積極的な活用 外国人留学生の就職支援等
6 様々な事情・困難を抱える人の活躍支援	ひとり親、生活保護受給者、刑務所出所者、ホームレス等の就労支援

する人への就労支援、職場での定着支援を行なう。

育児・介護と仕事の両立 育児や介護で離職した人が再就職できるような取り組みを進める。さらに男性の育休取得、中小企業で育児・介護休業が取得しづらいなどの課題への支援も行なう。

治療と仕事の両立 病気の治療と仕事が両立できるように勤務中に受診しやすい環境の整備など企業における雇用環境改善の促進や医療機関における支援体制の整備、がん診療連携拠点病院等との連携など社会的サポートの仕組みを整える。

再教育環境の整備 職業人生の長期化、技術革新などによりリカレント教育の必要性が高まっていることを受け、関係省庁と連携して環境整備を推進する。

公正な評価 企業内外で通用する職業能力のもののさしを整備する。

図表5 育児・介護または治療と仕事の両立支援

(抜粋)

課 題	具体的施策・取り組みの内容
1 育児や介護と仕事の両立支援	育児・介護休業法に基づく措置の確実な履行確保および周知 男性による育児休業等の取得や中小企業における取り組みの促進
2 治療と仕事の両立支援	治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整える 保健医療施策や福祉施策等との連携を含めた総合的かつ横断的な対策の実施 がん診療連携拠点病院等と連携した就職支援の充実

図表6 労働者が能力を有効に発揮できるようにすることに関するその他の重要事項 (抜粋)

課 題	具体的施策・取り組みの内容
1 商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化	著しく短い納期等の設定や発注内容の頻繁な変更を行なわないなど、事業者の取引上必要な配慮の商慣行への浸透を図る 下請法等違反が疑われる事案の公正取引委員会・中小企業庁への通報制度の強化
2 労働条件の改善に向けた生産性の向上支援	生産性向上に向けた中小企業等の設備投資等に対する支援 働き方改革推進支援センターにおける商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等の経営支援機関と連携した丁寧な相談・支援の実施
3 学校段階における職業意識の啓発、労働関係法令等に関する教育の推進	職場見学やセミナー、インターンシップ等の職業意識啓発等の取り組みの推進 労働関係法令や社会保障制度に関する教育の推進

一般病床在院日数は10年間で2.6日短縮

厚生労働省が2018年12月に発表した17年の医療施設調査・病院報告によると、全病床の平均在院日数は28.2日だった。厚労省では金額がかさむ在院医療費の抑制に努めている。在院日数は、10年間で5.6日短くなった。ただし、介護療養病床は16.6日延びた。

一般病床の在院日数は16.2日

平均在院日数をベッドの種類別にみると右表のとおり、全病床の54%を占める一般病床が08年に比べ2.6日減の16.2日となった。療養病床は同30.3日減の146.3日、精神病床は45.2日減の267.7日だった。

都道府県別では高知県が最長

全病床の平均在院日数を都道府県別にみると、高知県（45.9日）が最長で全国平均を17.7日も上回った。以下、佐賀県（41.4日）、鹿児島県（41.3日）など西日本の県が並んだ。最も短かったのは神奈川県・東京都とともに22.1日、長野県（23.7日）、愛知県（23.9日）が続いた。

一般病床は高知県（21.3日）が最も長く、神奈川県（13.7日）が最も短かった。精神病床は山口県（413.0日）が最も長く、東京都（190.8日）が

平均在院日数 (各年間)

区分	平均在院日数		対08年増減数
	2017年	08年	
病院			
全病床	28.2	33.8	△ 5.6
精神病床	267.7	312.9	△45.2
感染症病床	8.0	10.2	△ 2.2
結核病床	66.5	74.2	△ 7.7
一般病床	16.2	18.8	△ 2.6
療養病床	146.3	176.6	△30.3
介護療養病床	308.9	292.3	16.6
介護療養病床を除く全病床	27.2		
療養病床を有する診療所			
療養病床	96.2	104.4	△ 8.2
介護療養病床	125.9	103.6	22.3

最も短かった。

療養病床は富山県（242.7日）が最も長く、長崎県（97.6日）が最も短かった。

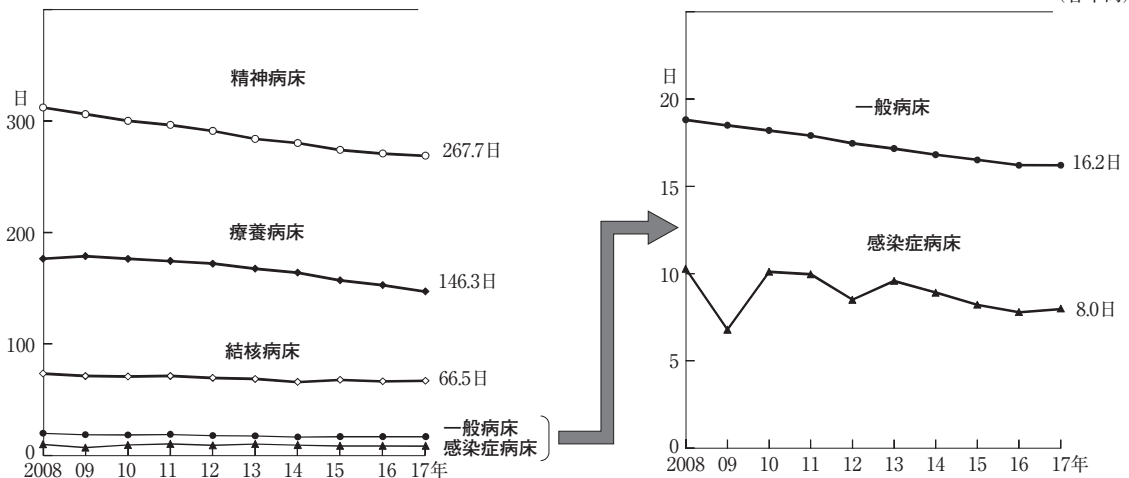
介護療養病床は秋田県（620.8日）が最も長く、山形県（74.1日）が最も短かった。

在院患者数は前年比0.1%増

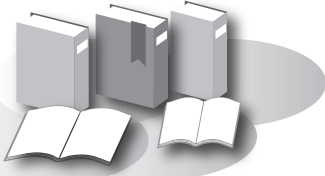
病院の施設数は8,412施設、ベッド数は155万4,879床と、前年よりそれぞれ0.4%減少した。1日当たりの平均在院患者数は前年比0.1%増の125万2,295人だった。

平均在院日数の年次推移

(各年間)



注 東日本大震災の影響により、11年3月分の報告において、病院の合計11施設は、報告のあった患者数のみ集計
熊本地震の影響により、16年4月分の報告において、熊本県の病院1施設は報告がなかったため除いて集計



クラブ活動の支援規程

～社内コミュニケーションの活性化を目的に～

千葉商科大学会計大学院会計ファイナンス研究科教授

(株)ベネフィット・ワン ヒューマンキャピタル研究所所長 可児俊信

第2回のポイント

1. 支援対象となるクラブの要件を規定し、目的に合ったクラブのみを支援する
2. 費用支援額の配分基準を規定し、公平性かつ納得性のある配分を行う
3. 費用補助が適正だったかを確認できる実績の検証が必要

クラブ活動支援の目的と課題

多くの職場でクラブ活動が行われている。クラブ活動を事業主が支援する目的としては、

- ①従業員間の交流を活性化させ、社内コミュニケーションを盛んにし、業務の生産性向上に役立つ
- ②従業員間の人間関係を密にすることで、従業員の定着を図る
- ③クラブ活動を通じた健康増進とメンタル不全の減少を図る
- ④活発なクラブ活動をつうじた採用面での効果などが考えられる。

なお、クラブ活動支援は事業主ではなく、共済会や職員互助会が行う事例も多い。この場合、目的は会員間の交流、健康増進があげられる。

一方で、クラブ活動支援の課題・問題点としては、

- ①クラブ活動者は任意参加であることから、支援を実施した際に従業員間の公平性に欠ける
 - ②クラブ活動支援の用途が明確ではない場合、一部クラブ員の私的利用の懸念がある
 - ③クラブ活動支援の要望に対し、どの活動までを支援の範囲とすべきかの判断が難しい
- が聞かれる。こうした課題を解決し、クラブ活動を支援する3社が定めたクラブ活動支援規程を紹介したい。各規程例は記事末に掲載している。

規程例1は、従業員規模が約5,000名のIT企業A社の規程である。クラブ数は100近くあり、規程もかなり詳細に規定されている。

規程例2は、従業員規模が1,000名弱の製造業B社の規程である。規定1と比べると規定内容はやや簡便となっている。

規定例3は、従業員数800名の製造業C社の規程

である。特徴はクラブ活動については、単独の規程を設けず、共済会規約で述べられているのみで、すべて内規となっている点である。クラブ数は11である。

3社の規程例を概観すると、クラブ活動支援規程の要点は、

- ①支援対象とするクラブ活動の要件
 - ②補助金の算定方式
 - ③クラブ活動の実態検証と予算・実績管理
- の3点あることがわかる。

ポイントは以下のとおりである。

支援対象となるクラブの要件

支援の対象となるクラブの要件については、規程例1では、第2条で具体的な活動内容を限定せず、会社が定めるクラブ活動支援の目的に合致することを要件としている。なお、規程例1・2とも、部員となり得る従業員の雇用形態等までの要件は定めていない。

また、規程例1では、活動の指導者として、OBも部員として認めている。

クラブ活動の財源と補助の方法

クラブ活動の財源は、一般的に部員から徴収する部費と事業主からの補助金で構成される。

補助金の算定方式は、大きく分けて2つある。規程例1では、申請された活動予算を前提に活動に必要な額を補助する方式である（第11条）。補助金額は、部費総額の2倍を上限としている。さらに交通費も別枠で補助している。

この規程では、活動加算をもとに補助金額を決定しているために、補助対象となる活動経費の内訳を詳しく規定している。また、補助した経費が、部員個人に帰属することがないようにしている。

製造業C社におけるクラブ活動の内容と支援の状況

(千円)

区分	活動予算 (A)	補助率 (B) (%)	補助額(C) =A×(B)	部費 (A)-(C)	活動・補助の内容
文化・リフレッシュ部	900	20.0	180	720	・自由観覧方式による演劇・映画・コンサート・博物館・美術館等の入場料、プロアマに限らずスポーツ見学に対して補助を行う ・文化教室、語学教室等、教養向上を目的とした参加費用を補助 ・健康増進、リフレッシュのためのジム、ヨガ教室の利用を補助 ・1人年間3回まで、補助は費用の70%。補助限度額は7,000円
スキー部	750	50.0	375	375	・スキー&ボードツアーのグループ参加費用を補助（個人車使用は不可） ・1人年間2回まで補助は費用の50%、補助限度額は、15,000円
家政部	85	-	17	68	・ホームメイドパン教室、クッキングスクールの料理教室を開催
野球部	395	20.0	79	316	・練習、合宿費用、スポーツ保険を補助
ボウリング部	204	20.0	41	163	・社員間の親睦をのため、事業所を超えた交流会等で自由に活動する
釣部	147	20.0	29	118	・各支部で釣り大会を開催
ハイキング部	111	20.0	22	89	・野山の散策で風景や景観、イベントを楽しみながら交流を深める
写真部	36	20.0	7	29	・社内誌掲載による作品展、写真鑑賞会を開催
テニス部	166	27.2	45	120	・事業所内の親睦や事業所を超えた交流の場として、活動を支援する
ゴルフ部	1,890	7.4	140	1,750	・補助金は1人年3回申請取得する事とし1回の取得金額は1人6,000円
フットサル部	542	20.0	108	434	・練習試合、合宿費用、傷害保険料を補助

他の算定方式としては、規程例2の第4条のように、部員数に補助単価を乗じて算出する方式が多い。この方式は、クラブ間での補助金額の配分において公平性が保たれるメリットがある一方、補助金を獲得するために活動実態のない部員を生む懸念があるため、クラブの決算や活動実績を検証する必要がある。

規程例3では、上表に示すように、補助金額は、クラブごとの活動予算の20%としている。各クラブが活動予算を提出し、予算額に対して原則20%の補助金が付く。予算額から補助額を差し引いた額が会費の総額となり、各会員で負担する仕組みである。よって、クラブ間での補助額の不公平はあまりない。予算が極端に多いクラブは補助金率が低く抑えられている。予算次第で会員の負担額が異なるため、定額の部費はない。

いずれもクラブ部員の自助努力を支援するという前提から、部員から部費を徴収していることを補助の要件としている。

もちろん部費を徴収せず、補助金のみで運営を賄うことも可能である。

カフェテリアプランの持ちポイントを部費または部の経費に充当して実質的な部員負担を無くしている会社もある。

クラブの運営管理

クラブが多く設立されると、規程に則って運営されているかの検証に負荷がかかる。

規程例1では、クラブ運営委員会を設置している。委員会の委員は各クラブの部長であり、クラブによる自治に委ねた形である。その代わり、規程で運営ルールを詳細に規定している。

規程例2では、クラブ運営の管理は人事部が掌管している。よって、規程は詳細までルール化されておらず、人事部の裁量に任されている。この事例はクラブ数が10程度と多くないことから、人事部の負荷で賄えていると思われる。

共済会や職員互助会が支援する場合は、共済会事務局が管理・検証を行うことになる。

いずれも規程例とも、クラブの新規設立時において、規約、部員、予算、活動計画の提出を求めている。活動の実績については、定期的に報告を求めており、透明な運営を心掛けている。

補助金の実績例

本誌No.2232号では、クラブ活動の実態等についてのアンケート調査結果を掲載している。それによると、1事業所当たりのクラブ数は20クラブ

である。その大部分は体育系となっている。

部員が負担する部費は1名当たり月平均1,824円となっている。それに対する補助金額は1名当たり年平均4,903円であり、部費の5分の1程度の補助が行われていた。1クラブ当たりの部員数は24.6名となっていることから、事業主等による補助金額は単純計算で4,903円×24.6名×20部＝年241万円にのぼる。

公平なクラブ活動支援のため規程を制定

前掲表では、規程例3のC社でのクラブ活動の一覧と予算額および補助内容を掲載している。

クラブによって活動や予算額にかなり差があることがわかる。ゴルフ部の予算が突出して多く、その分補助率が低くなっている。次に多いのがフットサル部で、体育系クラブは総じて予算額が多い。

社内でクラブ活動を活発化して、社内コミュニケーションの活性化や従業員の採用・定着に役立つことは有効な施策といえる。

一方で不透明な運用となり、不公平感が醸成されることも多い。

透明で公平なクラブ活動支援のために、規程の制定が望ましい。

規程例1 IT業A社が定めるクラブ活動支援規程

(目的)

第1条 クラブ活動支援は社員の文化、体育の向上、相互の親睦を目的としてこれを行う。

(クラブの要件)

第2条 クラブは次に掲げる要件を満たさなければならない。

①活動対象

- (イ) 社員の文化、体育の向上、相互の親睦を目的とするものであること
- (ロ) 健全で永続性がものであること
- (ハ) 危険性が強いもの、または射幸心をあおるものでないこと
- (ニ) 特に高価なもの、または特殊なものを必要としないものであること
- (ホ) 同地区に同じ活動を行うクラブがないものであること

③部員

- (イ) 部員の要件
 - a. 社員
 - b. 定年または勤続20年以上の退職したOB
 - c. クラブに長期間在籍した者でクラブ部長が推薦しクラブ運営委員会が入会を認めたOBのうち、各クラブが認めた者に限る
- (ロ) 加入・脱退が自由であること
- (ハ) 常時活動する部員が、OB部員を除いて年度末時点で10人以上在籍していること

④部費の徴収

- (イ) 一定額の部費を徴収し活動費に充当すること
- (ロ) 部費は月々徴収することを原則とし、1部員

月額300円以上であること

(設立申請)

第3条 クラブを設立しようとするときは、クラブ運営委員会に下記申請書類を提出し認定を受けなくてはならない。

- ①設立申請書
- ②クラブ規約
- ③部員名簿（部長、会計責任者の氏名を含む）
- ④活動計画書

(認定の取消)

第5条 第2条の要件のいずれかを欠いたときには、クラブ運営委員会の決議により、これを取消することができる。

(廃止の申請)

第6条 クラブを廃止するときは、クラブ運営委員会に廃止申請書を提出しなければならない。

(常備書類)

第7条 クラブは次の書類を常備し、会計・備品等の適正な管理を行うものとする。

- ①クラブ規約
- ②部員名簿
- ③収支明細書
- ④備品台帳
- ⑤その他必要な書類

(届出義務)

第8条 クラブは部長または会計責任者が変更されたとき、および所属部員に異動があったときはクラブ運営委員会に届出なければならない。

(活動報告)

第9条 クラブは毎会計年度、活動報告書ならび

に決算報告書をクラブ運営委員会に提出しなければならない。

2. クラブ運営委員会は前項の他、必要と認めるときはクラブに対し報告を求めることができる。

(補助費の申請)

第10条 クラブは、補助費の交付を受けようとするときには、クラブ補助費交付申請書を本会事務局に提出しなければならない。

(補助対象)

第11条 各クラブはその運営費の一部について、次の基準により補助を受けることができる。ただし、補助費は原則として徴収する部費総額の2倍を限度とする。

①備品費

クラブ活動に必要な基本的な備品で個人専用にならないものについては対象とする。備品とは耐用年数が1年以上のものをいう。

②修理費

本会にて購入した備品で、修理により使用可能なものの費用は対象とする。

③消耗品費

原則として対象外とする。ただし、基本的な活動に必要で個人取得にならない場合には対象とする場合がある。

④連盟加入費

クラブの基本活動を推進していくうえで必要と認められる団体への加入に限り対象とする。

⑤講師謝礼

クラブの活動を推進するうえで、模範技能を必要としクラブ内に適当な指導者がおらず、外部講師の指導を要する場合に限り対象とする。

⑥会場借用料

クラブの活動に必要で社内に適当な場所がない場合に限り対象とする。

⑦ユニホーム費

対外試合に必要な数量に限り対象とする。

⑧交通費・宿泊費

原則として対象外とする。ただし、合宿および本支店間の交流を目的とした活動に対しては参加者1人につき10,000円を限度として補助の対象とする。

規程例2 製造業B社が定めるクラブ活動支援規程

(クラブ活動の目的)

第1条 クラブ活動は社員の文化、体育の向上、相互の親睦を目的としてこれを行う。

(参加)

第2条 クラブ活動は全社員が参加でき、その選択は各人の自由とする。

(運営)

第3条 クラブ活動の全統括業務は人事部長が行う。

②クラブの設定は部費および部費の給与控除並びに会計責任者と現金出納簿を定めたクラブ規約の提出をもって認める。

尚、クラブ設置届にはクラブ規約に同意する旨の加入申込書の添付を必要とする。

③クラブ活動の日常管理は人事部長が行う。

(資金)

第4条 クラブ活動補助は当該年度において決定した予算より行う。各クラブに割り当てられた補助金をクラブ活動以外の目的に使用することはできない。

2. 補助金は原則として部費に比例し支給する。

(部長)

第5条 クラブ活動部門の部長の任免は人事部長が行う。

(報告・細部の取扱い)

第6条 事務局長は年2回以上クラブ活動状況を人事部長に報告しなければならない。

規程例3 製造業C社が定める共済会規約中のクラブ活動関連項目（共済会規約から抜粋）

第13条（事業）

①本会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の慶弔・見舞に関する事項
- (2) 会員の文化教養の向上に関する事項

(3) 会員の体位の向上、健康増進に関する事項

(4) 健全な娯楽および趣味の涵養と向上に関する事項

(5) その他、本会の目的を達成するに必要と認められる事項

文部科学省 2017年度

私立大学の 初年度納付金

— 全学部平均は133.3万円 —

授業料は2.5%増の90万93円

文科省私学助成課がまとめた、2017年度の私立大学入学者に係る初年度納付金の集計結果は次のとおり。

大学昼間部の初年度納付金は下表のとおり、全学部平均で133万3,418円となり、16年度に比べ1.3%増加した。13年度から15年度まで3年連続で減少、16年度は4年ぶりに上昇した。17年度は133.3万円で2年連続の上昇となった。

内訳は、授業料90万93円（前年度比2.5%増）入学金25万2,030円（同0.6%減）、施設設備費18万1,294円（同2.3%減）だった。

初年度納付金を学科系別にみると、文科系は116万5,310円（前年度比1.3%増）、理科系は154万896円（同

1.5%増）、医歯系は477万957円（同0.5%減）、その他（家政・芸術・体育・保健）は145万2,102円（同0.2%減）だった。

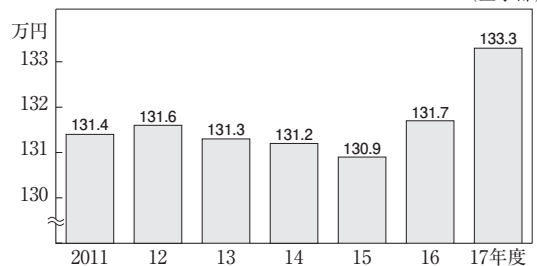
17年度の国立大標準額は私立大の61%

17年度の国立大学初年度納付金の標準額は16年度と同額の81万7,800円だった。これは私立大の初年度納付金（17年度）の61%に相当する。国立大の内訳は入学金が28万2,000円、授業料は53万5,800円だった。入学金は02年から、授業料は05年から据え置かれている。

17年度の私立大の授業料は同年度の国立大を約36万円上回った。17年度の入学金は私立大25万2,030円、国立大28万2,000円で、国立大学が14年連続で上回った。

ただし、私立大では別途、施設設備費18万1,294円（17年度）の負担がある。

私立大入学者の初年度納付金の推移 (全学部)



(昼間部)

私立大学入学者の初年度納付金

(対象は16年度576校、17年度580校)

関係学部別	区分	授業料		入学金		施設設備費		合計		
		16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度	上昇率
文科系	文・教育	772,283円	790,025円	237,052円	233,136円	167,513円	162,950円	1,176,847円	1,186,112円	0.8%
	神・仏教	716,067	729,327	224,603	214,288	161,917	159,613	1,102,587	1,103,228	0.1
	社会福祉	736,325	747,726	217,480	214,439	193,396	183,025	1,147,201	1,145,190	△0.2
	法・商・経	751,513	777,446	234,586	232,284	147,210	142,784	1,133,308	1,152,515	1.7
	平均	758,854	781,003	234,763	231,811	157,246	152,496	1,150,863	1,165,310	1.3
理科系	理・工	1,033,614	1,068,849	243,602	242,670	170,466	162,827	1,447,682	1,474,346	1.8
	薬	1,437,492	1,435,167	340,543	341,541	303,040	305,834	2,081,075	2,082,542	0.1
	農・獣医	908,741	965,891	246,435	246,282	201,162	200,987	1,356,338	1,413,161	4.2
	平均	1,071,560	1,101,854	256,208	254,941	190,565	184,102	1,518,333	1,540,896	1.5
医歯系	医	2,736,813	2,667,583	1,279,386	1,325,507	1,075,067	1,050,137	5,091,266	5,043,227	△0.9
	歯	3,167,038	3,167,038	563,403	563,403	558,798	558,798	4,289,239	4,289,239	0.0
平均	2,896,848	2,847,940	1,013,054	1,050,306	883,026	872,711	4,792,928	4,770,957	△0.5	
その他	家	796,049	806,677	256,986	255,704	200,989	190,722	1,254,025	1,253,103	△0.1
	芸	1,115,846	1,108,953	256,675	259,312	269,047	267,937	1,641,568	1,636,203	△0.3
	体	805,524	814,856	256,747	258,265	230,983	221,032	1,293,254	1,294,152	0.1
	保	990,823	995,575	276,494	272,467	232,712	232,766	1,500,029	1,500,808	0.1
	平均	955,473	957,495	265,694	264,503	233,970	230,103	1,455,137	1,452,102	△0.2
全学部平均		877,735	900,093	253,461	252,030	185,620	181,294	1,316,816	1,333,418	1.3
対前年度上昇率		1.1%	2.5%	△1.0%	△0.6%	0.6%	△2.3%	0.6%	1.3%	-

注 上昇率は対前年度上昇率、医学部保健学科は「保健」区分に含める

福利厚生関連指標 (2019年2月分)

区分	単位等	時 点	数値	出所、備考
社内預金	平均利率年・%	17年 3月末 18年 3月末	0.79 ↓	厚労省
住宅ローン 注1 Q都銀 適用日 年・%	変動 毎月型	17年 4月 1日 19年 2月 1日	店頭金利 2.475 ↓	引下後金利 0.625~0.775 ↓
		固定特約 固定10年	18年11月 1日 19年 2月 1日	3.45 3.29
	19年 2月1日の金利引下幅			1.7~1.85
フラット 35 注2	金利 年・% 最多金利	18年10月 1日	1.41	住宅金融支援 機構 資金受取月 新機構団信付
		11月 1日	1.45	
		12月 1日	1.41	
		19年 2月 1日	1.31	
財形住宅 金融金 利	金利 年・% 当初5年	17年10月	0.67	財形住宅金融 改定日
		18年10月	0.71	
		19年 1月	0.67	
長プラ	基準金利 年・%	16年 3月10日 7月 8日 8月10日 17年 7月11日	0.95 0.90 0.95 1.00	日銀 実施日
		17年 3月10日	0.95	
		17年 7月8日	0.90	
		17年 8月10日	0.95	
新築住宅 工事費 予定額	㎡単価 万円	17年平均 17年11月 18年11月	17.9 18.1 18.1	注3 居住専 用 木造一戸 建 着工単価
		17年計 17年11月 18年11月	284,223 24,904 25,527	
		17年計 17年11月 18年11月	5,770 409 564	
新設住宅	持ち家 戸数	17年平均 17年11月 18年11月	68.0 67.9 65.5	注3 注 新設とは 新築、増・ 改築によっ て住宅の戸 が新たに造 られる工事
		17年平均 17年11月 18年11月	68.0 67.9 65.5	
		17年平均 17年11月 18年11月	68.0 67.9 65.5	
新築マン ション 分譲価 格 万円/戸	首都圏	17年平均 17年12月 18年12月	5,908 6,019 5,896	不動産経済研
		17年平均 17年12月 18年12月	3,836 3,913 4,167	
	近畿圏	17年平均 17年12月 18年12月	3,836 3,913 4,167	
新築マン ション 分譲価 格 ㎡/戸 万円	首都圏	17年平均 17年12月 18年12月	85.9 86.4 86.2	
		17年平均 17年12月 18年12月	63.0 66.2 65.5	
	近畿圏	17年平均 17年12月 18年12月	63.0 66.2 65.5	
住宅ローン 返済額	月額・円 (勤労者 世帯)	17年平均 17年11月 18年11月	90,723 81,437 83,362	注4 ローン返済世 帯
フラット35 返済負担 率(%)	マンショ ン融資 (全国)	15年度 16年度 17年度	20.7 21.1 21.3	住宅金融支援 機構

注1 保証料一括前払い型 店頭金利-引下幅=引下後金利
 2 返済期間21~35年以下、融資率9割以下、保証型除く。17年10月以降、新機構団信の保険料(0.2%)を含んだ金利
 3 国交省「住宅着工統計」

区分	単位等	時 点	数値	出所、備考
個人向け 住宅資 金貸出	新規貸出 億円	18年 3月期 6月期 9月期	41,977 32,498 35,635	日銀 国内銀行 割賦返済方式
		17年平均 18年 1月 19年 1月	27,665 22,778 33,994	
		17年平均 18年 1月 19年 1月	8,562 8,571 8,801	
民営家賃	3.3㎡/戸 円	17年平均 18年 1月 19年 1月	5,166 5,144 5,141	総務省 小売 物価統計調 査 ※以下、都区 部、ただし、 宿泊料のみ 全国
都市再生 機構 家賃	3.3㎡/戸 円	17年平均 18年 1月 19年 1月	5,166 5,144 5,141	
灯油 円	18L	17年平均 18年 1月 19年 1月	1,529 1,632 1,744	
宿泊料 2食、円	税・サ込	17年平均 18年 1月 19年 1月	20,389 20,428 20,456	民営和式 休前日
家事代行 料	台所清掃 1回	18年 1月 19年 1月	17,100 16,785	レンジフード 幅95cm未満
出産費 円	正常分娩 料+入院	18年 1月 19年 1月	422,410 428,990	国立病院 入院7日間
人間ドク ク、円	1回 日帰り	18年 1月 19年 1月	57,856 57,856	男性 1日ドック
自動車 ガソリ ン代	1L	17年平均 18年 1月 19年 1月	132 140 139	レギュラー
公立保育 料、円	2歳児1人 1カ年	18年 1月 19年 1月	298,096 301,435	所得税 130,000円世帯
家計金融 資産	現在高 兆円	18年 6月末 9月末	1,848 1,859	日銀 08SNA
公的年金 夫婦、円	夫65歳~ 妻60歳~	17年平均 18年11月	191,019 3,972	注4 無職世帯
厚生年金 月額、円	男女平均 老齢相当	17年 8月 18年 8月	147,652 146,510	注5 厚年第1号計
確定給付 年金	加入者数 万人	17年 3月末 18年 3月末	826 901	信託協会受託 概況 企業型
確定拠出 年金	企業型	18年 9月末 10月末	684.6 689.5	企業型
加入者数 万人	個人型 (iDeCo)	18年10月末 11月末	106.7 109.3	個人型 (iDeCo)
	18年10月末 11月末	106.7 109.3		
修正総合 利回り	年、%	16年度 17年度	3.52 4.49	企業年金連 企業型
雇用人員	過剰-不 足	18年 9月期 12月期 (先行き)	-33 -35 -38	日銀 全規模 全産業
		18年 9月期 12月期 (先行き)	-33 -35 -38	
		18年 9月期 12月期 (先行き)	-33 -35 -38	

注4 総務省「家計調査」(全国)
 5 厚労省「厚生年金保険・国民年金事業状況(事業月報)」
 6 厚労省「確定拠出年金の施行状況」
 共通 金利欄の↓は表示年月日まで同一金利が続いていることを示す